

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和2年12月11日）

提案課名 生涯学習課

報告者名 磯崎 篤

事案名	第4次秦野市生涯学習推進計画案について	資料 <input checked="" type="checkbox"/>
提案趣旨	<p>「秦野市生涯学習推進計画」については、平成9年3月に第1次計画を策定し、市民の生涯学習の推進について施策の展開を図ってまいりました。</p> <p>今年度末をもって現計画期間が終了するため、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした「第4次秦野市生涯学習推進計画」案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>1 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。</p> <p>2 計画の構成 第1章 計画策定にあたって 第2章 計画策定の背景と現況 第3章 基本構想 第4章 基本計画</p>	
経過	<p>1 秦野市生涯学習推進計画専門部会における検討 第1回 令和元年 9月 3日 第2回 " 10月11日 第3回 令和2年 2月21日 第4回 " 8月17日 第5回 " 10月 5日</p> <p>2 庁内意見照会 令和元年12月25日～令和2年1月16日 令和2年10月20日～11月10日</p>	
今後の進め方	<p>令和2年12月15日 議員連絡会へ報告（意見聴取は令和3年2月8日まで）</p> <p>" " 25日 総合教育会議での協議</p> <p>令和3年 1月 1日 パブリック・コメントの実施（広報はだの1月1日号掲載、意見募集は令和3年2月1日まで）</p> <p>" 2月 専門部会で計画(案)の最終協議・承認</p> <p>" 3月 社会教育委員会議で計画(案)の最終協議・承認</p> <p>" 3月 教育委員会会議での計画(案)議決</p> <p>" 3月 第4次秦野市生涯学習推進計画の策定</p>	

## 第4次秦野市生涯学習推進計画案について

令和2年12月11日  
文化スポーツ部生涯学習課

## 1 目的

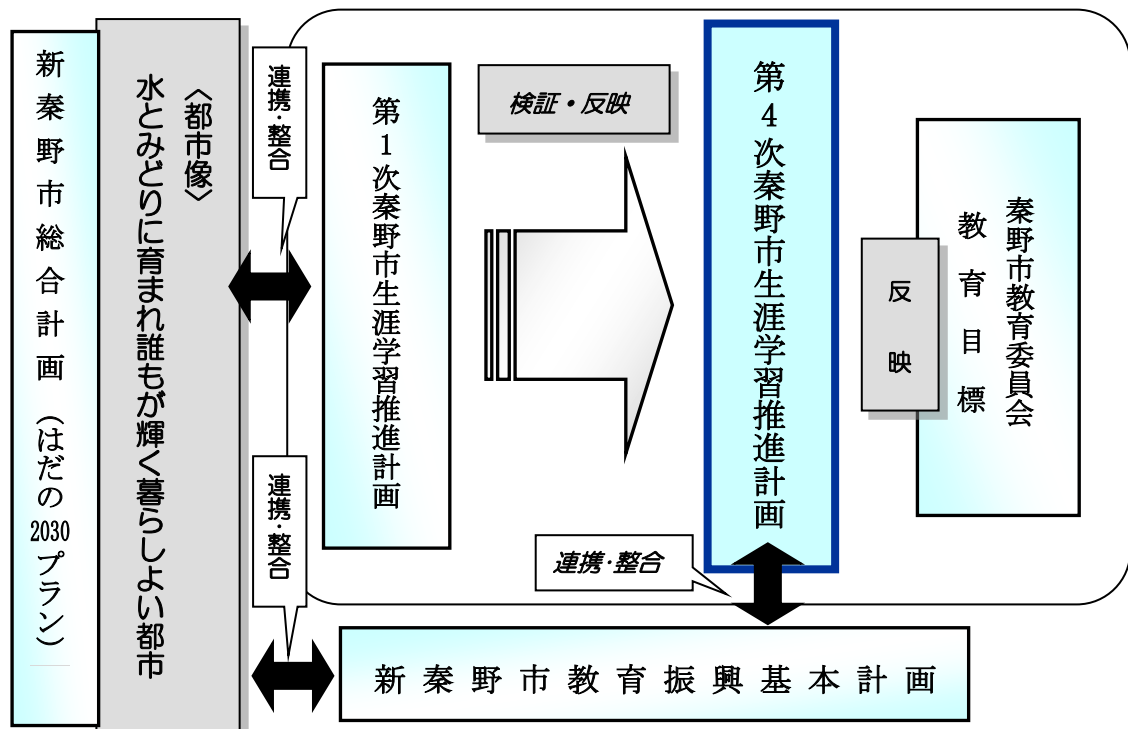
市民一人ひとりが生涯学習に気軽に取り組み、幸せな生き方や社会を構築するため、「秦野市生涯学習推進計画」を平成9年3月に第1次計画、平成23年3月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画を策定し、施策を推進してきました。

そして、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進するための指針として令和3年から7年までの5年間を計画期間とする「第4次秦野市生涯学習推進計画」について、現在、策定作業を進めています。

## 2 位置付け

本市の都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」や「秦野市民憲章」、「秦野市教育委員会教育目標」を踏まえ、「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して」という基本理念とその実現を図るための計画づくりを行います。

そして、「新秦野市総合計画(はだの2030プラン)」や「新秦野市教育振興基本計画」をはじめ、関連する他の計画との連携・整合を図り、生涯学習分野における個別計画として位置付けをします。



### 3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

### 4 改定のポイント

- (1) 現計画の重点施策「魅力ある地域学習の推進」を引き続き重点施策として位置付け、市民が学習を通じて理解し、身につけた成果を地域で生かす仕組みづくりを推進していきます。
- (2) 基本理念について、「市民が生涯にわたり、自由に生き生きと学び、その喜びと成果を地域で生かし、幸福感を持って生活するための生涯学習」から「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域で生かすことができる社会を目指して」とし、生涯学習を定義するような文言から、計画が目指す姿へ修正しました。
- (3) 人生100年時代、超スマート社会（Society 5.0）の到来、新型コロナウイルス感染症拡大による新しい生活様式の採用及び持続可能な開発目標：SDGsの採択など、市民一人ひとりを取り巻く環境が大きく変化しているため、現計画における取り組みの中から現代的課題を洗い出し、基本施策として新設しました。

## 秦野市生涯学習推進計画 新旧対照表(章立て)

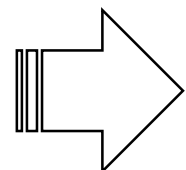
現計画【平成28年度～令和2年度】	新(第4期)計画案【令和3年度～7年度】	現行体系	主な改定内容
はじめに	はじめに		
目次	目次		
第1章 計画策定にあたって(P.1～6)	第1章 計画策定にあたって(P.1～6)		
1 計画の趣旨	1 計画の趣旨	1章1	
2 生涯学習の捉え方	2 生涯学習の捉え方	1章2	
3 計画の位置付け	3 計画の位置付け	1章3	
4 計画の構成と期間	4 計画の構成と期間	1章4	
第2章 計画策定の背景と現況(P.7～16)	第2章 計画策定の背景と現況(P.7～16)	摘要	主な改定内容
1 生涯学習の動向	1 生涯学習の動向	2章1	◆「1 生涯学習の動向」について、世界、日本、県、市の最新の動向を追加しました。 ◆「2 社会的背景」について、「人生100年時代の到来」、「持続可能な開発目標・SDGsの採択」を追加し、第3章「3 施策の体系」にも関連するSDGsの目標を組み込みました。 ◆「本市の生涯学習の取組状況」で記載している「現状と課題」、「取組みの例」は、「第4章 基本計画」へ移行しました。
2 社会的背景	2 社会的背景	2章2	
3 本市の生涯学習の取組状況	<del>3 本市の生涯学習の取組状況</del>	4章2, 3	
第3章 基本構想(P.17～21)	第3章 基本構想(P.17～22)	摘要	主な改定内容
1 基本理念	1 基本理念	3章1	◆「1 基本理念」について、「市民が生涯にわたり、自由に生き生きと学び、その喜びと成果を地域で生かし、幸福感を持って生活するための生涯学習」から「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域で生かすことができる社会を目指して」へ変更しました。生涯学習の説明的な文言から、計画が目指す姿へ修正しました。
2 施策の方針	2 施策の方針	3章2	
3 施策の体系	3 施策の体系	3章3	
第4章 基本計画(P.22～35) ※詳細は別紙2を参照	第4章 基本計画(P.23～41) ※詳細は別紙2を参照	摘要	主な改定内容
1 基本施策	1 基本施策	継続	◆現計画の第2章「3 本市の生涯学習の取組状況」で触れている内容を「現状と課題」「取組例」として第4章に記載し、施策と具体的な事業名のつながりをイメージしやすい表記に変更しました。
2 施策の柱	2 現状と課題	新規	
3 主な施策の展開(取組み)	3 取組例	新規	
	4 施策の柱	継続	
	5 主な施策の展開(取組み)	継続	
参考資料(P.36)	参考資料	摘要	主な改定内容
1 策定の経過	1 生涯学習に関するアンケート調査報告書	新規	◆計画の見直しを行うに当たり、市民の生涯学習に対する関心や活動状況、要望等を把握するために実施した「生涯学習に関するアンケート調査」の報告書を添付予定です。
2 秦野市社会教育委員	2 策定の経過	継続	
3 協力者	3 秦野市社会教育委員	継続	
	4 協力者	継続	

## 秦野市生涯学習推進計画 新旧対照表(第4章 基本計画)

○第4章基本計画における施策の体系について、専門部会での協議及び関係各課への照会を踏まえ、作成しています。  
 ○文言整理など、軽微な修正は掲載していません。

### 【現計画】

現計画【平成28年度～令和2年度】
<b>【基本施策1】地域学習の推進[重点施策]</b>
(1) 地域資源に関する学習の推進
① 郷土や伝統文化を知り、保存・伝承していくための学習の充実
② 自然環境学習の充実
③ 産業についての学習の充実
(2) 地域課題の解決に向けた学習への支援
① 異年齢・異世代間の交流機会の充実
② 地域福祉に関する学習の充実
③ 安全・安心に関する学習の充実
④ 人権、男女共同参画、平和に関する学習の充実
⑤ 現代的・社会的課題に対応する学習の充実
(3) 地域づくりを担う人材育成の推進
① ボランティアの充実
② 人材活用の推進
(4) 地域における学習成果の活用の促進
① 学習成果を発表する機会の充実
② 学習成果を地域で生かす機会の充実
(5) 学校・家庭・地域の連携強化
① 日常的なサポート体制の推進



### 【新計画】

新(第4次)計画案【令和3年度～7年度】	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
<b>【基本施策1】魅力ある地域学習の推進[重点施策]</b>	
<b>(1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実</b>	生涯学習やコミュニティ活動の拠点である公民館事業の充実を図ることができるよう、【現】2-(3)-①、②、③から移動し、重点施策として位置付けました。
① 市民提案型事業の充実	
② 公民館協働事業の充実	
③ 地域協働事業の充実	
(2) 地域づくりを担う人材育成の推進	【現】1-(3)から移動
<b>① 将来を担う人づくりの推進</b>	<b>新規</b>
② ボランティアの充実	
③ 人材活用の推進	
(3) 地域における学習成果の活用の促進	【現】1-(4)から移動
① 学習成果を発表する機会の充実	
② 学習成果を地域で生かす機会の充実	
(4) 地域資源に関する学習の推進	【現】1-(1)から移動
① 郷土や伝統文化を知り、保存・継承していくための学習の充実	
② 身近な自然環境学習の充実	
③ 産業についての学習の充実	
(5) 地域課題の解決に向けた学習への支援	
① 異年齢・異世代間の交流機会の充実	【現】1-(2)-①から移動
② 地域福祉に関する学習の充実	【現】1-(2)-②から移動
③ 安全・安心に関する学習の充実	【現】1-(2)-③から移動
(6) 学校・家庭・地域の連携強化	【現】1-(5)から移動
① 日常的なサポート体制の推進	
<b>② コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進</b>	<b>新規</b>

人口減少や超高齢社会をはじめとする多様な問題が顕在化する社会において、住民主体で課題や時代の変化に対応することができるよう、地域の将来を担う人づくりの推進を新たな取り組みとして追加します。

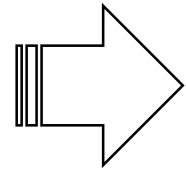
「地域に開かれた学校づくり」を目指すために必要となる地域全体で子どもたちを支える活動を推進するため、新たな取り組みとして追加します。

**【現計画】**

現計画【平成28年度～令和2年度】	
<b>【基本施策2】多様な学習機会の提供</b>	
<b>(1) 文化・芸術に関する学習の推進</b>	
① 文化・芸術に関する講座等の充実	
② 文化・芸術振興事業への支援	
③ 文化財保存活用事業の推進	
<b>(2) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進</b>	
① スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の充実	
② スポーツ施設の充実	
③ 健康づくりの推進	<b>【現】2-(2)-②は5-(2)-②へ統合。 【新】2-(2)-③は2-(4)-①へ統合。</b>
④ 食育の推進	
<b>(3) 市民の生涯学習を支援する拠点としての公民館や図書館の充実</b>	
① 市民提案型事業の充実	
② 公民館協働事業の充実	<b>【現】2-(3)-①、②、③は、 【新】1-(1)-①、②、③へ移動。</b>
③ 地域協働事業の充実	
④ 地域や市民の課題解決を支援する図書館サービスの推進	
⑤ 子ども読書活動の推進	
⑥ 特色ある図書館活動の推進	
<b>(4) 国際化に関する学習の推進</b>	
① 多文化共生に関する学習の推進	
② 外国籍市民への学習支援	
<b>(5) 高度情報化社会に関する学習の推進</b>	
① 情報の取扱い等に関する学習の推進	

**【新計画】**

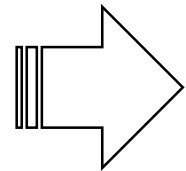
新(第4次)計画案【令和3年度～7年度】		整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
<b>【基本施策2】多様な学習機会の提供</b>		
<b>(1) 生涯学習の拠点としての図書館の充実</b>		
① 市民の課題解決を支援する図書館サービスの推進		<b>【現】2-(3)-④から移動</b>
② 子ども読書活動の推進		<b>【現】2-(3)-⑤から移動</b>
③ 特色ある図書館活動の推進		<b>【現】2-(3)-⑥から移動</b>
<b>(2) 歴史や文化財に関する学習の推進</b>		
① 文化財保存活用事業の推進		<b>【現】2-(1)-③から移動</b>
<b>(3) 文化・芸術に関する学習の推進</b>		
① 文化・芸術に関する公演等の充実		<b>【現】2-(1)-①から移動</b>
② 文化・芸術振興事業への支援		<b>【現】2-(1)-②から移動</b>
<b>(4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進</b>		
① スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の充実		<b>【現】2-(2)-①から移動</b>
② 食育の推進		<b>【現】2-(2)-④から移動</b>



生涯学習における現代的課題とは、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要がある課題と定義されています。現代社会が複雑・多様化する中で、市民一人ひとりの生活に影響が大きい問題に対しては、自らが課題を見つけ、学び、考え、判断し、行動することが重要となります。人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)の到来、新型コロナウイルス感染症拡大による新しい生活様式の採用及び持続可能な開発目標:SDGsの採択など、市民一人ひとりを取り巻く環境が大きく変化している昨今、現計画における取り組みの中から今一度現代的課題を洗い出し、基本施策として新設しました。

現計画【平成28年度～令和2年度】	

新(第4次)計画案【令和3年度～7年度】		整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
<b>【基本施策3】現代的課題に関する学習機会の提供</b>		
<b>新規</b>		
<b>(1) 環境との共生に関する学習の推進</b>		
① 自然や環境の保護に関する啓発活動の推進		
② 環境学習の充実		
<b>(2) 多文化共生に関する学習の推進</b>		
① 多文化共生に関する学習の充実		<b>【現】2-(4)-①から移動</b>
② 外国籍市民への学習支援		<b>【現】2-(4)-②から移動</b>
③ 平和に関する学習の充実		<b>【現】1-(2)-④から移動</b>
<b>(3) 人権・男女共同参画に関する学習の推進</b>		
① 人権・男女共同参画に関する学習の充実		<b>【現】1-(2)-④から移動</b>
<b>(4) 高度情報化社会に関する学習の推進</b>		
① 情報の取扱い等に関する学習の推進		<b>【現】2-(5)-①から移動</b>

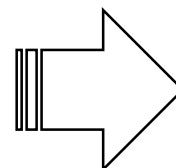


**【現計画】**

現計画【平成28年度～令和2年度】
<b>【基本施策3】成長過程に応じた学習機会の提供</b>
(1) 乳幼児期における学習の推進
① 家庭教育の充実
② 地域における子育て支援事業の充実
③ 当事者活動への支援
(2) 青少年期における学習の推進
① 青少年の健全育成に関する支援
② 非行防止活動の推進
③ 居場所づくり
(3) 成人期における学習の推進
① リカレント教育の充実
② 消費生活に関する学習の充実
(4) 高齢期における学習の推進
① 高齢者の健康に関する学習の充実
② 高齢者の知識、技能等の活用
③ 当事者活動への支援
④ 生活に係るリスクに関する学習の充実

**【新計画】**

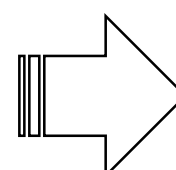
新(第4次)計画案【令和3年度～7年度】	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
<b>【基本施策4】ライフステージに応じた学習機会の提供</b>	
(1) 乳幼児期における学習の推進	
① 家庭教育支援の充実	
② 地域における子育て支援事業の充実	
③ 当事者活動への支援	
(2) 青少年期における学習の推進	
① 青少年の健全育成に関する支援	
② 非行防止活動の推進	
③ 居場所づくり	
(3) 成人期における学習の推進	
① リカレント教育の充実	
② 消費生活に関する学習の充実	
(4) 高齢期における学習の推進	
① 高齢者の健康に関する学習の充実	
② 当事者活動への支援	
③ 高齢者の知識、技能等の活用	
④ 生活に係るリスクに関する学習の充実	



現計画【平成28年度～令和2年度】
<b>【基本施策4】学習環境の整備</b>
(1) 施設の有効的な利活用と連携
① 施設の有効的な利活用
② 施設の充実
③ 他機関との連携
(2) 情報提供の充実
① 生涯学習に関する情報提供
② 生涯学習ネットワークの充実

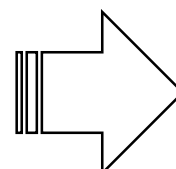
新(第4次)計画案【令和3年度～7年度】	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
<b>【基本施策5】学習環境づくりの推進</b>	
(1) 情報発信の充実	
① 生涯学習に関する情報提供	【現】4-(2)-①から移動
② 生涯学習ネットワークの充実	【現】4-(2)-②から移動
③ <b>SNS等を利用した情報発信の充実</b>	<b>新規</b>
(2) 施設の有効的な利活用と連携	【現】4-(1)から移動
① 施設の有効的な利活用	
② 施設の充実	
③ 他機関との連携	

近年の高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、情報を得る手法が増加していることから、より多くの世代に生涯学習情報が届けられるよう、新たな取り組みとして追加します。



現計画【平成28年度～令和2年度】
<b>【基本施策5】推進体制の整備</b>
(1) 市民と行政の協働の推進
① 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進
② ネットワーク型行政の推進
③ 庁内での推進体制の整備
④ 市民ニーズの把握

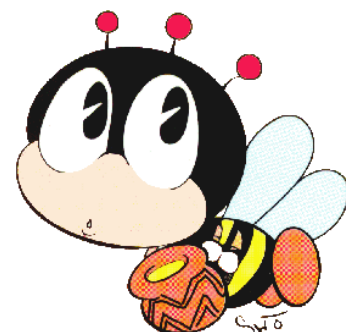
新(第4次)計画案【令和3年度～7年度】	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
<b>【基本施策6】推進体制の整備</b>	
(1) 市民と行政の協働の推進	
① 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進	
② ネットワーク型行政の推進	
③ 庁内での推進体制の整備と点検・評価	
④ 市民ニーズの把握	



# 秦野市生涯学習推進計画案

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

秦野市・秦野市教育委員会



生涯学習マスコット  
「マナビィ」





## 第1章 計画策定にあたって . . . . . 1

- 1 計画の趣旨 . . . . . 1
- 2 生涯学習の捉え方 . . . . . 3
- 3 計画の位置付け . . . . . 4
- 4 計画の構成と期間 . . . . . 6

## 第2章 計画策定の背景と現況 . . . . . 7

- 1 生涯学習の動向 . . . . . 7
- 2 社会的背景 . . . . . 13

## 第3章 基本構想 . . . . . 17

- 1 基本理念 . . . . . 18
- 2 施策の方針 . . . . . 19
- 3 施策の体系 . . . . . 21


## 第4章 基本計画 . . . . . 23

### 1 魅力ある地域学習の推進[重点施策] . . . . . 23

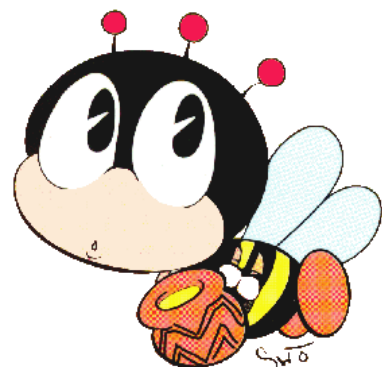
- (1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実 24
- (2) 地域づくりを担う人材育成の推進 . . . . . 25
- (3) 地域における学習成果の活用の促進 . . . . . 25
- (4) 地域資源に関する学習の推進 . . . . . 26
- (5) 地域課題の解決に向けた学習への支援 . . . . . 26
- (6) 学校・家庭・地域の連携強化 . . . . . 27

2	多様な学習機会の提供	28
(1)	生涯学習の拠点としての図書館の充実	29
(2)	歴史や文化財に関する学習の推進	29
(3)	文化・芸術に関する学習の推進	30
(4)	スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進	30
3	現代的課題に関する学習機会の提供	31
(1)	環境との共生に関する学習の推進	32
(2)	多文化共生に関する学習の推進	32
(3)	人権・男女共同参画に関する学習の推進	33
(4)	高度情報化社会に関する学習の推進	33
4	ライフステージに応じた学習機会の提供	34
(1)	乳幼児期における学習の推進	35
(2)	青少年期における学習の推進	36
(3)	成人期における学習の推進	36
(4)	高齢期における学習の推進	37
5	学習環境づくりの推進	38
(1)	情報発信の充実	38
(2)	施設の有効的な利活用と連携	39
6	推進体制の整備	40
(1)	市民と行政の協働の推進	40

(注)

本文中、※印のついている語句については、用語解説を参照してください。

故石ノ森章太郎さんデザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触角が3本あります。



マナビィ

## 1 計画の趣旨

---

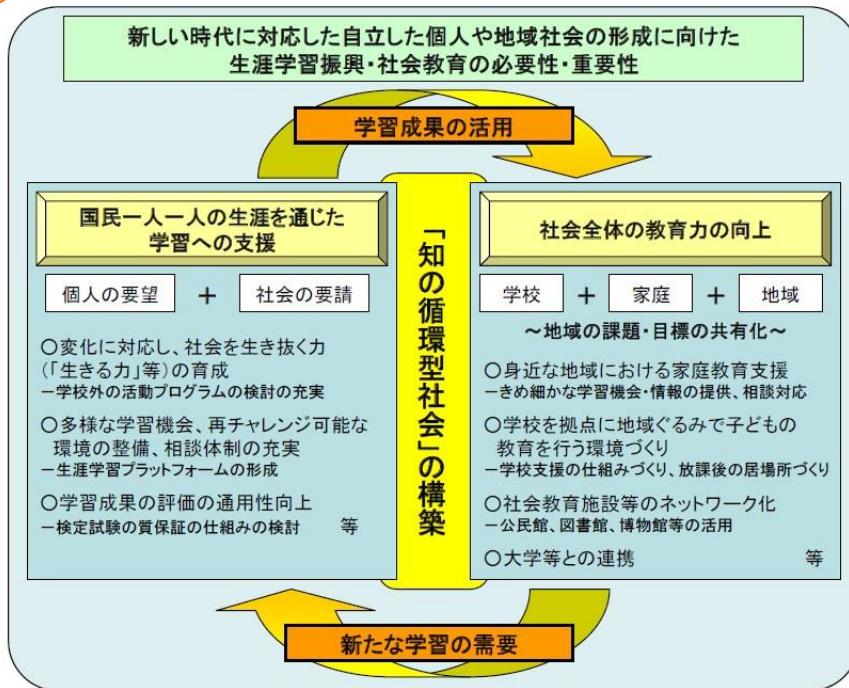
本市では平成9年3月に「秦野市生涯学習推進計画」、そして、平成23年3月に「第2次秦野市生涯学習推進計画」、平成28年3月には「第3次秦野市生涯学習推進計画」を策定しました。また、「秦野市総合計画(HADANO2020プラン)」においても文化・教育関係の目標として「豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、幸せな生き方や豊かな社会を構築できる施策を推進してきました。

しかし近年、人口減少、少子・超高齢社会の進行、ひとり親など家庭環境の多様化、また、地域における地縁的なつながりや人間関係の希薄化、貧困やいじめなどにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。さらに、人生100年時代、超スマート社会といった新たな時代の到来、持続可能な開発目標(SDGs)の実現を目指すという背景から、年齢や性別、環境によらず、誰もが生きがいを持ち、学び続けることができる機会を提供することが求められています。

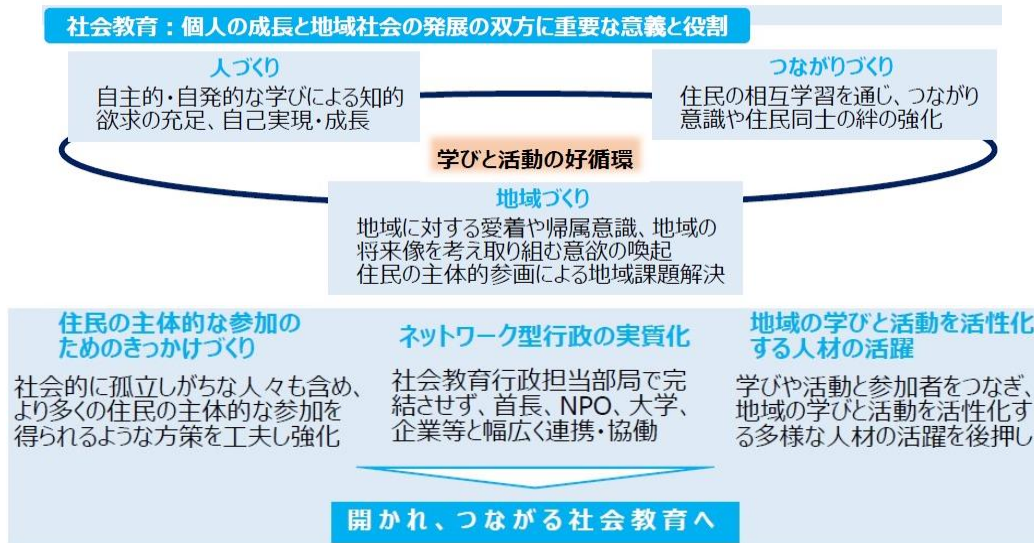
今後、より複雑化する環境と向き合いながら、市民一人ひとりがより豊かな人生を送ることができるようにするためには、学びを通じて個々の能力を維持向上し続けることができるよう、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域で生かすことができる、生涯学習社会の実現が必要となります。

また、その学習成果を通して新たな学習需要を生み、社会全体の活力を持続させる「知の循環型社会」の構築を目指します。

これらの考えに基づき、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進するための指針として、令和3年度から令和7年度までの5年間の期間とする「第4次生涯学習推進計画」を策定しました。



資料：「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」  
（中央教育審議会平成20年2月答申）



資料：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」  
（中央教育審議会平成30年12月答申）



用語解説

生きる力・・・『知・徳・体』のバランスのとれた力。（学習指導要領より）

**知**…基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力。

**徳**…自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

**体**…たくましく生きるための健康や体力。

## 2 生涯学習の捉え方

### 生涯学習とは

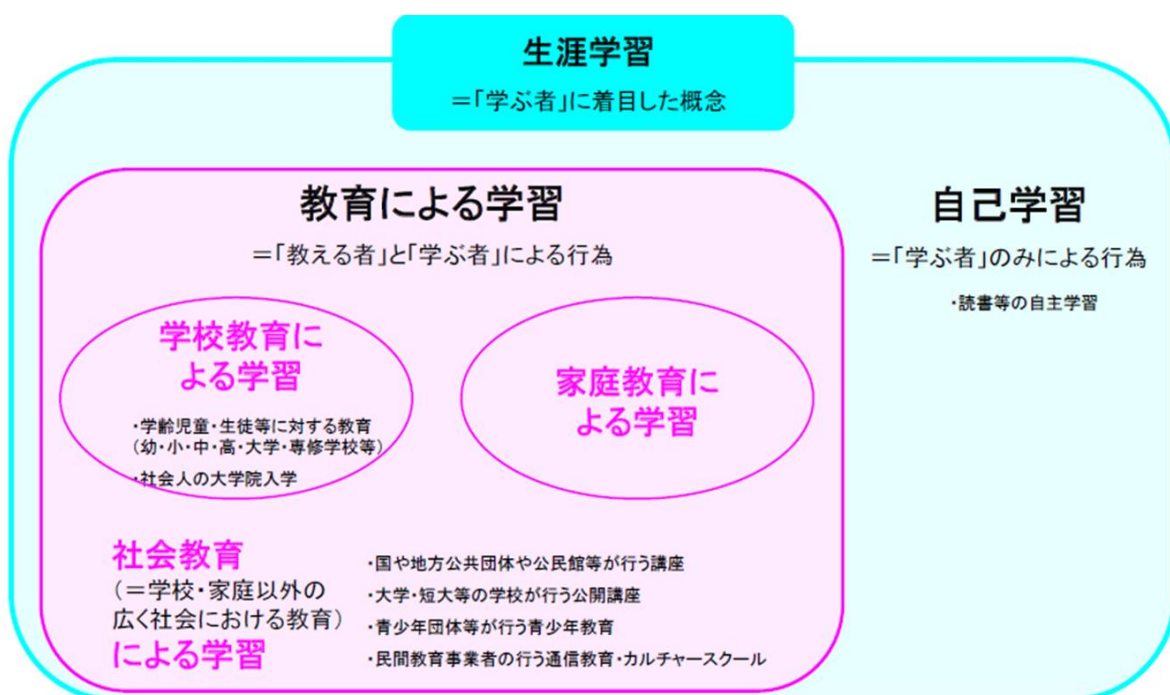
一人ひとりが、今よりもさらに豊かで幸せな生活ができるように、様々な場所や方法により、生涯にわたって自主的・自発的に学ぶ活動を「生涯学習」といいます。

その活動は、学校教育、家庭教育や社会教育などの、教える者と学ぶ者による学習だけでなく、健康増進などのスポーツ活動、趣味やレクリエーション活動、あるいは教養を身に付け、専門的知識をさらに深める文化活動、そしてボランティア活動などを行う者による自己学習までを対象として、生涯にわたって生活全般における様々な環境の中で展開されます。

これらの学習の成果は、自己の充実と自らの生活の質の向上だけでなく、地域社会と結びつくことにより、社会全体の豊かさの増大も期待することができます。

一人ひとりが豊かな人生を送ることができるように、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学び、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現が必要とされています。

### 生涯学習のイメージ図

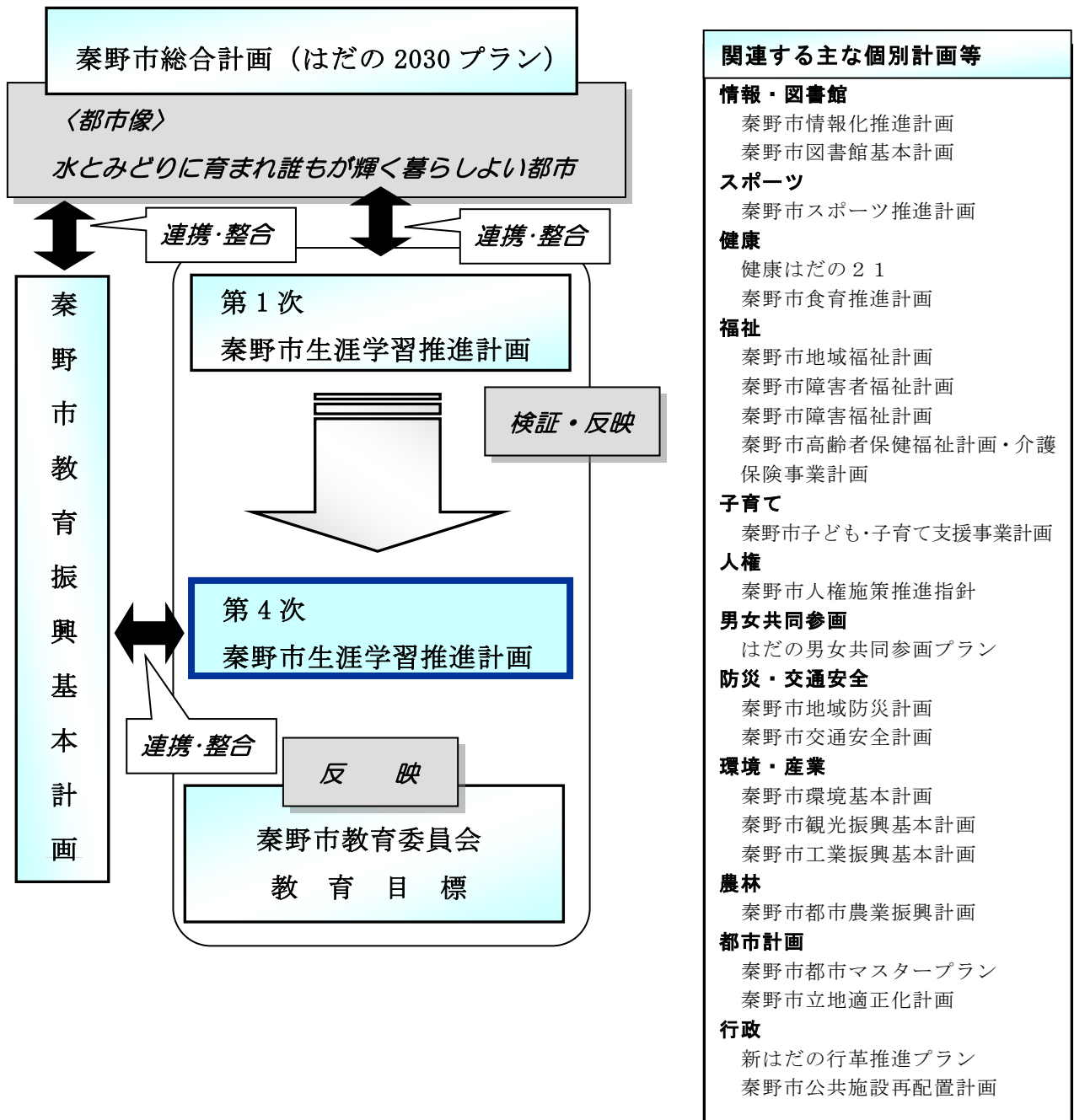


〔出典〕：文部科学省ホームページ：「平成23年11月：中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)」資料

### 3 計画の位置付け

本市の都市像である「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市<sup>まち</sup>」や「秦野市民憲章」、「秦野市教育委員会教育目標」を踏まえた計画づくりを行います。

そして、「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」や「新秦野市教育振興基本計画」をはじめ、関連する他の計画との連携・整合を図り、生涯学習分野における個別計画として位置付けをします。





## 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育基本法(平成18年12月改正)第3条に規定

## 秦野市民憲章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住み良いまちを、それは私たちのちかいです。

昭和44年10月1日制定

## 秦野市教育委員会教育目標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

平成21年3月27日制定

## 4 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

#### 基本構想

「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して」という基本理念とその実現を図るための施策の方針を示します。

#### 基本計画

- ① 魅力ある地域学習の推進[重点施策]
- ② 多様な学習機会の提供
- ③ 現代的課題に関する学習機会の提供
- ④ ライフステージに応じた学習機会の提供
- ⑤ 学習環境づくりの推進
- ⑥ 推進体制の整備

の6つの基本施策に基づき施策の柱と主な取組みを示します。

### (2) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

主な関連計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合計画	後期基本計画			新総合計画前期基本計画				
教育振興基本計画	はだのわくわく 教育プラン			新教育振興基本計画				
生涯学習推進計画	第3次 生涯学習推進計画			第4次生涯学習推進計画				

## 1 生涯学習の動向

生涯学習・生涯教育という考え方は、昭和40年にユネスコ\*の成人教育推進国際委員会でポール・ラングランにより「生涯にわたって学習に取り組み、自己実現を図ることが大切である」と初めて提唱されてから、学校教育だけでなく様々な教育活動と、自主的・自発的な個人の学習を含むものとして国際的に普及し、人々の生き方や価値観に大きな影響を与えてきました。

わが国では、昭和56年に中央教育審議会の答申により生涯学習の考え方が示されて以降、平成2年に生涯学習に関する初めての関連法として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、平成4年の生涯学習審議会の答申などを経て、生涯学習の振興方策が定められました。

その後、平成18年の教育基本法の改正によって生涯学習の理念が定められました。そして、平成20年の社会教育法改正など諸規定の整備が行われ、平成25年に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、わが国では自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びが求められており、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが提起されました。

平成30年には第3期教育振興基本計画が策定され、第2期計画の自立・協働・創造の方向性を継承し、生涯学習分野では「生涯学び、活躍できる環境を整える」基本的な方針が示され、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進や、社会の持続的発展のための学びの推進などが提唱されています。



### 用語解説

ユネスコ・・・国際連合の経済社会理事会の下におかれ、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、  
(国際連合教育科学文化機関) 「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて昭和21年(1946年)11月4日に設立された国際連合の専門機関。

## 世界では

昭和 40 年 (1965 年)	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関) ・成人教育に関する会議において「生涯教育」の考え方を初めて提唱
昭和 48 年 (1973 年)	OECD(経済協力開発機構)「リカレント教育※－生涯学習のための戦略」報告書 ・報告書において、リカレント教育の必要性を提言
平成 21 年 (2009 年)	ユネスコ第 6 回国際成人教育会議 ・「行動のためのベレン・フレームワーク」を提言
平成 24 年 (2012 年)	OECD「日本再生のための政策」 ・成人の資質や能力を高めるとともに、学歴を重視した教育から、需要即応型生涯学習に移行することを提言
平成 27 年 (2015 年)	国連開発計画(UNDP) ・「国連ミレニアム宣言」で掲げられた、平成27年(2015年)までに達成するという期限付きの「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)」に積み残された目標を達成し、誰も置き去りにしないことを確実にするため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標(SDGs)」に、「包括的かつ公平な質の高い教育の保証と、万人のための生涯学習の機会の促進(SDG4)」が目標として盛り込まれる。



### 用語解説

**リカレント教育**・・・主に学校教育を終えた後の社会人が、必要に応じて、大学等の教育機関を利用して、繰り返し(Reccurent)受ける教育」を指す。

日本では

昭和 56 年 (1981 年)	中央教育審議会 ・「生涯教育について」の答申において、「生涯学習」の考え方を初めて提言
昭和 59 年 (1984 年) ～ 昭和 62 年 (1987 年)	臨時教育審議会 ・学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする、教育体系の総合的な再編成を図ることを提言
平成 2 年 (1990 年)	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定 ・生涯学習に関する初めての関連法として制定
平成 4 年 (1992 年)	生涯学習審議会 ・「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申において、リカレント教育やボランティア活動の推進、青少年の学校外活動や高齢化・環境問題などの現代的課題に関する学習機会の充実等を提言
平成 10 年 (1998 年)	生涯学習審議会 ・社会教育行政の今後の展開として、地方分権と住民参加の推進、ネットワーク型行政 <sup>*</sup> の推進、学習支援サービスなど、多様化すべきことを提言
平成 13 年 (2001 年)	社会教育法の改正 ・家庭教育に関する学習機会、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実
平成 18 年 (2006 年)	教育基本法の改正 ・生涯学習に関する事項を新設し、生涯学習社会の実現について規定 ・「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定
平成 20 年 (2008 年)	第 1 期教育振興基本計画を閣議決定 ・教育基本法に示された教育の理念に基づく、方向性と総合的・体系的・計画的な推進計画 社会教育法の改正 ・教育基本法の改正に伴う規定の整備 ・「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」について規定 図書館法の改正 ・「文部科学大臣は、図書館の健全な発展を図るために、図書館の設置及び運営上、好ましい基準を定め、これを公表するものとする」ことを新設 中央教育審議会 ・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を答申

平成 25 年 (2013 年)	第 2 期教育振興基本計画を閣議決定 ・主に学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視した「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を明示 中央教育審議会(生涯学習分科会) ・生涯学習、社会教育の活性化に資する、国や地方公共団体等の取組みの指針として、今後の「社会教育行政等の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、議論を整理
平成 27 年 (2015 年)	中央教育審議会 ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を答申
平成 29 年 (2017 年)	社会教育法の改正 ・「地域学校協働活動」の推進について規定
平成 30 年 (2018 年)	第 3 期教育振興基本計画を閣議決定 ・「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すもの 中央教育審議会 ・中央教育審議会生涯学習分科会の下に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置 ・「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申
令和 2 年 (2020 年)	「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令」の施行 ・「講習修了証書授与者が「社会教育士」と称することができる」と規定



#### 用語解説

ネットワーク型行政・・・社会教育行政が中心となって、首長部局や学校、民間団体、企業等と連携・協働するためのネットワーク化を図り、社会教育行政のみならず、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み。

※ 生涯学習審議会答申(平成 30 年)より。

## 神奈川県では

昭和 58 年 (1983 年)	神奈川県生涯学習推進懇話会の設置 ・生涯学習の推進について提言
昭和 60 年 (1985 年)	神奈川県生涯学習推進会議の設置 ・生涯学習の推進にあたって県の取るべき具体的方策について報告
平成 6 年 (1994 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「学習社会神奈川を展望した生涯学習振興の基本的方策について」を答申
平成 9 年 (1997 年)	「かながわ生涯学習推進構想」を策定 ・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を運用開始
平成 18 年 (2006 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習社会かながわの方向性」について報告
平成 19 年 (2007 年)	「かながわ教育ビジョン」を策定
平成 20 年 (2008 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「これからの超高齢化社会に向けた学習社会支援について考える」を報告
平成 22 年 (2010 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「求められる家庭教育支援のあり方について考える」を報告
平成 24 年 (2012 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「図書館や博物館などの生涯学習拠点としての可能性について考える」を報告
平成 26 年 (2014 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・『「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」のための、社会教育施設等地域の教育資源の活用について」を答申
平成 27 年 (2015 年)	「かながわ教育ビジョン」の一部改訂
平成 28 年 (2016 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習の成果の活用に向けた取組について」を答申
平成 30 年 (2018 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「地域と学校の連携・協働の推進について」を答申

## 秦野市では

昭和 63 年 (1988 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「秦野市における生涯学習の中の成人教育について」を提言
平成元年 (1989 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「生涯学習の拠点としての公民館について」を提言
平成 3 年 (1991 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「生涯学習構想の具体化について」を提言
平成 4 年 (1992 年)	市民 1,000 人を対象に、生涯学習に関する市民意識調査を実施
平成 6 年 (1994 年)	秦野市生涯学習推進庁内連絡会議及び秦野市生涯学習推進市民会議を設置
平成 9 年 (1997 年)	「秦野市生涯学習推進計画」を策定
平成 22 年 (2010 年)	秦野市社会教育委員会議 ・「秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について」を提言 秦野市生涯学習推進計画策定市民会議を設置 ・秦野市生涯学習推進計画を策定するに当たり設置
平成 23 年 (2011 年)	「第 2 次秦野市生涯学習推進計画」を策定 秦野市生涯学習推進市民会議を設置 ・生涯学習施策を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させ、市民とともに本市における生涯学習活動を進めるため設置
平成 26 年 (2014 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置 ・秦野市生涯学習推進市民会議の所掌事項を引き継ぐ
平成 28 年 (2016 年)	「第 3 次秦野市生涯学習推進計画」を策定
令和元年 (2019 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置



## 2 社会的背景

---

現代社会において、生涯学習を取り巻く環境は、大きく変化しています。社会の潮流や本市における生涯学習の課題に着目し、基本構想や基本計画に反映させる9項目について考察します。

### (1) 人口減少、少子・超高齢化社会の進行

わが国では、令和という新たな時代を迎え、出生数の急減や、間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子超高齢化がさらに進んでいく見込みです。こうした問題が顕在化する地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められるとともに、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが求められています。

### (2) 家庭・地域の教育力の低下

近年の都市化の進展などにより、地域におけるコミュニケーションが希薄化し、世代間の交流が減少しています。また、子どもを取り巻く環境において、少子化、家庭環境の多様化の進展とともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。さらに、貧困や虐待、いじめなど、様々な問題が山積しています。

このような状況の中で、子どもを支え、活力ある地域社会を実現するため、情報共有を図るとともに、家庭教育への支援や地域での青少年関係団体の活動支援などを通して、学校、家庭、地域の連携・協働を強化することにより、「生涯学習の基礎づくり」として、家庭や地域での教育力の向上を図る必要があります。

### (3) 人生 100 年時代の到来

世界で長寿化が急激に進み、先進国では2007年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」の到来が予測され、これまでとは違う人生設計の必要性が示されています。

100年という長い期間をより充実したものにするためには、あらゆる世代の生涯にわたる学習が重要です。高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

### (4) ライフスタイルの多様化

人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方が多様化し、人々のニーズに影響を及ぼしています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、働き方に様々な選択肢が生まれ、心の豊かさを重視する傾向がより顕著に表れ、時間の使い方もより様々な特色が生まれつつあります。このような「新しい生活様式」が取り入れられる現代においても多様な学習機会を提供し、自由に学び続けることができる仕組みづくりが必要となります。

### (5) 環境問題の進展

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が豊かになった反面、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生、生態系の破壊や森林・里山の荒廃といった地球規模での課題がある中、こうした環境問題への積極的な対応が求められています。大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済構造を根本的に変えて3R(リデュース、リユース、リサイクル)<sup>\*</sup>の取組みにより、自然との共生を図りながら、持続可能な循環型社会を構築していくことが求められています。市民一人ひとりが環境への負荷を低減する暮らしを実践し、環境に優しいまちづくりを推進する必要があります。

## (6) 高度情報化の進展

スマートフォンやタブレット端末の普及など、インターネットを利用する機会がより一般的になってきています。IoT<sup>\*</sup>やビッグデータ<sup>\*</sup>、AI<sup>\*</sup>、Society5.0<sup>\*</sup>といった新しい技術や概念が登場し、教育現場においても、GIGA スクール構想<sup>\*</sup>をはじめ、ICT 環境の充実に向けた整備がなされています。

このような技術革新によって、地理的制約や時間的制約が少なくなる反面、情報格差（デジタル・ディバイド）<sup>\*</sup>が大きくなっていく危険性があります。高度情報化社会における倫理観・道徳観をはじめ、一人ひとりの共感力、創造力、理解力、対応力などの醸成が必要となります。さらに情報格差が大きくならないようにするための学習環境の整備が求められています。



### 用語解説

**3 R** ・ ・ ・ リデュース(Reduce:廃棄物の発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再資源化)。

リデュース、  
リユース、  
リサイクル

3R(スリーアール)は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組みの頭文字をとったもの。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められている。

**IoT** ・ ・ ・ 「Internet of Things」の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳されています。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。

**ビッグデータ** ・ ・ ・ 一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語である。組織が非常に大きなデータセットを作成、操作、及び管理できるようにする全てのものと、これらが格納されている機能を指す。

**AI(人工知能)** ・ ・ ・ 「Artificial Intelligence」の略。計算の概念とコンピュータを用いて知能を研究する計算機科学(コンピュータサイエンス)の一分野。言語の理解や推論、問題解決など、これまで人間にしか不可能だった知的行為を機械に代行させるためのアルゴリズムを指す。

**Society5.0** ・ ・ ・ サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。

**GIGA スクール構想** ・ ・ ・ GIGA=「Global and Innovation Gateway for All」の略。2019年12月に文部科学省が打ち出した施策。学校における「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を目指すもの。

**情報格差** ・ ・ ・ 「digital divide」。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者(デジタル・ディバイド)との間に生じる格差。

## (7) グローバル化の進展

社会問題が国の枠を超えて世界中に広まり、私たちの生活が国際社会の影響を受けるようになってきています。これに対応していくため、グローバル化\*の視点を持ち、多文化共生への理解、国際理解のための交流活動実践など市民の関心を高めていく必要があります。

## (8) 暮らしの安全・安心への対応

近年、犯罪が巧妙化・凶悪化し、子どもが巻き込まれる犯罪や、高齢者を狙った振り込め詐欺、情報化の進展による新たな犯罪の発生など、防犯面での不安が増大しています。また、東日本大震災の発生以降、西日本豪雨や令和元年の台風19号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、改めて、災害への備えや対策の必要性などについての関心が高まっています。さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっており、市民が身を守るための知識や技能を学習する機会を提供していく必要があります。

## (9) 持続可能な開発目標・SDGsの採択

「SDGs」（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

特に生涯学習分野では、目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が関連し、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世代など、多様な世代・立場の方々に学習機会を提供することが求められます。



### 用語解説

グローバル化・・・社会的あるいは経済的な関わり合いが、国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

## 第3章

## 基本構想

市民の生涯学習は、自己内完結型・受動型の学習から、仲間づくり型・自立型の活動へと広がりを見せ、激変する社会情勢の中、誰もがより良く生きていくために、知り、学び、学習成果を地域社会へ還元することが求められています。その要求に応え、生活の基盤である秦野市をともに育むため、ここに基本理念と基本施策を示し、個人としての幸せと社会に貢献することに生きがいを感じられるような施策の展開を図ります。

### 生涯学習推進計画基本構想関連図

#### 《秦野市総合計画》

##### 〈都市像〉

水とみどりに生まれ  
誰もが輝く暮らしよい都市

##### 〈基本目標〉

生涯にわたり豊かな心と健やかな体を  
育むまちづくりを目指します。

#### 《秦野市教育振興基本計画》

秦野市教育委員会教育目標

「知の循環型社会」の構築の推進

##### 〈基本方針〉

市民の誰もが生涯にわたり学び続ける  
ことができる環境を整え、豊かな人生  
を送ることができるように努めます。

地域の歴史資源の保存・活用を通じ  
後世への継承に努めます。

#### 《秦野市生涯学習推進計画》

##### 〈基本理念〉

市民の誰もが生涯にわたり学び、  
その成果を地域の中で生かすことのできる  
社会を目指して

##### 〈基本施策〉

- ① 魅力ある地域学習の推進[重点施策]
- ② 多様な学習機会の提供
- ③ 現代的課題に関する学習機会の提供
- ④ ライフステージに応じた学習機会の提供
- ⑤ 学習環境づくりの推進
- ⑥ 推進体制の整備

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の視点

整合

整合

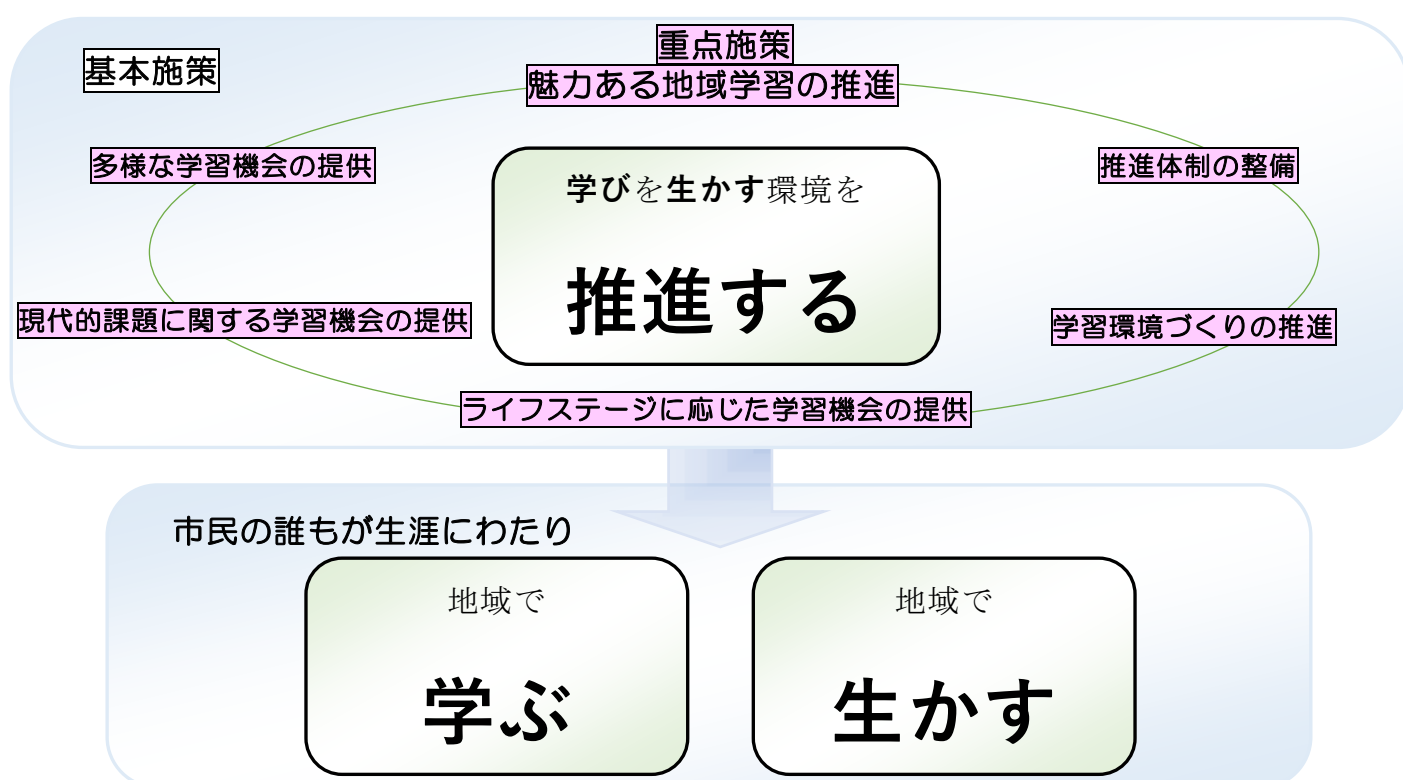
整合

# 1 基本理念

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の視点と、本計画の基本施策から、次のとおり基本理念を定めます。

## 基本理念

市民の誰もが生涯にわたり学び、  
その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して



## <視点>

いつでも 「時」	生涯にわたり、いつでも、いつからでも、必要とする時に
どこでも 「場」	学校、家庭、地域社会など、あらゆる場で
だれでも 「人」	あらゆる条件の有無を問わず、市民一人ひとりが、だれとでも
なんでも 「事」	自由に自らの目的に沿って、多様に

## 2 施策の方針

---

本計画の基本理念の実現を図るため、社会の潮流や市民ニーズ、本市における生涯学習の課題などを踏まえ、第4章の基本計画では次の6つの基本施策と施策の柱により、主な取組みの展開を図ります。

### (1) 魅力ある地域学習の推進[重点施策]

市民が学習を通じて、郷土について理解し、誇りと愛着を持ち、身に付けた成果を地域で生かすとともに、人材の育成や活用を図ります。また、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割を果たし、学校、家庭、地域と連携して、地域課題の解決や住み良い豊かな地域づくりに役立てることを目指します。

### (2) 多様な学習機会の提供

市民の豊かな感性や創造性を育むために、文化芸術に親しむ学習機会をはじめ、市民が健康で生き生きとした生活を送ることができるように、スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりに関する学習機会を提供します。また、生涯学習の情報拠点としての図書館活動の充実や、文化財の保護活用を通して、講座やサービスの提供を図ります。

### (3) 現代的課題に関する学習機会の提供

地球温暖化による気候変動や担い手の減少・鳥獣被害の増加等による森林・里山の荒廃といった地球環境問題が深刻化する中、市民一人ひとりが自らの問題として受け止め、学び、考え、判断し、行動する力を身に付けるための学習機会を提供します。

また、全ての人々がお互いの人権を尊重し、ともに支え合い、幸せに暮らすことができるように、人権啓発活動の推進、男女共同参画社会の形成、障害の有無や加齢による差別や偏見のない平等な地域社会を目指す活動に取り組んでいきます。

#### **(4) ライフステージに応じた学習機会の提供**

市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、人生を乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期に区分し、それぞれのライフステージに応じた方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるように学習機会を提供します。

#### **(5) 学習環境づくりの推進**

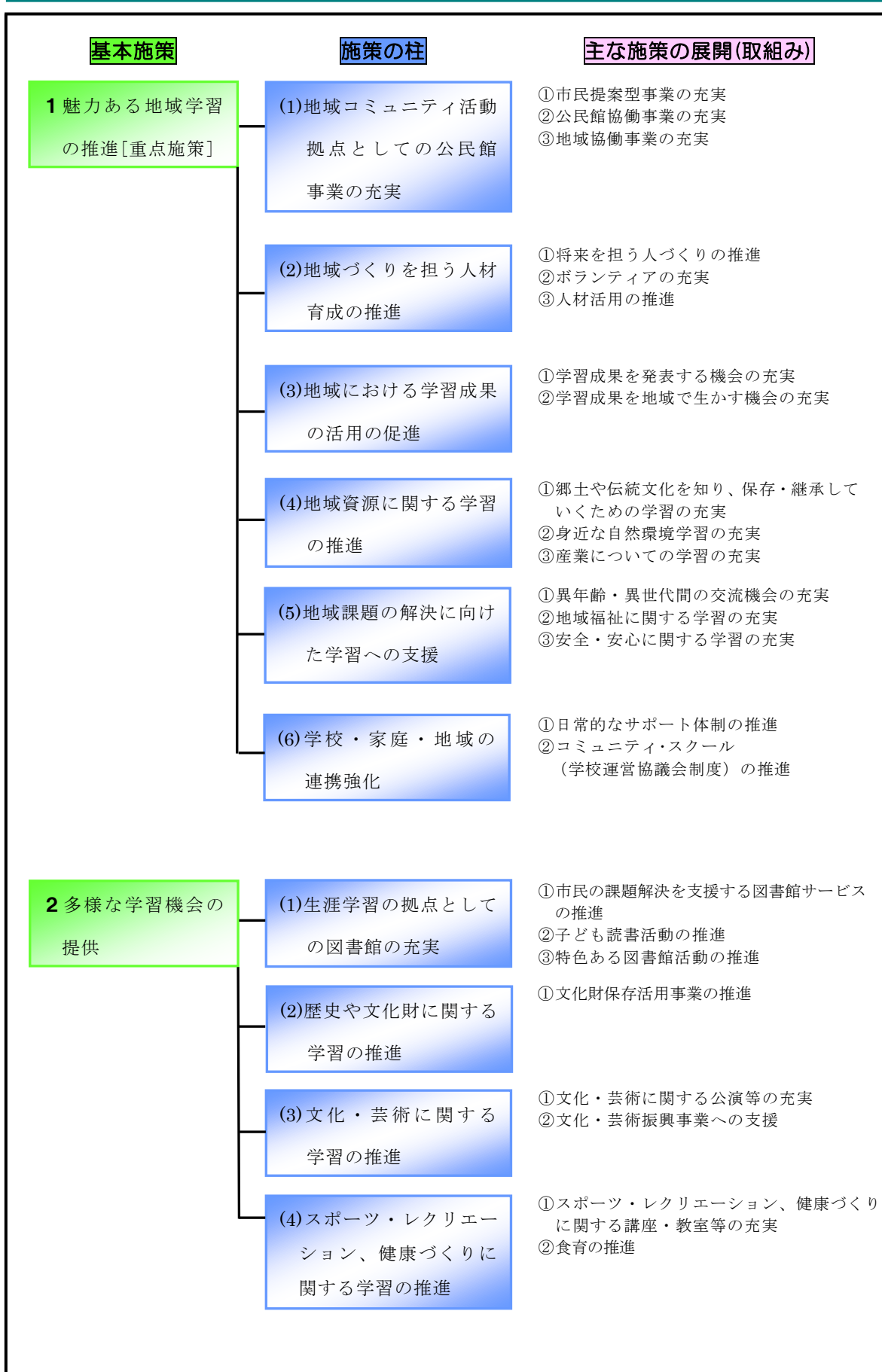
市民の学習機会を支援し、学習の成果を発表する場を整備するため、施設の有効的な利活用や利用環境の向上を図るとともに、市民への生涯学習に関する情報発信の充実を図ります。

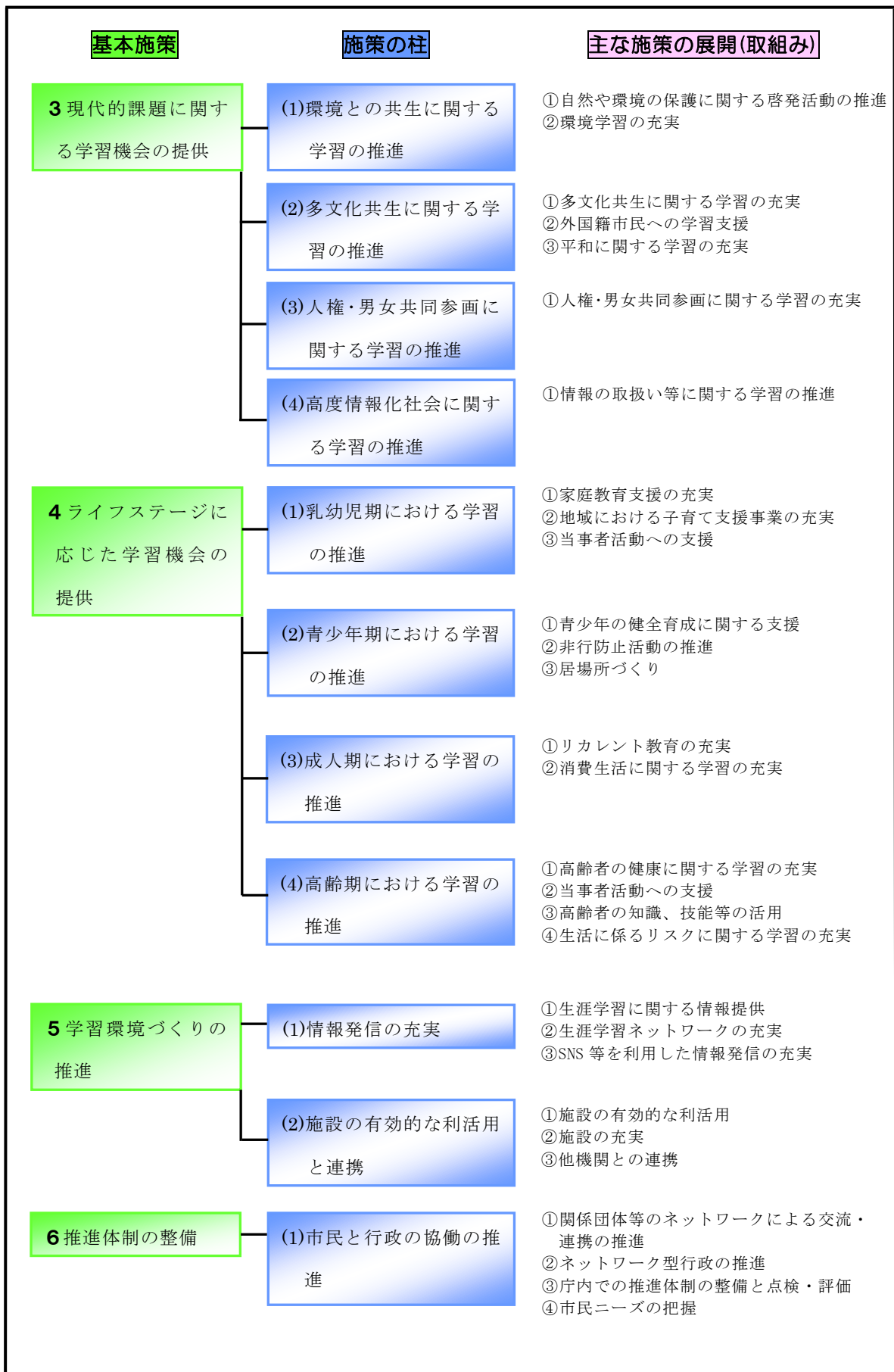
#### **(6) 推進体制の整備**

生涯学習をより推進していくために、庁内の連携体制を強化します。また、アンケート調査等で得られる市民のニーズを把握して施策を展開し、市民の学習活動と活用機会の充実を図ります。



### 3 施策の体系





「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して」という「基本理念」を実現するため、基本計画では、基本施策と施策の柱に主眼をおき、魅力ある地域学習の推進[重点施策]、多様な学習機会・現代課題に関する学習機会・ライフステージに応じた学習機会の提供、学習環境づくりの推進、推進体制の整備に努め、取り組めます。

## 1 魅力ある地域学習の推進 [重点施策]

秦野の自然、歴史、文化、産業、郷土の偉人など、地域資源を学ぶ機会を充実することにより、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、地域の持続的発展を支えることができるような取り組みを推進します。

また、市民の主体的な学習や地域づくり活動が推進されるよう、地域社会の新たな担い手を育成するとともに、学習成果を地域で生かすことができるよう、学校・家庭・地域との連携に努めます。

### 現状と課題

・生涯学習やコミュニティ活動の拠点である公民館の事業の充実を図ることにより、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、充実した事業を展開しています。今後はさらに各公民館が連携し地域間の交流を活性化させ、地域コミュニティづくりをサポートするとともに、市民一人ひとりが得た学びを地域に還元する機会の拡充、仕組みづくりが必要となります。

・人口減少や高齢化をはじめとする多様な問題が顕在化する社会において、住民主体で課題や時代の変化に対応することができる、地域の担い手の育成・確保が求められています。

・ふるさと秦野に愛着をもち、子どものうちから郷土の地域資源を継承していく意識を醸成し、秦野の自然を保全していくための学習機会を提供しています。公民館と学校との連携をより強固なものとし、新たな事業の在り方も検討していく必要があります。

・地域課題に関する学習を推進するため、福祉、防災、防犯、交通安全など様々な分野で、住民参加のもと、講座や研修会が開催されています。今後は、全ての人がともに助けあい、安心して地域で暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、関係団体との連携を深め、継続的な情報の発信が必要となります。

・子どもたちが地域で幅広いつながりを持ち、地域全体で子どもたちを見守り、学びを支援する取り組みを行っています。子どもたちの放課後の安全・安心な居場所の確保を図るため、地域の方々の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施しています。特に、コミュニティ・スクール導入校では、大学生や地元企業のOB、地域住民による学習支援活動の実施や地域の行事と学校行事の一本化など学校運営協議会で

承認された教育活動を進めることで、地域とともにある学校づくりが進んでいます。今後は運営側の人員の確保を進めるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校共同活動の一体的推進が求められています。

## 取組例

- ・「はだの生涯学習講座」の実施
  - ・公民館まつりの実施
  - ・広畑ふれあい塾の支援
  - ・秦野の郷土史に関する講座、体験学習、展示の充実
  - ・秦野の自然環境に関する事業
  - ・生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議の推進
  - ・防災講義、講演、演習
  - ・交通安全教室の実施
  - ・放課後児童ホームの運営・支援
  - ・報徳仕法啓発事業の充実
  - ・秦野市展及び秦野市文化祭の開催
  - ・「はだのっ子アワード事業」の実施
  - ・ボランティア講座や福祉教室の開催
  - ・防犯研修会の実施
  - ・コミュニティ・スクールの導入
  - ・放課後子ども教室の継続
- など

## 施策の展開

### (1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実

**目標：市民の生涯学習を支援する拠点として、公民館の充実を図ります。**

#### 主な取組み

##### ① 市民提案型事業の充実

市民の学習ニーズが、単なる参加型学習から学習の成果を地域や生涯学習の場で発揮することへと広がりを見せているため、公民館において、市民やボランティアの企画提案による事業を協働で実施し、学習機会とともに、成果を発揮する機会の充実を図ります。

##### ② 公民館協働事業の充実

各公民館が立地条件や地域の特色を生かした活動を行うとともに、担当地域だけでは取り上げきれない広域的な共通課題へ対応するため、複数の公民館や地域諸団体と連携しながら、効果的な協働事業の充実を図ります。

##### ③ 地域協働事業の充実

地域の生涯学習活動の拠点として、学校、家庭、企業、NPOなどと連携・協働し、市民力を生かした講座や事業の充実を図り、地域コミュニティの形成に役立てます。

## (2) 地域づくりを担う人材育成の推進

目標：一人ひとりが地域づくりを担っていきます。

### 主な取組み

#### ① 将来を担う人づくりの推進

継続的に広く深く系統的に学べる学習機会を創出し、より積極的に地域活動に参画する熱意や、課題解決に向けた新たな学びを促し、本市のまちづくりに必要な担い手の育成を補助します。

#### ② ボランティアの充実

地域活動には、ボランティアによる支援が必要な場面が多くあることから、地域力を向上させるため、地域を担う人材を育成し、情報の共有化を図るとともに、関係分野の幅広い知識や技能を持った人材の育成機会の充実を図ります。

#### ③ 人材活用の推進

市民が持つ専門的な知識や技能を、地域の様々な場面において活用できるように推進します。

## (3) 地域における学習成果の活用の促進

目標：学習成果の発表の機会の充実を図り、学習意欲の向上と地域づくりを推進します。

### 主な取組み

#### ① 学習成果を発表する機会の充実

地域のふれあいの場として開催する公民館まつりや市展、文化祭等により、文化・芸術やスポーツなどの活動や学習の成果を発表・発揮する機会の充実を図ります。

#### ② 学習成果を地域で生かす機会の充実

学習により得た知識や技能、情報等が、ボランティア活動などにより地域に還元され、更なる課題解決のための新たな学びを生み出す機会を作ります。

#### (4) 地域資源に関する学習の推進

目標：ふるさと秦野を知り、親しみ、守り、受け継ぎます。

##### 主な取組み

###### ① 郷土や伝統文化を知り、保存・継承していくための学習の充実

郷土の地域資源を学び親しむことにより、ふるさとを身近に感じ、その一員としての自覚を醸成するよう、学習機会の充実を図ります。特に、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能を継承していく意識を高めるための取組みを推進します。

###### ② 身近な自然環境学習の充実

かけがえのない自然の価値を理解し、豊かな自然環境への適切な配慮と行動ができるよう、自然保護意識の啓発に努めます。また、自然とのふれあいを大切にする市民を増やすため、自然体験や森林・里山の保全再生活動など、地域における学習機会の充実を図ります。

###### ③ 産業についての学習の充実

郷土の諸産業の歴史と現状、現在操業している企業について理解を深めるため、資料の提供や講座の開催など、学習機会の充実を図ります。

#### (5) 地域課題の解決に向けた学習への支援

目標：地域課題に関する学習機会を充実し、暮らし良いまちを目指します。

##### 主な取組み

###### ① 異年齢・異世代間の交流機会の充実

高齢者の生きがいづくりや、子どもたちの健全育成、また、地域の子育て力を高めるため、異年齢や異世代間の交流機会の充実を図ります。

###### ② 地域福祉に関する学習の充実

ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、全ての人がともに助けあい、安心して地域で暮らすことができる「地域共生社会」を目指したまちづくりを進めるための学習機会の充実を図ります。

###### ③ 安全・安心に関する学習の充実

市民が地域で支え合い、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災、防犯、防

火、交通安全や食の安全に関する学習機会の充実を図ります。

## (6) 学校・家庭・地域の連携強化

目標：地域ぐるみで子育てに取り組み、家庭や地域の教育力を高めます。

### 主な取組み

#### ① 日常的なサポート体制の推進

子どもの居場所づくり事業や学校支援ボランティアの拡充などにより、子どもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを目指します。

#### ② コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

コミュニティ・スクールを拡充し、学校、家庭、地域、行政の協働により、子どもと地域がともに育ちあう、地域に開かれた学校づくりを目指します。

## 2 多様な学習機会の提供

市民が心身ともに健康で心豊かに暮らせるように、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、健康づくりなど多様な学習機会を提供します。

また、市民が生涯にわたって学習できるよう、図書館が生涯学習の情報拠点となって、地域の特色を生かした講座やサービスを提供します。

### 現状と課題

・社会情勢の変化により、市民のニーズは多様化、高度化が進んでいます。常に必要な知識の範囲が広がり、絶えず情報収集と学習が必要になっている昨今、身近な情報提供機関として、図書館サービスの充実が求められています。具体的には、レファレンスサービス向上のために、利用者が直面する課題や問題を的確に捉え、情報を広範囲にわたって調査し、収集するために関係機関との連携を行うこと、図書館の利用に障害のある方のために配慮した整備を進める必要があります。

・読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きるための力を身に付ける上で欠かせないものであり、子どもの成長にとって重要なものです。現在、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化している中、成長に伴い子どもの読書への関心が低くなっています。子どもと本をつなぐため、子どもの読書活動を支える人づくりとともに、読書への興味を高める様々な機会の提供が必要となります。

・生涯学習へのニーズが多様化する中、文化財や歴史文化に対する市民の関心が高まりつつあります。貴重な文化財や歴史文化資料、郷土に関わる図書資料を収集・整理・保存するだけでなく、市民に提供できるよう計画的な管理活用を進めます。

・幅広い年代の市民が質の高い文化芸術に触れる機会をつくるため、音楽や芸能など幅広い分野での公演の実施や、芸術作品の鑑賞機会を提供しています。また、市民の自主的で創造的な文化活動をサポートするため、公共性の高い文化事業や地域の特性・特色を捉えた文化活動事業に対し、支援を行っていきます。

・健康志向が高まる中で、身近で気楽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えています。市民の健康づくりを積極的に支援するため、各種の教室や大会を開催し、活動場所の確保、指導者の育成に努めます。また、地域での健康づくり運動、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーションを身近で親しむことができる環境づくりを推進します。

・近年の食を取り巻く社会環境の変化をはじめ、世帯構成や生活状況の変化により、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきています。

### 取組例

- ・ブックスタート事業
- ・指定文化財特別公開
- ・文化振興基金活用事業助成制度
- ・チャレンジデー、水無川マラソン、スポーツライミグはだの丹沢カップ等の開催
- ・夕暮祭短歌大会
- ・文化会館各種自主事業



- ・さわやか体操の普及
- ・地産地消の推進事業の実施

・秦野市食生活改善推進員養成講座の実施

など

## 施策の展開

### (1) 生涯学習拠点としての図書館の充実

**目標：市民の生涯学習を支援する拠点として、図書館の充実を図ります。**

#### 主な取組み

##### ① 市民の課題解決を支援する図書館サービスの推進

生涯学習の情報拠点として、市民の知的好奇心を刺激し、知る楽しみ、学ぶ喜びを支えるだけでなく、課題解決に役立つ資料を幅広く収集し提供します。また、様々な条件により図書館利用に障害のある人たちの読書環境に配慮するなど、図書館機能の整備・充実を図り、サービスを推進します。

##### ② 子ども読書活動の推進

児童書の充実を図るとともに、子どもや親子を対象にした「ブックスタート」、「おはなし会」などのイベントや児童文学講座、学校等団体貸し出しを実施し、子どもの読書活動の推進を図ります。また、青少年のニーズを把握し、成長や自己確立を支援するため、社会との橋渡しの役割を担います。

##### ③ 特色ある図書館活動の推進

前田夕暮の残した文学遺産を活用して「短歌のふるさとづくり事業」を推進し、大会の開催などにより、短歌の普及に努めます。また、秦野に関わる文学講座等の実施により、学習機会を提供します。

### (2) 歴史や文化財に関する学習の推進

**目標：貴重な文化財や歴史文化資料、郷土に係わる図書資料を収集・整理・保存し、それらを活用した学習機会の充実を図ります。**

#### 主な取組み

##### ① 文化財保存活用事業の推進

貴重な文化財が後世に受け継がれるよう、管理者等への支援をするとともに、市民の

文化財に対する意識の高揚を図るため、特別公開、文化財めぐりや講座などの学習機会を提供し、秦野を再発見することができるよう、文化財を保存・活用した取組みを推進します。

### (3) 文化・芸術に関する学習の推進

目標：市民が心豊かに暮らすことができ、創造性が高まるように努めます。

#### 主な取組み

##### ① 文化・芸術に関する公演等の充実

市民が文化・芸術に親しみ、個性や創造性を育むことができるよう、市展、文化祭や催し物等の充実を図ります。また、音楽、演劇、地域の伝統古典芸能等、質の高い幅広いジャンルの公演を開催するなど、多くの市民が文化・芸術に触れる機会の提供に努めます。

##### ② 文化・芸術振興事業への支援

市民の自主的な文化・芸術活動の中で、教育、学術、文化・芸術の振興と向上発展に寄与し、公共性の高いものについて文化振興基金を活用した助成や名義後援、共催、幅広い情報提供による支援を行います。

### (4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進

目標：市民が心身ともに健康な生活を送ることができるように努めます。

#### 主な取組み

##### ① スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の充実

市民一人ひとりが自分自身や家族の健康状態を把握し、心身ともに健康に暮らせるよう、健康維持・増進や体力の向上を目指し、スポーツや健康づくりに関する講座・教室やスポーツ・レクリエーション大会などの充実を図ります。

##### ② 食育の推進

市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、生涯にわたり健全な食生活を実践し、心と体の健康を育むことができるよう、セミナーや講演会による啓発など、食育の推進に努めます。

### 3 現代的課題に関する学習機会の提供

生涯学習における現代的課題とは、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題と定義されています（平成4年生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」より）。

現代社会が複雑・多様化する中で、市民の生活に影響が大きい問題に対しては市民一人ひとりが自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動することが重要となります。

#### 現状と課題

・地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など、地球規模での様々な課題がある中、持続可能な社会を構築するため、市民一人ひとりが環境問題について積極的に学び、保全活動に取り組む必要があります。また、学校における環境学習を支援するため、行政・企業・環境団体が有するプログラムを実施していますが、引き続き取組みの周知・啓発を図り、市民一人ひとりの環境保全活動に対する意識付けが必要です。

・外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりを推進するため、市民レベルでの相互理解の促進を図るとともに、市民のより一層の国際感覚を醸成するため、関係団体と協働で各種事業を展開しています。また、外国籍市民に日本語教育を受ける機会を確保することや、海外にルーツを持つ子どもの家庭における母国語への配慮などの取組みの充実が求められています。今後とも関係団体との連携により、更なる支援体制の強化を目指す必要があります。

・昭和61年3月に制定した「秦野市平和都市宣言」及び平成20年6月に制定した「秦野市平和の日（毎年8月15日）」の趣旨を広め、市民の平和意識を高めるため、各種平和推進事業を実施しています。市民の平和意識向上のため、各事業への参加者の増加につながる周知方法について、引き続き検討を進めます。

・平成18年に策定した「秦野市人権施策推進指針」に基づき、学校や地域及び職場において、市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の事業を展開しています。また、男女共同参画社会の実現を目指し、結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性や育児休暇中の女性等、女性の再就職や起業を支援するための講座も開催しています。引き続き、参加者に人権尊重思想の普及や高揚を図り、子ども、女性、高齢者、障がい者その他全ての、一人ひとりの人権が尊重され、みなが生きやすい社会の実現を目指します。

・スマートフォンやタブレット端末の普及により、インターネットを利用する機会が多くなり、生活環境における利便性が向上した反面、インターネットを利用した個人情報や金融データの盗難等、サイバー犯罪が増加しています。高度情報化社会の中での倫理観、道徳観を身に付け、適切に対応できる力が必要となります。

## 取組例

- ・河川・水路浄化対策事業の実施
  - ・里地里山自然環境活用学習の推進
  - ・日本語教室の開催
  - ・平和推進事業の実施
  - ・パソコン教室の開催
  - ・エコスクールの実施
  - ・国際交流事業の実施
  - ・日本語指導協力者の派遣
  - ・人権・男女共同参画に関する講演会の実施
  - ・消費生活に関する講座の実施
- など

## 施策の展開

### (1) 環境との共生に関する学習の推進

目標：自然や環境の保全意識の高揚を図ります。

#### 主な取組み

##### ① 自然や環境の保護に関する啓発活動の推進

自然観察会や保護活動への参加により、自然を学び、自然環境保護の普及と自然保護意識の向上を図ります。

##### ② 環境学習の充実

環境教育を通じて、一人ひとりが二酸化炭素削減につながる取組み等、率先して環境に配慮した行動がとれるように、学校と連携した環境教育を推進します。

### (2) 多文化共生に関する学習の推進

目標：多文化についての理解を高めます。

#### 主な取組み

##### ① 多文化共生に関する学習の充実

外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりが求められていることから、言葉や習慣の違いなどを越えて、相互の理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくための学習機会を提供します。また姉妹都市等との交流や、ボランティアの支援、関係団体との協働など、事業の充実を図ります。

## ② 外国籍市民への学習支援

外国籍市民に対する日本語習得を始めとした学習機会の提供など、外国籍市民が安心して暮らすことができるように支援します。

## ③ 平和に関する学習の充実

平和を愛する心を育み、命の大切さについての意識を高めるための啓発に努めます。

### (3) 人権・男女共同参画に関する学習の推進

目標：多様な個人が尊重されるよう、市民の人権意識を高めます。

#### 主 な 取 組 み

##### ① 人権・男女共同参画に関する学習の充実

市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持つ、差別や偏見のない明るく住みよい社会や、全ての人がお互いを尊重し助け合いながら、性別に関わらず自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる社会を実現するための学習機会の充実を図ります。

### (4) 高度情報化社会に関する学習の推進

目標：高度情報化社会に即した知識の提供に努めます。

#### 主 な 取 組 み

##### ① 情報の取扱い等に関する学習の推進

インターネットなどによる情報収集が私たちの生活に大きな利便性をもたらしている反面、サイバー犯罪の増加、情報格差の拡大などが社会問題となっています。このような危険や問題に対し、適切な判断と対処ができるよう、情報リテラシーの醸成に努めます。

## 4 ライフステージに応じた学習機会の提供

人々の成長過程における生涯学習との関わりは、家庭生活から学校生活、さらに社会生活と続く中で、様々な人とのふれあいや交流が重要な要素となり、人格形成に大きな影響を与えます。

市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、自分に適した方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、ライフステージを乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の4つに分け、それぞれの観点から学習機会を補います。

### 現状と課題

・近年、家庭環境、人々の価値観やライフスタイルの多様化等の社会情勢の急速な変化に伴い、家庭教育を支える環境が変化しており、子どもの成長段階に応じた家庭教育の学習機会の提供が求められています。また、地域のつながりが希薄化し、親子の育ちを支える人間関係が弱まる中、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が多くなっており、地域社会で子育てを支えることの重要性が認識されています。このように地域社会から孤立しがちな家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。

講演等の実施に関しては、参加人数が減少傾向にあるため、周知方法や、参加しやすい条件を検討し、関係団体とのより強固な連携が必要となっています。

・青少年期は、社会のルールやマナー、人間関係などを学び、豊かな人間性や自制心、自立心を育む大切な時期です。近年は子どもの減少とともに子ども会の加入率が減少し、子どもの地域活動について見直しが必要となっています。

また、インターネットの普及による高度情報化が進み、長時間利用による生活リズムの乱れや SNS 等を利用した犯罪が深刻な問題となっています。地域、関係機関等と連携し、啓発活動の推進が必要となります。

・人生 100 年時代、超スマート社会を迎えるにあたって、生涯学習の重要性は一層高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅ワークなど働き方の多様化が生じており、このような社会の変化の激しい時代に適応するため、新たな知識、スキルの習得の必要性の観点からも社会人の学び直し（リカレント教育）の推進が一層求められています。

・人生 100 年時代において、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術が必要となるため、それらを習得、活用する機会が必要となります。

また、高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故の増加が社会背景としてあるため、高齢者に影響を及ぼす問題に対応し、被害や加害等を未然に防ぐため、講座や教室などの学習機会を提供し、リスク意識の向上を図ります。

### 取組例

- ・家庭教育に関する講演会等の充実
- ・ブックスタート事業の推進

- ・地域子育て支援拠点事業の推進
- ・青少年健全育成に関する講座等の実施
- ・放課後児童ホームの設置
- ・消費生活に関する講座の実施
- ・老人クラブの支援
- ・防犯研修会、交通安全教室の実施
- ・コミュニティ保育事業
- ・放課後子ども教室の継続
- ・労働講座、就職支援カウンセリングの実施
- ・介護予防教室・出前講座の実施
- ・広畑ふれあい塾の支援

など

## 施策の展開

### (1) 乳幼児期における学習の推進

**目標：子どものすこやかな成長を助け、自己の確立や社会性を身に付けるための支援をします。**

#### 主な取組み

##### ① 家庭教育支援の充実

家族がふれあうことで絆を深め、子どもが心豊かに学び「生きる力」を育む環境をつくるため、保護者を対象とした子育てに関する学習機会の充実を図ります。また、子育てを担うことへの意識の醸成を促進します。

##### ② 地域における子育て支援事業の充実

地域における子育てや育児に対する不安を解消し、児童虐待の防止を図るなど、様々なニーズに応えるため、地域子育て支援拠点による、身近な場所で気軽に相談できる体制の整備など、子育てサービスの充実を図ります。

##### ③ 当事者活動への支援

地域の子育て支援グループに対して、専門的な助言を通じた支援を行います。また、グループ参加や仲間づくりの啓発や情報提供によって、育児不安の解消や、保護者の孤立の防止に努めます。

## (2) 青少年期における学習の推進

**目標：健全育成を図り、子どもの居場所づくりに努めます。**

### 主な取組み

#### ① 青少年の健全育成に関する支援

学校、家庭、地域等が協力・連携し、全ての青少年が周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、健やかに成長できるよう、子ども会等の青少年育成団体の活動などへの、保護者・地域住民の積極的な参加意識を高めます。また、ジュニアリーダーの養成など、青少年の諸活動に対する支援を充実します。

#### ② 非行防止活動の推進

危険ドラッグやインターネット上の有害情報など、青少年を取り巻く有害な社会環境の実態を把握し、その被害から守り、非行防止意識の高揚を図るための講演会や街頭指導などの各種啓発活動に取り組みます。

#### ③ 居場所づくり

不登校や、放課後等に保護者が就労等により家庭にいないなど、様々な状況にある子どもたちのため、フリースクール<sup>\*</sup>などの民間組織との連携や、放課後子ども教室など、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを通して、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるように、子どもたちの居場所づくりに努めます。



#### 用語解説

フリースクール・・・一般的に不登校児童生徒等に対する学習指導、教育相談、体験活動等を行っている民間の施設。

## (3) 成人期における学習の推進

**目標：勤労世代の学習活動を支援します。**

### 主な取組み

#### ① リカレント教育の充実

社会に出た人が、自己実現や職業能力の向上などに必要な知識、技能、教養を身に付けるための学習機会を提供します。



## ② 消費生活に関する学習の充実

多様化・巧妙化する消費者問題に的確に対応し、安心できる生活を送るため、消費生活に関する知識などが習得できる学習機会を提供します。

## (4) 高齢期における学習の推進

目標：高齢者の生きがいづくりと、社会参加を奨励します。

### 主な取組み

#### ① 高齢者の健康に関する学習の充実

高齢者が健康で生き生きとした人生を送るために、健康、介護や認知症予防等に関する講座などの学習機会の充実を図ります。

#### ② 当事者活動への支援

高齢者が自分の知識や技能を生かして、それぞれの地域で積極的に活動できるよう、老人クラブ(長寿会)や地域介護予防活動団体等への参加の促進と活動支援を図ります。

#### ③ 高齢者の知識、技能等の活用

高齢者の豊富な知識や技能等を社会の貴重な財産として、地域に生かすことができる場を提供します

#### ④ 生活に係るリスクに関する学習の充実

振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪や、自動車運転による事故など、高齢者の生活に関して多大な影響を及ぼす問題に対応し、被害や加害等を未然に防ぐため、暮らしに関わる様々なテーマを取り上げる講座や教室などの学習機会を提供し、リスク意識の向上を図ります。

## 5 学習環境づくりの推進

多様な生涯学習活動を総合的・体系的に推進するため、社会教育施設の利用環境の向上とともに、あらゆる世代の市民の主体的な参加のためのきっかけづくりとして、情報発信の充実を図っていきます。

また、「持続可能な開発目標」SDGs の採択を受け、全ての人々への質の高い学習機会が提供できるよう、環境整備に取り組みます。

### 現状と課題

・現在、本市の生涯学習情報は広報紙やチラシ、ホームページを中心に提供しています。しかし、近年の高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、情報を得る手段もインターネットや SNS を通じた手法が増加しています。生涯学習に関する情報がいつでも、どこでも手に入るよう、情報発信方法を検討していく必要があります。

・多様化する生涯学習のニーズに応えるため、大学や近隣市町村との連携強化を図ることで、より質の高い事業展開を提供します。

また、生涯学習施設を含めた公共施設、外部施設との連携を深め、学習の場として活用することで、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでも学習できる機会の拡充を図ります。

・既存施設の適切な改修による長寿命化を図り、利用環境を整えることにより、多くの団体が利用するとともに、幅広い講座を取り入れることによって、利用者の増加を図っていきます。

### 取組例

- ・神奈川生涯学習情報システム「プラネットかながわ」の活用
- ・電子申請の導入
- ・秦野市生涯学習指導者登録の活用
- ・楽しい講座案内の発行
- ・広域連携中学生交流洋上体験研修事業など

### 施策の展開

#### (1) 情報発信の充実

**目標：多くの市民が必要な情報を得られるように努めます。**

#### 主な取組み

##### ① 生涯学習に関する情報提供

生涯学習に関する様々な講座や催し物のお知らせのほか、成果を発表・発揮する場など、生涯学習に関する情報提供に努めます。そのため、広報紙やホームページの充実を図るなど、多くの人が興味を持てるよう、効果的な手段を検討します。

## ② 生涯学習ネットワークの充実

神奈川生涯学習情報システム「プラネットかながわ」や、指導者人材バンク「まなびねっと・はだの」等と連携した、ネットワークの整備に努めます。

## ③ SNS 等を利用した情報発信の充実

いつでもどこでも生涯学習に関する情報を得ることができるよう、SNS 等を用いた情報発信を図ります。また、講座等の申し込みに関しても時間の制約なく受付が可能な電子申請の普及も進めていきます。

## (2) 施設の有効的な利活用と連携

目標：市民の多様な学習ニーズに応えます。

### 主 な 取 組 み

#### ① 施設の有効的な利活用

多様化する市民の学習ニーズに対応し、利便性の向上を図るため、生涯学習施設に限定せず、学校体育施設などを含む既存の公共施設に加え、民間施設、商業施設などの有効的、効率的な利活用に努めます。

#### ② 施設の充実

市民にとって安全・安心で良好な学習環境を提供し、施設の安全性の確保、機能維持、長寿命化及び利用者の快適性の向上に努めます。

#### ③ 他機関との連携

市民の学習活動が効果的に行われるように、民間事業者、大学、近隣市町村等との連携強化に努めます。

## 6 推進体制の整備

生涯学習を取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化に伴って市民ニーズが多様化し、取り組むべき課題も複雑化しています。多様化・複雑化する生涯学習活動を展開するには、市民と行政が連携・協働し、推進していく必要があります。

この連携・協働体制を強固なものにするため、教育行政評価への対応や市民ニーズを的確に把握して、円滑な展開が図れるよう組織的な推進体制を整備していきます。

### 現状と課題

・生涯学習をより推進していくためには、社会教育担当部局だけでなく、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体、NPO、自治会といった多様な主体との連携を強化していく必要があります。

・本計画を適切に運用していくため、各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているかを、進行管理・点検・評価していく必要があります。

・多様化する生涯学習を取り巻く環境やニーズを的確に把握するため、アンケート調査による情報収集を行います。

### 取組例

- ・生涯学習推進計画の進行管理
  - ・アンケート調査の実施
- など

### 施策の展開

#### (1) 市民と行政の協働の推進

**目標：生涯学習を推進していくための体制の強化に努めます。**

#### 主な取組み

##### ① 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進

社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体、NPO、自治会などの地縁団体などとの積極的な交流と連携のもとで、各種生涯学習事業等を推進していきます。同時に情報提供・共有、相談の充実を図ります。

## ② ネットワーク型行政の推進

市民と協働し、地域の総合的な課題に対応できるよう、市長部局や学校、民間団体、企業等と連携し、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組みを構築し、推進していきます。

## ③ 庁内での推進体制の整備と点検・評価

市民の生涯学習を継続的、発展的に進めるためには、組織的な推進体制が求められます。各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているかを、進行管理・点検・評価を実施し、必要な対応を図っていきます。

## ④ 市民ニーズの把握

多様化する市民ニーズが施策に反映できるように、アンケート調査等により情報収集及び把握に努めます。





## 秦野市生涯学習推進計画

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

令和3年3月発行

発行	秦野市・秦野市教育委員会
編集	秦野市文化スポーツ部生涯学習課
	〒257-8501
	神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
T E L	0463 (84) 2792
F A X	0463 (86) 6563
E m a i l	s-gakusyu@city.hadano.kanagawa.jp



## 部長会議付議事案書（報告）

（令和2年12月11日）

提案課名 図書館

報告者名 山本 英範

事案名	秦野市立図書館基本計画・後期計画案について	資料 <input checked="" type="checkbox"/>
提案趣旨	<p>「秦野市立図書館基本計画」は、図書館サービスの充実を進めるため、平成28年3月に、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間と定め、そのうち平成28年度から令和2年度までの前半5年を前期計画期間として施策を展開してきました。</p> <p>今年度末をもって前期計画期間が終了するため、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした「秦野市立図書館基本計画・後期計画」案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p><b>1 計画の期間</b> 後期計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。</p> <p><b>2 計画策定の目的等</b> 基本計画・後期計画の策定にあたっては、図書館が目指す基本理念を引き継ぎ、ICTの広がりや人口急減、超高齢化、少子化などがさらに進む中での図書館サービスのあり方や充実を念頭に置いています。</p> <p>基本理念を実現するために取り組むべき課題として後期計画では、利用者へ提供する図書館サービス面だけでなく、専門（司書）職員の定年退職や窓口業務の外部委託に対する課題といった運営体制面、中長期的な視点での長寿命化や読書環境の維持・整備等の施設設備の更新・維持管理面に大別して捉え、具体的な取組内容を掲げています。</p> <p><b>3 計画の構成等</b> 資料1及び2のとおり</p>	
経過	<p>秦野市図書館協議会等での協議</p> <p>1 秦野市図書館協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年 9月13日 計画策定の進め方について</li> <li>・ 令和2年 8月18日 計画骨子及び個別事業案について</li> <li>・ " 10月28日 計画素案について</li> </ul> <p>2 秦野市社会教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年 2月 7日 計画策定の進め方について</li> <li>・ " 10月30日 計画素案について</li> </ul> <p>3 秦野市教育委員会会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月18日 計画策定の進め方について</li> <li>・ 令和2年11月13日 計画素案について</li> </ul>	

今後の進め方	令和2年12月15日	議員連絡会へ報告（意見聴取は令和3年2月8日まで）
	〃 〃 25日	総合教育会議での協議
	令和3年1月1日	パブリックコメントの実施（広報はだの1月1日号掲載、意見募集は令和3年2月1日まで）
	〃 2月	図書館協議会での計画(案)諮問・答申
	〃 3月	社会教育委員会議での計画(案)最終協議・承認 教育委員会会議での計画(案)議決 秦野市立図書館基本計画・後期計画の策定

## 秦野市立図書館基本計画・後期計画案について

令和2年12月11日  
文化スポーツ部図書館

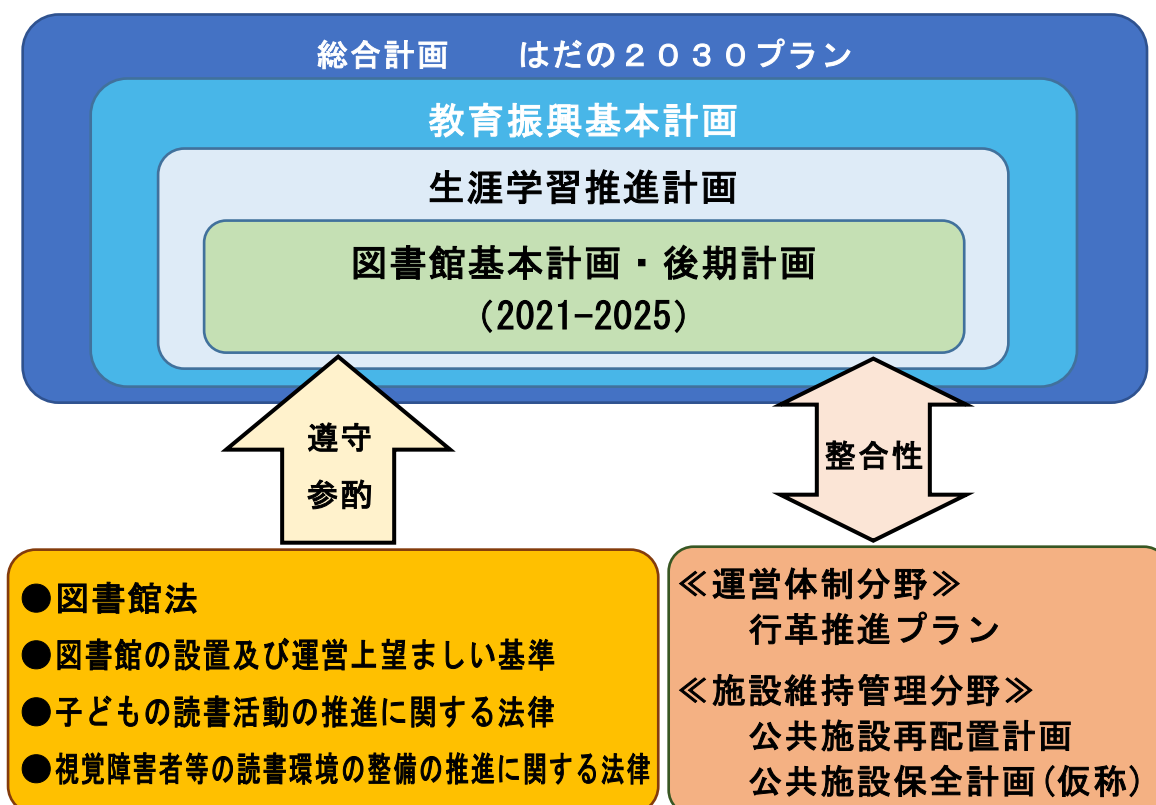
### 1 目的

図書館サービスの充実を図るため、平成28年3月に平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とした「秦野市立図書館基本計画」を策定し、そのうちの前半5年を前期計画期間として施策を展開してきました。

今年度末をもって前期計画期間が終了するため、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした「秦野市立図書館基本計画・後期計画」を策定します。

### 2 位置付け

本計画は、秦野市総合計画及び秦野市教育振興基本計画、秦野市生涯学習推進計画の個別計画として位置付けるとともに、行革推進プランや公共施設再配置計画、公共施設保全計画（仮称）などの諸計画との整合性を図りながら、公共図書館としての役割を踏まえた、総合的な図書館サービスの指針となります。



### 3 計画期間

令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間とする。

### 4 策定のポイント

平成28年度から令和7年度までの10年間の基本計画期間における、後半5年間の計画であるため、基本理念は継承しつつ、基本理念を実現するために、①図書館サービス分野、②図書館の運営体制分野、③施設設備の更新・維持管理分野に大別し、さらに、図書館サービス分野を、市民の生涯学習への支援、子ども読書活動の推進、郷土文化の普及・継承に細分化し、重点的に取り組むこととしました。

また、5つの重点項目の中で、特に次の内容の取組みを強化します。

重点項目		取組み内容
① 図書館 サー ビス	市民の生涯学習への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● ICT技術の効果的運用</li><li>● 障害者、高齢者等へのサービスの充実</li><li>● 情報の発信強化</li></ul>
	子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 読書等推進への支援</li><li>● 学校教育機関等との連携</li></ul>
	郷土文化の普及・継承	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資料の充実</li><li>● 情報の発信強化</li></ul>
②	図書館の運営体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 実施事業の検証・検討</li><li>● 人材の育成・確保</li></ul>
③	施設設備の更新・維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画的な改修工事等の実施</li><li>● 施設・設備等の適正管理</li><li>● 読書環境の整備充実</li></ul>

## 秦野市立図書館基本計画・後期計画 新旧対照表（章立て）

前期計画【平成28年度～令和2年度】	後期計画案【令和3年度～7年度】	現行体系	主な改定内容
はじめに	はじめに		
目次	目次		
I 計画の策定にあたって	第1章 計画の策定にあたって		主な改定内容
1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨	1章1	◆図書館計画の位置づけについて、生涯学習推進計画内の個別計画として明確化しました。 ◆本計画の基本指針に関連する主な計画との関係を記載しました。
2 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ	1章2	
3 計画期間	3 計画期間	1章3	
II 現状と課題	第2章 図書館を取り巻く現況	摘要	主な改定内容
1 秦野市の概要	1 社会的背景	新規	◆図書館運営等に関する外的要素を本章に集約しました。
2 秦野市立図書館のあゆみ	2 法律等の動向	3章2	
3 秦野市立図書館の業務及び課題	3 図書館ニーズの変化	新規	
III 図書館とは～基本的な考え方	第3章 秦野市立図書館の現状と課題	摘要	主な改定内容
1 図書館とは	1 前期計画における取組み	新規	◆第2章の外的要素及び本章における前期計画期間での取組みやこれまでの歩みを踏まえ、課題を抽出する構成に修正しました。
2 図書館に関する法令等	2 前期計画において目標値を設定した取組みの実績	新規	
	3 秦野市立図書館の歩み（主な取組み実績）	2章2	
	4 前期計画期間中の実績	新規	
	5 課題	2章3	
IV 秦野市立図書館のめざすもの	第4章 計画の基本的な考え方	摘要	主な改定内容
1 基本理念	1 基本理念	3章1, 4章1	◆第5章の施策の展開へつなげるため、基本理念を冒頭に据え、3分野から抽出した5項目の基本方針と施策の体系を順序立てて配置し、計画全体の構成が見える形に修正しました。
	2 基本方針	5章	
V 秦野市立図書館基本方針	I 図書館サービス分野		
1 市民の生涯学習への支援	基本方針1 市民の生涯学習への支援		
2 0歳から10代向けサービスの推進	基本方針2 子ども読書活動の推進		
3 地域の読書活動への支援	基本方針3 郷土文化の普及・継承		
4 情報発信	II 図書館の運営体制分野		
5 郷土文化の推進	基本方針4 効率的で質の高いサービス提供体制の確立		
6 滞在型図書館	III 施設設備の更新・維持管理分野		
7 市民との協働による図書館運営	基本方針5 図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備		
8 職員の意識改革	3 施策の体系	新規	
VI 図書館サービス計画	第5章 施策の展開	摘要	主な改定内容
1 市民の生涯学習への支援	1 図書館サービス分野		◆5項目の基本指針に附随する基本施策別に取組み内容（個別施策）を記載し、図書館内が担う業務の全てを網羅できる内容に修正しました。（詳細は別紙2のとおり） また、基本施策と関係するSDGsのゴールを示しました。
2 0歳から10代向けサービスの推進	基本方針1 市民の生涯学習への支援	6章1, 3, 4	
3 地域の読書活動への支援	基本方針2 子ども読書活動の推進	6章2	
4 情報発信	基本方針3 郷土文化の普及・継承	2章1, 6章5	
5 郷土文化の推進	2 図書館の運営体制分野		
6 安らぎの場所、滞在型の図書館	基本方針4 効率的で質の高いサービス提供体制の確立	6章7, 8	
7 市民との協働による図書館運営	3 施設設備の更新・維持管理分野		
8 職員の意識改革	基本方針5 図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備	6章6	
	4 基本施策と関係するSDGsのゴール	新規	
VII 計画推進のために	第6章 計画推進のために	摘要	主な改定内容
	1 推進体制と役割分担	新規	◆前期計画では、事業の評価についてのみ記載していましたが、これからのサービス展開に向けたニーズの把握、それに伴う体制整備・役割分担も重要になるため、3項目立ての構成に修正しました。
	2 施策の評価	7章	
	3 ニーズの把握	新規	

秦野市立図書館基本計画・後期計画 新旧対照表(第5章 施策の展開)

資料3

【現計画】

◆施策については、担当課の評価を基にし、総合評価しています。  
 (「◎(実施)」、「○(一部実施)」、「×未実施」)

前期計画【平成28年度～令和2年度】	総合評価	現⇒新	備考(新体系など)
<b>【基本方針1】市民の生涯学習への支援</b>		継続	基本的に基本方針1へ
<b>(1) 図書館資料の充実</b>			
資料提供機能の充実			
① 丹沢、山岳関連資料の充実	◎	継続	「基本方針1-(1)-③」へ
② 短歌関連資料の充実	◎	継続	「基本方針1-(1)-④」へ
③ さまざまなテーマに基づいた展示資料の充実	◎	継続	「基本方針1-(1)-①・②・⑤・⑥」へ
<b>(2) 調査・研究機能の充実</b>			
計画に項目なし	×	削除	他の取組みに含まれる項目であるため削除
<b>(3) レファレンス業務による情報の提供</b>			
計画に項目なし(相談等)	◎	新規	「基本方針1-(2)」へ
<b>(4) データベース利用による情報の提供</b>			
情報通信技術を導入したサービス			
① オンラインデータベースの充実	◎	継続	「基本方針1-(3)-②-ア」へ
② インターネット利用環境の充実	◎	継続	「基本方針1-(3)-②-イ」へ
③ 電子書籍の利用について、研究・検討	○	継続	「基本方針1-(3)-②-ウ」へ
<b>(5) 利用環境(開館時間・施設・設備等)の整備</b>			
開館時間の延長(土・日曜日午後7時まで)	◎	分割・継続	「基本方針1-(3)-①」、「基本方針5-(1)-②」へ
<b>(6) 移動図書館による巡回</b>			
移動図書館の充実			
① 移動図書館に司書職員を配置	×	削除	H31.3月に運行を終了したため削除
② 地域の変化に応じた巡回ルート等の見直し	×	削除	H31.3月に運行を終了したため削除
計画に項目なし			
魅力ある地域学習活動の充実			
① 市民大学の開催	◎	統合	「基本方針1-(6)-①」へ
② 古典の日記念事業、読書週間関連事業等の実施	◎	統合	「基本方針1-(6)-①」へ
計画に項目なし			
計画に項目なし(視聴覚ライブラリ)	◎	新規	「基本方針1-(6)-②」へ
<b>(7) 公民館等との連携強化(ネットワーク化)</b>			
図書配送システムの拡充			
① 移動図書館の巡回場所を学校・こども園等に増設	×	削除	H31.3月に運行を終了したため削除
② 図書館と公民館図書室等の連携強化	◎	継続	「基本方針1-(3)-③-ア」へ
③ 駅連絡所等のサービス拠点を検討	○	継続	「基本方針1-(3)-③-イ」へ
<b>(8) 他図書館、類縁機関との連携</b>			
関係機関との連携	○	継続	「基本方針1-(4)」へ
<b>(9) 障害者サービス(対面朗読・点訳・音訳等)</b>			
計画に項目なし(対面朗読・点訳・音訳等)	○	継続	「基本方針1-(5)-②」へ
<b>(10) 高齢者サービス</b>			
計画に項目なし(大活字本)	○	継続	「基本方針1-(5)-②」へ
<b>(11) 福祉施設等への巡回サービス</b>			
計画に項目なし	×	新規	「基本方針1-(5)」へ

【新計画】

◆個別施策を設定するにあたり、図書館協議会での協議を踏まえ、精査しています。

後期計画案【令和3年度～7年度】	新規	新たに取り入れた内容など
<b>【基本方針1】市民の生涯学習への支援</b>		
<b>(1) 資料の充実</b>		
① 新刊、話題、時事等に基づく資料選定		
② 利用者ニーズに基づく資料選定		
③ 山・盆地・湧水関連資料の充実		
④ 短歌等関連資料の充実		
⑤ 企画展示の充実		
⑥ 適切な資料の配置及び管理		
<b>(2) レファレンスサービスの充実</b>		
① 相談体制の整備		
② 人材育成・確保	新規	専門的知見を持つ人材(司書)の育成・確保
③ レファレンスデータベースの充実	新規	レファレンスデータの作成や収集
<b>(3) 公民館図書室等を含めた図書館サービスの充実</b>		
① 開館日・開館時間の充実		
② ICT技術の効果的運用		
ア オンラインデータベースの活用		データのクラウド化及びメールによる本の受取案内【既実施】
イ インターネット利用環境の充実	新規	様々なデバイスで利用できる環境整備やホームページの充実
ウ デジタルサービスの研究		デジタルアーカイブの運用や電子書籍導入等の検討
③ 図書館サービス網の充実		
ア 図書館と公民館図書室等の連携強化		
イ 駅連絡所等のサービス拠点を検討		サービス拠点の図書館システムネットワーク化【既実施】
<b>(4) 他図書館、類縁機関等との連携</b>		
① 他自治体図書館との連携		
② 国立国会図書館との連携		
③ 東海大学との連携		
④ その他の機関等との連携	新規	他の文化振興施設や機関との連携
<b>(5) 障害者、高齢者等へのサービスの充実</b>		
① 身体障害者(高齢者含)へのサービス	新規	館内バリアフリーの推進等【既実施】
② 視覚障害者(高齢者含)へのサービス		Webアクセシビリティの徹底【既実施】
③ 聴覚障害者(高齢者含)へのサービス	新規	掲示物や配布物の配慮や筆談などの補助の実施【既実施】
④ その他に補助等を要する者へのサービス	新規	その他に配慮を要する利用者への対応を充実
<b>(6) 地域の読書・学習活動支援</b>		
① 地域の学習事業の実施		
② 視聴覚資料の利活用の推進		
③ 地域ボランティア等との協働と人材育成の支援		
<b>(7) 情報の発信強化</b>		
① インターネットの利用		ホームページの充実やSNSの活用を検討
② 外部メディア等の活用	新規	タウン紙や各種新聞等の外部メディアの活用【既実施】
③ 内部情報誌等の活用		
④ 職業体験、見学会等の実施		
⑤ 図書館キャラクター等の活用		

<b>【基本方針3】地域の読書活動への支援</b>		統合	基本的に基本方針1へ
(1) 読書活動やボランティアに関する講座等各種事業の実施			
イベントの実施	◎	分割・継続	基本方針1-(6)-①、「基本方針1-(7)-④」、「基本方針2-(1)-①」へ
(2) ボランティア活動への支援			
ボランティアの活動等の促進	○	分離・継続	基本方針1-(7)-③、「基本方針2-(2)-②」へ
(3) 福祉事業への支援			
計画に項目なし	×	削除	施策の展開を予定していないため、削除
<b>【基本方針4】情報発信</b>			
(1) ホームページによる情報の提供			
① 秦野市関連新聞記事索引のデータ作成	×	統合	「基本方針1-(7)-①」へ
② インターネットの活用	○	統合	「基本方針1-(7)-①」へ
(2) 図書館だよりの発行			
計画に項目なし	○	分割・継続	基本方針1-(6)-③、「基本方針3-(3)-③」へ
(3) 図書館の利用・活用の推進のため広報紙等への掲載			
計画に項目なし	○	分割・継続	基本方針1-(6)-③、「基本方針3-(3)-③」へ
計画に項目なし			
① イメージキャラクターの活用	○	継続	「基本方針1-(7)-⑤」へ
② 図書館グッズの作成	○	統合	「基本方針1-(7)-⑥」へ
<b>【基本方針2】0歳から10代向けサービスの推進</b>		継続	基本的に基本方針2へ
(1) 乳幼児及び保護者への読書支援			
乳幼児及び保護者への支援			
気兼ねなく資料選びできる時間の設定を検討	×	統合	「基本方針2-(1)-①」へ
計画に項目なし			
計画に項目なし(おはなし会、読書手帳)	◎	新規	「基本方針2-(1)-①」へ
(2) 学校等との連携			
① 進路選択・進学及び就職のための支援	○	継続	基本方針2-(1)-②」へ
② 児童・生徒への読書支援、並びに学校図書館及びその職員との連携	○	統合	「基本方針2-(2)-①」へ
③ 保育園・幼稚園・こども園・児童館及びその職員との連携	○	統合	「基本方針2-(2)-①」へ
<b>【基本方針5】郷土文化の推進</b>		継続	基本的に基本方針3へ
(1) 歴史、地理、自然、産業、文学等の郷土資料の収集			
資料提供機能の充実			
郷土資料の充実	○	継続	「基本方針3-(1)」へ
(2) 郷土の歌人の資料収集・展示			
郷土資料のレファレンスデータベースの充実	○	継続	「基本方針3-(2)-②」へ
計画に項目なし			
計画に項目なし(各短歌大会)	◎	統合	「基本方針3-(3)-④」へ

<b>【基本方針2】子ども読書活動の推進</b>			
(1) 読書推進・学習活動支援			
① 読書等推進への支援			
② 進路選択や就職に関する支援			
(2) 教育機関等との連携			
① 学校教育機関との連携			学校図書館や児童ホームとの連携を検討
② その他の機関との連携			
<b>【基本方針3】郷土文化の普及・継承</b>			
(1) 資料の充実			
① 収集資料の分類整理			
② 展示方法・スペースの工夫			
③ 資料保存スペースの確保			
④ 関係課等との連携			
(2) レファレンスサービスの充実			
① 人材育成・確保	新規		専門的知見を持つ人材(司書)の育成・確保
② 郷土資料のレファレンスデータベースの充実			
(3) 情報の発信強化			
① インターネットの利用	新規		資料のデジタル化やそれらを活用した特集ページ作成を検討
② 外部メディア等の活用	新規		タウン紙や各種新聞等の外部メディアの活用【既実施】
③ 内部情報誌等の活用			
④ イベント等の実施			

【基本方針7】市民との協働による図書館運営		統合	基本的に基本方針4へ
(1) 図書館協議会の開催			
図書館協議会	◎	統合	「基本方針4-①」へ
(2) ボランティア団体の協力			
ボランティア団体との協力	○	継続	「基本方針4-③」へ
計画に項目なし			
不用図書等の有効活用	◎	分割・継続	「基本方針1-(1)-⑥」、「基本方針2-(1)-①」へ
【基本方針8】職員の意識改革		統合	基本的に基本方針4へ
(1) 市民の視点に立ち、市民のニーズに即した、市民に頼りまれ役に立つ図書館員			
職員	○	統合	「基本方針4-②」へ
(2) 図書館の事由を遵守し、市民の財産を未来に引き継ぐ図書館員			
満足度アンケートの実施	○	統合	「基本方針4-①」へ
【基本方針6】安らぎの場所、滞在型の図書館		継続	基本的に基本方針5へ
(1) 滞在場所の提供			
計画に項目なし(喫茶コーナー等)	○	統合	「基本方針5-(2)-①」へ
(2) 共存できる滞在場所の提供			
計画に項目なし(子どもから大人までが滞在)	×	削除	具体的な施策がないため削除

【基本方針4】効率的で質の高いサービス提供体制の確立			
運営体制の確立			
① 実施事業の検証・検討			適正な事務や事務分担の検討
② 人材の育成・確保			専門的知見を持つ人材(司書)の育成・確保
③ 外部団体等との連携・協力			
【基本方針5】図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備			
(1) 施設等の維持保全			
① 計画的な改修工事等の実施	新規		再配置・保全計画(保全)計画との目標の共有
② 施設・設備等の適正管理			要配慮箇所の把握や自主改修・修繕の適宜実施
(2) 読書空間の整備充実			
① 読書環境の整備・充実			館内レイアウトの工夫や防音等への配慮
② 防災・防犯等対策の充実・検討	新規		防犯防災訓練の実施や防犯カメラ導入の検討



# 秦野よむよむプラン2021

～みんなでつくる身近な図書館～

## 秦野市立図書館基本計画・後期計画案

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

秦野市・秦野市教育委員会

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
第2章	図書館を取り巻く現況	
1	社会的背景	3
2	法律等の動向	4
3	図書館ニーズの変化	4
第3章	秦野市立図書館の現状と課題	
1	前期計画における取組み	6
2	前期計画において目標値を設定した取組みの実績	7
3	秦野市立図書館の歩み（主な取組み実績）	7
4	前期計画期間中の実績	9
5	課題	10
第4章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	12
2	基本方針	13
3	施策の体系	20
第5章	施策の展開	
1	図書館サービス分野	21
2	図書館の運営体制分野	34
3	施設設備の更新・維持管理分野	35
4	基本施策と関係するSDGsのゴール	36
第6章	計画推進のために	
1	推進体制と役割分担	37
2	施策の評価	37
3	ニーズの把握	37

## 用語の定義

本計画において使用している「資料」については、特定のものを指す場合を除き、図書のほか、新聞、雑誌、視聴覚資料その他必要な資料を指すものとします。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

図書館は、図書館法などの関係法令により、「一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ことを目的とする施設で、刻一刻と変化していく社会情勢の中で、個人が自主的に“知り”、“学び”、そして、時に“楽しむ”ことのできる、地域の身近な情報拠点としての役割を果たすことが求められています。

こうした中、秦野市立図書館では、現在の場所に移転してから30年を迎えた平成28年に、変動する社会情勢の中でも継続的に図書館サービスの充実を図ることを目的として、図書館独自の計画となる「秦野よむよむプラン2016（秦野市立図書館基本計画）」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この基本計画は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間を計画期間と定め、平成28年度からの5か年を前期、令和3年度（2021年度）からの5か年を後期とし、それぞれの期間で具体的な取組みを示すものとなっています。

令和2年度（2020年度）をもって終了する基本計画前期計画（以下「前期計画」という。）での取組みを踏まえ、前期計画に掲げた基本理念を継承しつつ、厳しい財政状況や多様化するニーズ等の中で、更なる図書館サービスの充実を目的として、計画的かつ効率的な取組みを図るため、基本計画後期計画（以下「後期計画」という。）を策定しました。

この後期計画は、基本計画期間中の取組みや検討に対する評価等に基づき、今後の図書館のあり方や具体的サービスの実施について示す実施計画の礎となる重要な計画になります。

## 2 計画の位置づけ

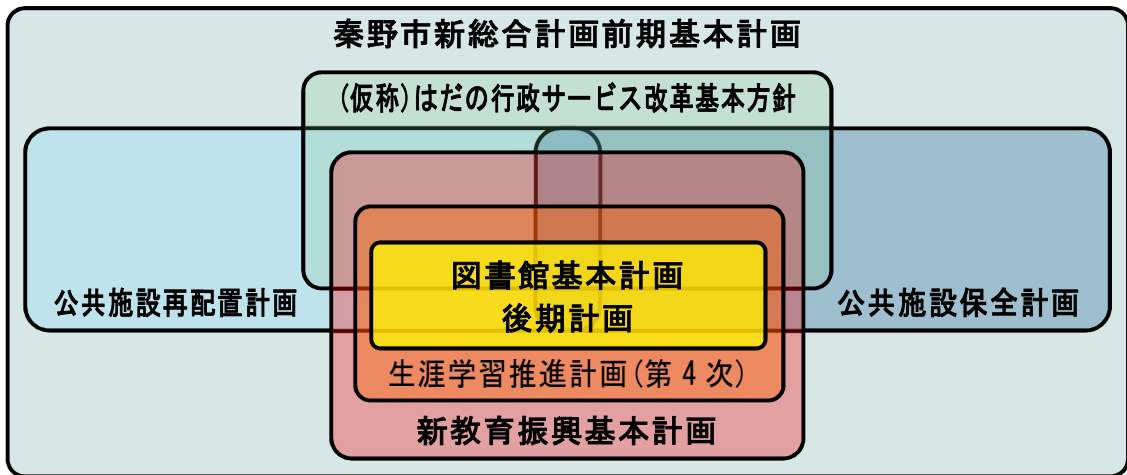
本計画は、本市全体の施策の中で教育分野の生涯学習分野内に位置づけられる個別計画となります。

本計画内における、図書館サービスに関する重要・重点施策は「秦野市総合計画」、「秦野市教育振興基本計画」、「秦野市生涯学習推進計画」

へ位置づけます。

また、図書館運営に関する体制整備については、「はだの行政サービス改革基本方針（仮称）」、施設設備の更新・維持管理については、「秦野市公共施設再配置計画」及び「秦野市公共施設保全計画（仮称）」の考え方や方針などを踏まえて施策等を検討していきます。

なお、本計画は子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく、秦野市子ども読書活動推進計画を包括した計画となっています。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、前期計画において定めた平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの基本計画期間10年間のうち、後期5年分（令和3年度から令和7年度まで）のサービス計画等を示すものです。

計画名	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合計画	後期基本計画			新総合計画前期基本計画				
教育振興基本計画	はだのわくわく教育プラン			新教育振興基本計画				
生涯学習推進計画	生涯学習推進計画(第3次)			生涯学習推進計画(第4次)				
行革推進プラン	はだの行革推進プラン(第3次)			はだの行政サービス行革方針(仮称)				
公共施設再配置計画	後期実行プラン			新プラン				
公共施設保全計画				新設計画				
図書館基本計画	前期計画			後期計画				

## 第2章 図書館を取り巻く現況

### 1 社会的背景

#### (1) 人口動態の変動

わが国の人口動態は、人口減少に加え、少子高齢化から超高齢社会<sup>\*</sup>へと変わってきており、さらには、人生100年時代の到来が予測される中で、性別・年齢・言語などに関わらず、生きがいを持ち共に支え合いながら安心して生活できる、持続可能な社会づくりが求められるようになっていきます。

#### (2) グローバル化と持続可能な開発目標（SDGs）

人口減少・超高齢化が進展する一方で、国における外国人留学生の政策的な受け入れや観光振興等により、日本へ来る外国人が増加するとともに、日本側の外国人受け入れに対する意識や感覚が浸透したことで、多文化への理解や共生に向けた取組みが求められる時代になりました。

また、環境や経済など、多分野に関わる課題が地球規模で影響を及ぼす状況になってきていることを受けて、平成27年（2015年）の国連サミットでは、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標として、貧困、飢餓、教育、雇用、環境など17のゴール、169のターゲットから構成される、「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が採択され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓う内容となっています。特に教育については、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

#### (3) 情報化の進展

インターネットの普及に加え、スマートフォンやタブレット、それらを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が進み、個人が手軽に膨大な情報を短時間で入手できるようになりました。

しかし、その膨大な社会情報が共有されず、様々な分野での横断的な連携が不十分であるという問題があったことから、国からは、IoT<sup>\*</sup>で全ての人とモノをつなげ、様々な知識や情報を共有し、今までにない新たな



<sup>\*</sup>超高齢社会…65歳以上の高齢者が占める人口割合が21%を超えた社会で、日本では2007年に基準を超え超高齢社会に突入  
IoT…「Internet of Things」の略でモノのインターネットと訳され、モノがインターネット経由で通信することを意味する。

な価値を生み出すとともに、人工知能（AI）により、必要な情報を必要な時に提供し、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題を克服することを目的とした Society5.0<sup>\*</sup>の実現を目指すことが公表されています。

## 2 法律等の動向

### (1) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年告示)

平成 13 年に告示された同基準を全面的に改正したもので、図書館は、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとされました。

また、図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する事項のほか、図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備が追加されました。

### (2) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号)

読書活動が、子どもの言葉の学習や感性・表現力・創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていく上で欠くことのできないものと捉え、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるような環境整備の推進を理念として法制化されました。この法律では地方公共団体の責務や保護者の役割、読書活動推進のための計画策定などについて明記されました。

### (3) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法) (令和元年法律第 49 号)

視覚による表現の認識が困難な視覚障害者等の読書環境を整備することを目指して作られ、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、自治体の責務等が定められています。この法律は公立図書館並びに学校図書館（室）も対象としています。

## 3 図書館ニーズの変化

社会情勢の変化などから、公共図書館が利用者等に求められてきた知の拠点としての情報提供というニーズの一部は、徐々にパソコンやスマート



Society5.0…狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会として、仮想空間と現実空間を高度に融合したシステムによる超スマート社会のこと。

フォン、電子辞書などへと移り、また、図書館サービスの認知度が低下してきたことから、図書館本来の存在意義が利用者等の中から薄れ、ニーズにも変化が起きている状況です。

これからの図書館には、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、特に、情報化や超高齢化、子どもの読書離れ、グローバル化への対応が外的要素に伴う喫緊の課題であるとともに、内的要素に伴う課題としては、地域に根差した公立図書館として、郷土文化に関する資料を収集し、適切に保存・活用しながら後世へと引き継ぐなど、自らの存在意義や役割を的確に捉え、そのあり方を示す取組みが求められています。

## 第3章 秦野市立図書館の現状と課題

### 1 前期計画における取組み

平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの前期計画期間では、次の項目を課題として捉え取り組んできました。

#### (1) 資料の提供

基本計画策定以前では、図書館の立地がマイカー利用できない高齢者や子どもに対して不便であることから、各地区の公民館図書室の充実やインターネット等による資料の検索や予約、公民館等への配送システムの充実を図るなどして、平成21年度（2009年度）の公民館図書室での貸出冊数が、過去5年間の平均に対して約6%増加するなどの効果を出しました。

しかし、その後は横ばいから減少傾向を示し、更には市の財政状況等から資料費予算の減少も重なり、厳しい状態になっていました。

そのため、さまざまな事情の利用者に応じた支援と若い世代を取り込む施策を検討・実施し、乳幼児から高齢者までが利用できる環境づくりを課題として各種事業に取り組んできました。

#### (2) 情報の共有

行革推進プランにも位置付けて取り組んだ、外部委託化の開始と拡大により、常勤職員と会計年度任用職員に加え委託事業者の従業員が混在して業務を行う体制となったことから、従事者の入れ替わりが激しくなり、図書館サービスの継続性や安定性の維持に一層の対策や配慮が必要になりました。

また、図書館未利用者を新たに取り込み、利用促進を図るため、情報の取得手段となるインターネットを活用するほか、電子書籍<sup>\*</sup>等の様々な媒体や既存の紙媒体資料の活用策などの研究に取り組んできました。

#### (3) 文化活動と人材の育成

図書館における各種事業等へ一定の利用者だけでなく、新たな参加者を取り込む工夫を検討し、また、そのような事業への協力者となるボランティア団体等の高齢化が進んでいることから、若い世代の育成が急務と考え取組みを行ってきました。



<sup>\*</sup>電子書籍…インターネット上で電子化された出版物のことで、パソコンやスマートフォン、専用の機器を用いて閲覧することができる。



## 2 前期計画において目標値を設定した取組みの実績

### (1) 入館者

開館時間の拡大をはじめ、図書館環境の整備を通じて、くつろげる雰囲気をお客に大切にし、本と出会う機会の場所づくりに努めました。

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
目標値	261,600	261,800	262,000	262,200	262,400
実績値	261,763	259,609	250,024	236,494	219,888
目標比	100.06%	99.16%	95.43%	90.20%	83.80%

※ H27 年度実績は前期計画策定以前の参考掲載

### (2) 図書等の予約件数

自宅から予約を行い、身近な施設で資料を受け取ることのできる体制が普及することで予約件数の増加につながると考え、インターネット利用環境の充実と公民館図書室等とのネットワーク強化に取り組みました。

(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
目標値	113,400	113,600	113,800	114,000	114,200
実績値	115,181	116,756	106,198	101,846	112,076
目標比	101.57%	102.78%	93.32%	89.34%	98.14%

※ H27 年度実績は前期計画策定以前の参考掲載

## 3 秦野市立図書館の歩み（主な取組み実績）

年 月	取 組 み 内 容
大正 11(1922). 11	秦野図書館開館(曾屋小学校内・蔵書 350 冊)
昭和 25(1950). 11	アメリカ秦野図書館(米軍から払い下げられたカマボコ兵舎型建物)開館(蔵書 867 冊)
昭和 30(1955). 1	秦野市立図書館条例施行
〃 . 4	中央公民館の 2 階に移転(蔵書 2,077 冊)
昭和 40(1965). 4	旧南秦野町役場に移転
昭和 43(1968). 7	自動車文庫(移動図書館)巡回開始
昭和 45(1970). 12	旧市庁舎に移転(蔵書 13,356 冊)
昭和 60(1985). 11	現図書館竣工(蔵書 208,000 冊)
昭和 61(1986). 12	行財政改善推進委員会で電算システム導入決定

昭和 62(1987). 11	図書館(電算)システム導入
平成 2(1990). 4	神奈川県図書館情報ネットワーク(KL-NET 加入)
平成 4(1992). 11	近隣市町との広域利用開始
平成 5(1993). 1	休館日を変更(火曜日から月曜日)
〃 . 10	東海大学附属中央図書館との相互検索開始
平成 10(1998). 4	公民館図書室との物流システム導入
平成 12(2000). 3	図書館資料リサイクルの開始
〃 . 10	利用者用検索端末の公民館設置開始
平成 14(2002). 1	図書館ホームページ公開
平成 15(2003). 7	利用者用検索端末からの予約受付開始
平成 16(2004). 4	開館時間の変更(午前9時30分から9時へ)
〃 . 6	予約・督促メール通知開始
平成 18(2006). 11	窓口業務委託の試行実施
平成 19(2007). 6	窓口業務委託の本格実施
〃 . 12	携帯電話によるOPAC <sup>※</sup> 公開および予約受付開始
〃 〃	返却ポストシステム開始(市役所前コンビニ)
平成 20(2008). 4	「秦野市子ども読書活動推進計画」策定
〃 . 12	ブックスタート事業開始
平成 21(2009). 2	資料返却サービス開始(東海大学前駅連絡所)
〃 . 4	開館日の変更(原則振替休館なし)
平成 23(2011). 12	予約資料受取サービス開始(東海大学前駅連絡所)
平成 26(2014). 7	国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」開始
平成 28(2016). 3	秦野よむよむプラン 2016(図書館基本計画)策定
〃 . 6	閉館時間変更(土・日曜日を午後5時から午後7時へ)
平成 29(2017). 10	視聴覚室の有料による市民開放開始
〃 . 11	はだの浮世絵ギャラリー開室
平成 30(2018). 4	返却・予約資料受取サービス開始(鶴巻温泉駅連絡所)
〃 . 8	返却・予約資料受取サービス開始(渋沢・秦野駅連絡所)
平成 31(2019). 3	移動図書館「たんざわ号」運行終了
令和 3(2021). 3	秦野よむよむプラン 2021(図書館基本計画後期計画)策定

※ 講演会・映画会等のイベントを除く、図書館サービスの開始や変更を抜粋して記載しています。



OPAC…利用者へ供されるオンライン蔵書目録(蔵書データ)

## 4 前期計画期間中の実績

平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)までの実績

項目	年度	平成28		平成29		平成30		令和元	
		実績	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	
開館日数(日)		291	291	0	291	0	263	▲28	
入館者数(人)		259,609	250,024	▲9,585	236,494	▲13,530	219,888	▲16,606	
貸出冊数(点) ※本館	児童書	106,242	106,675	433	107,467	792	101,905	▲5,562	
	一般書	209,146	202,357	▲6,789	192,960	▲9,397	179,906	▲13,054	
	紙芝居	3,061	3,229	168	3,081	▲148	2,139	▲942	
	雑誌	36,263	35,219	▲1,044	34,491	▲728	31,972	▲2,519	
	CD	10,514	9,447	▲1,067	9,597	150	7,873	▲1,724	
	合計	365,226	356,927	▲8,299	347,596	▲9,331	323,795	▲23,801	
団体貸出冊数(冊)		13,382	12,668	▲714	12,181	▲487	11,964	▲217	
公民館貸出冊数(冊)		199,152	189,791	▲9,361	180,276	▲9,515	174,487	▲5,789	
駅連絡所貸出冊数(冊)		3,902	3,523	▲379	6,201	2,678	9,185	2,984	
移動図書館貸出冊数(冊)		17,284	17,741	457	17,524	▲217	0	▲17,524	
貸出冊数合計		598,946	580,650	▲18,296	563,778	▲16,872	519,431	▲44,347	
予約件数(件)		116,756	106,198	▲10,558	101,846	▲4,352	112,076	10,230	
登録者(人)	児童	1,150	1,121	▲29	972	▲149	573	▲399	
	学生	173	237	64	119	▲118	137	18	
	一般	1,934	1,690	▲244	1,751	61	1,371	▲380	
	合計	3,257	3,048	▲209	2,842	▲206	2,081	▲761	
受入蔵書等数(点)	一般書	7,374	7,536	162	6,491	▲1,045	7,631	1,140	
	絵本	1,366	1,403	37	1,388	▲15	1,892	504	
	紙芝居	24	137	113	9	▲128	62	53	
	大活字	7	2	▲5	8	6	46	38	
	点字	6	27	21	17	▲10	6	▲11	
	郷土資料	299	360	61	366	6	188	▲178	
	洋書	1	1	0	13	12	10	▲3	
	雑誌	2,785	2,738	▲47	2,638	▲100	2,583	▲55	
	CD	84	72	▲12	52	▲20	67	15	
合計	11,946	12,276	330	10,982	▲1,294	12,485	1,503		
映画会	回数	26	25	▲1	56	31	50	▲6	
	人数	874	719	▲155	1,480	761	1,512	32	
短歌大会	回数	2	2	0	2	0	2	0	
	人数	110	100	▲10	148	48	176	28	
講演・講座	回数	28	23	▲5	22	▲1	19	▲3	
	人数	1,048	632	▲416	676	44	562	▲114	
喫茶コーナー	回数	11	9	▲2	5	▲4	7	2	
	人数	489	528	39	411	▲117	358	▲53	
体験学習	回数	15	14	▲1	20	6	10	▲10	
	人数	592	400	▲192	389	▲11	145	▲244	
おはなし会	回数	75	73	▲2	84	11	68	▲16	
	人数	1,045	997	▲48	1,147	150	841	▲306	
バックスタート	回数	24	24	0	24	0	23	▲1	
	人数	1,078	1,000	▲78	902	▲98	859	▲43	

## 5 課題

図書館の役割や図書館を取り巻く様々な社会情勢の変化、これまでの図書館の取組みや実績から、次の項目を今後（後期計画期間）の課題と捉え重点的に取り組みます。

### (1) 市民の生涯学習への支援

資料の充実に加え、それらを活用するためのレファレンスサービスの充実、さらには公民館図書室等を含めたサービスの充実により、少子化や超高齢化の進展、グローバル化等による、新たな利用者層に対応した支援を検討します。

特にコロナ禍における「新しい生活様式」を考慮しながら、ICT\*の有効活用を含め、従来の来館型サービスのみならず、非来館型サービスへの取組みも重点課題として研究・検討します。

### (2) 子ども読書活動の推進

少子化が進む中で、次世代を担う子どもたちが健全かつたくましく成長するために、読書は欠かすことのできないものであることから、成長段階に応じた「すぐれた本との出会い」の機会を準備することや読書に親しむことができる環境づくりに努めるなど、これまでの取組みに加え、日々、子どもたちが生活する教育現場等（小中学校・幼稚園・認定こども園・保育園等）との連携のあり方を検討します。

### (3) 郷土文化の普及・継承

地域に根差した図書館として、また、郷土資料を次世代へ引き継ぐ役割を念頭に、文化教育の一環となっている既存の事業を継続しながら、本市の歴史に関わる貴重な資料の活用策を検討します。

### (4) 図書館の運営体制の確立

雇用体系の異なる従事者が混在する運営体制に加え、常勤の司書職員大半の定年退職が目前に迫る中で、専門的な知識と経験を持った職員の確保と育成に取り組むとともに、適切かつ合理的な役割分担等の確立が必要であることから、重点課題として対応策の検討・実施に取り組みます。

### (5) 施設設備の更新・維持管理

令和3年11月で建築後36年を迎える図書館では、建物と同様に建物内の設備等も経年による劣化が進んでいます。このことから、計画的に



ICT…「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

改修等を実施していく必要がある一方で、時代の変化に対応した施設・設備への更新と要対処箇所を早急に把握するための日常点検も重要になります。

また、「新しい生活様式」に対応するための感染防止対策を含めた利用環境の整備や、ICTを活用した新たなサービスを提供する際に必要な施設・設備の導入についても検討します。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

秦野市立図書館は、全ての市民の知る自由<sup>\*</sup>を保障し、性別・年齢・言語などを問わず誰もが生き生きと学ぶことができるような、生涯学習活動を支える地域の情報拠点となり、人生をより深く豊かなものとするため「だれでも・いつでも・どこでも・どんな資料でも」を念頭に置いた読書活動推進の拠点として、また、人と人が出会える交流の拠点となり、子どもたちの成長を支え、地域を支え、文化や知識を次世代へつなげていく活動の拠点でありたいと願っています。

時代の変化に柔軟に対応しながら、市民ニーズに応えられる図書館であり続けるため、前期計画で掲げた「秦野市立図書館のめざすもの(基本理念)」とSDGsの目標を基に、引き続き図書館サービスの向上に努めます。

なお、図書館では様々な資料を収集・提供していることから、SDGsの全ての目標達成に繋がる個人の学習を支えています。

#### 秦野市立図書館のめざすもの（基本理念）

1. 生涯学習の拠点として、みなさんのさまざまな活動を支援します。
2. 子どもたちの成長に寄り添い、生きる力を育むサービスの充実に努めます。
3. 市民の知的好奇心を刺激し、新しい発見や感動を提供します。
4. 市民の暮らしに役立ち、より豊かなものになるような情報を届けます。
5. 郷土の歴史や文化を大切にし、未来に引き継いでいきます。
6. 誰でもくつろげ、気軽につどえる場となる雰囲気づくりをします。
7. 市民のみなさんと共につくる、図書館をめざします。



知る自由…日本国憲法により保障される国民ひとりひとりの表現の自由に対し、表現の受け手に対して表裏一体に保障されると解される自由

## 2 基本方針

基本理念を実現するために、前期計画で示した基本方針を見直し、図書館において取り組むべき業務分類をより分かりやすくかつ簡潔にするため、Ⅰ図書館サービス分野、Ⅱ図書館の運営体制分野、Ⅲ施設設備の更新・維持管理分野の3分野に大別し、さらに、Ⅰの図書館サービス分野を①市民の生涯学習への支援、②子どもの読書活動の推進、③郷土文化の普及・継承の3部門に大別し、5項目の基本方針を掲げ体系的に取り組みます。

### Ⅰ 図書館サービス分野

#### 基本方針1 市民の生涯学習への支援

図書館サービスの根幹として、基本理念の実現を念頭に、図書館法に基づき平成24年に示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や平成18年3月に文部科学省生涯学習政策局に設けられた「これからの図書館のあり方検討協力者会議」から発表された「これからの図書館像 ～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」において挙げられているサービス内容等を基に、具体的な項目を掲げ取り組みます。

#### 《図書館の設置及び運営上の望ましい基準》

- ・ 貸出サービス等
- ・ 情報サービス
- ・ 地域の課題に対応したサービス
- ・ 利用者に対応したサービス
- ・ 多様な学習機会の提供
- ・ ボランティア活動等の促進

#### 《これからの図書館像 ～地域を支える情報拠点をめざして～》

- ・ 図書館活動の意義の理解促進
- ・ レファレンス\*業務の充実と利用促進
- ・ 課題解決支援機能の充実
- ・ 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館\*の整備
- ・ 多様な資料の提供
- ・ 児童・青少年サービスの充実
- ・ 他の図書館や関係機関との連携・協力
- ・ 学校との連携・協力
- ・ 著作権制度の理解と配慮



レファレンス…利用者の図書館資料等に関する調べものや探しものを手伝えること。

ハイブリッド図書館…従来の物理的な資料を取り扱う図書館と電子図書館の機能の双方を有する図書館

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組みの概要</p>	<p>① 利用者の多様なニーズを捉え、求められる資料の充実を図るとともに、資料の適正な管理に努めます。</p> <p>② 資料等に関する正確かつ利便性の高いデータベースを構築し、利用者が問合せしやすく、また、適切な回答が提供できるレファレンスサービス※体制を整備し、利便性の向上を図ります。</p> <p>③ 従来からの来館型サービスに加え、より身近な場所で資料を受け取ることができるよう、駅連絡所や公民館等のサービスポイント※との連携を強化するとともに、これからの時代に即した ICT 技術の有効活用による、非来館型サービスの充実も検討します。</p> <p>④ 幅広いニーズに応えられるよう、他の自治体や大学の図書館、国立国会図書館等と連携したサービスの充実に努めます。</p> <p>⑤ 令和元年施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず全ての利用者が公平に読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けられる体制整備に努めます。</p> <p>⑥ 年齢や性別・言語等に関わらず誰もが読書や生涯学習の支援を受けられるような企画の立案・実施に努めるとともに、学習活動支援体制の強化を図るため、地域ボランティアとの協力体制の構築や育成に努めます。</p> <p>⑦ 全ての利用者に対して、図書館における取組みや収集した資料情報などを広く周知し、読書活動の活性化につながる取組みを検討・実施します。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重点施策と施策目標</p>	<p>《重点施策》</p> <p>① ICT 技術の効果的運用</p> <p>② 障害者、高齢者等へのサービスの充実</p> <p>③ 情報の発信強化</p> <p>《施策目標》</p> <p>来館型サービスでは、新規登録者数・来館者数・貸出冊数・イベント等参加者数・満足度調査を主な評価項目とし、非来館型サービスでは、取組に応じてサービスポイントの利用実績や今後の電子書籍の利用動向等、必要な具体的評価指標を設けます。</p>



レファレンスサービス…利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービス

サービスポイント…利用者が図書館サービスを受けられる場所で、本館・公民館図書室・駅連絡所・広畑ふれあいプラザが該当



## I 図書館サービス分野

### 基本方針2 子ども読書活動の推進

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」これは、平成13年12月に施行された、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条基本理念の抜粋です。

この法律が施行された後、政府において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成14年に閣議決定され、平成16年には、神奈川県において「かながわ 読書のススメ ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」が策定されました。

本市においても、それらの動向を受け、平成20年4月に「秦野市子ども読書活動推進計画 ～読書でかがやく いきいき はだのっ子～」(以下、「子ども読書活動推進計画」という。)を策定し、子ども読書活動の推進に取り組んできました。

現在、子ども読書活動推進計画の考え方や取り組む内容等は、基本計画内に取り込み、重要な取組み分野として位置づけていることから、この後期計画でも次のような取組みを継続します。

取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児期、学童期、青年期など、子どもの成長段階に沿った図書館サービスの充実に努めます。</li> <li>② 次世代の秦野を担う人材育成のため、進路選択・進学及び就職に関する支援の充実に努めます。</li> <li>③ 学校における読書活動推進のため、学校図書館や学校司書、教諭と連携強化を図るとともに、資料や施設、イベント等の有効活用を図ります。</li> <li>④ 地域における子ども読書支援を充実させるため、ボランティア団体や大学、地域企業との協力体制構築に努めます。</li> </ul>
重点施策	<p>《重点施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 読書等推進への支援</li> <li>② 学校教育機関等との連携</li> </ul>

《施策目標》

イベント等参加者数・満足度調査・児童への貸出冊数・学校等（小中学校・幼稚園・認定こども園・保育園・児童ホーム等）への団体貸出実績を主な評価項目として、来館型サービスと非来館型サービスの機能別サービス提供の施策重点化を指標とするほか、学校教育機関との連携については、具体的な取組み内容に応じた施策の進捗度を具体的な評価指標として設けます。

## I 図書館サービス分野

### 基本方針3 郷土文化の普及・継承

本市は、神奈川県央の西部に位置し、北方には丹沢山塊、南方には渋沢丘陵が走る、県下唯一の典型的な盆地を形成しており、地下には山々からの豊かな水を蓄え、「秦野盆地湧水群」として環境省の全国名水百選に選ばれるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

その豊かな環境を活用して、秦野市の発展につながるたばこ耕作が始まり、また、全国に先駆けた取組みとなった陶管水道事業や町営電気事業、軽便鉄道事業などの商工業等の発展もあり、現在の礎となりました。

このような、豊かな地域資源とその中で紡がれてきた産業等の歴史、さらには、郷土の歌人である「前田夕暮<sup>\*</sup>」や「谷鼎<sup>\*</sup>」に代表される文学等の郷土の文化・歴史に関する資料を幅広く収集するとともに、適正な保存と利活用を行うことが秦野に根差した公立図書館の重要な役割と捉え、この分野では、次の項目を柱として具体的な取組みや検討を行っていきます。

取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市販資料だけでなく地域独自の資料や情報の収集に努めます。</li> <li>② 貴重な歴史・郷土資料を後世に引き継ぐために、適切な保存場所の確保や方法を検討します。</li> <li>③ 文化創造の拠点として、収集した資料を広く周知・閲覧・活用する方法を検討・実施します。</li> <li>④ 郷土資料に関するレファレンスデータの蓄積を行うとともに、専門的知見を持つ人材の育成や研究者・大学等との連携により、利用者の疑問等に応じられる体制の整備に努めます。</li> </ul>
--------	---

重点施策と施策目標	<p>《重点施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資料の充実</li> <li>② 情報の発信強化</li> </ul> <p>《施策目標》</p> <p>資料の点数・イベント等への参加者数・満足度調査を主な評価項目とし、情報発信の強化においては非来館型サービスの充実を図る等、取組み内容に応じて必要な具体的評価指標を設けます。</p>
-----------	--



前田夕暮(まえだゆうぐれ)…1883年(明治16年)に神奈川県大住郡南矢名村(現、秦野市南矢名)に生まれた歌人で、若山牧水とともに自然主義の代表歌人として注目され、北原白秋とも交友があり一時代を文学史上に画した。

谷鼎(たにかなえ)…1896年(明治29年)に生まれ、幼少期を西秦野村千村(現在の秦野市千村)で過ごした歌人で、万葉・古今・新古今等の和歌研究の大家として活躍した。

## Ⅱ 図書館の運営体制分野

### 基本方針 4 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

秦野市立図書館では、平成 18 年度から民間事業者のノウハウを最大限活用するため、窓口業務の外部委託化を秦野市行革プランの重点施策に位置付けて実施し、さらに、その委託内容を拡大してきました。

また、これまでの期間、本市だけでなく全国的にも外部委託化や指定管理者制度\*を用いた図書館運営の拡大が進んできました。

しかし、近年、公立図書館が担うべき責任や、地域に根差した図書館サービスのあり方、その継続性などの観点から、行政の直接運営方式に舵を切る公立図書館も出てきているのが現状です。

そのような中、図書館にとって最も重要視しなければならない、利用者へのサービスの維持・向上に対する取組み強化のために、様々な運営形態を比較しながら、本市の財政状況や職員配置などの諸課題も踏まえて検討し、最も効率的かつ適切な運営体制の確立を目指していきます。

<b>取組みの概要</b>	<p>① 効率的な図書館サービス提供のため、実施している事業の検証・検討を行い、図書館サービスに対するニーズの変化等に対応できる、事務や業務分担を検討します。</p> <p>② 特色ある図書館づくりや、専門的知識と経験を要する選書*やレファレンスサービス実施のため、専門職（司書*）の確保と育成を行います。</p> <p>③ 市民と共に多角的なサービスが提供できる図書館を実現するため、外部団体等との連携・協力体制の構築を検討します。</p>
<b>重点施策と施策目標</b>	<p>《重点施策》</p> <p>① 実施事業の検証・検討</p> <p>② 人材の育成・確保</p> <p>《施策目標》</p> <p>実施事業の検証・検討の結果を基に、適正かつ効率的な運営が可能な体制を確立すること及び必要人員（職種及び人数）の確保と育成までの取組みについての進捗度を評価項目とします。</p>



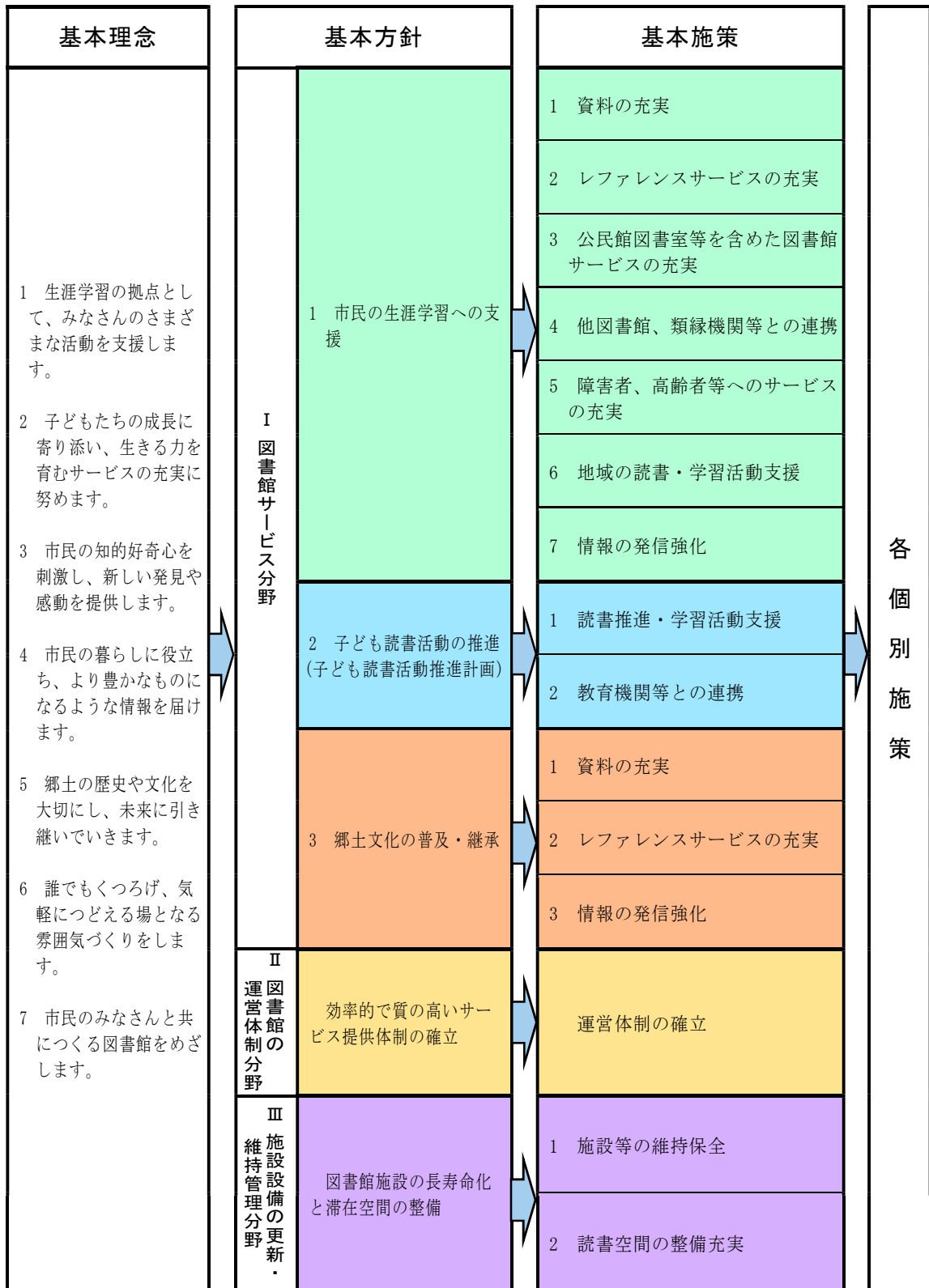
**指定管理者制度**…地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社や営利企業、財団法人などの法人等に包括的に代行させることができる制度として、平成 15 年 9 月の地方自治法改正にともない設けられ、決定には議会の議決を必要とする。

**選書**…図書館に所蔵しておく資料を司書などにより選定すること。

**司書**…公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う司書資格（国家資格）を有する専門的職員

<b>Ⅲ 施設設備の更新・維持管理分野</b>	
<b>基本方針 5 図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備</b>	
<p>現在の図書館は、令和 3 年 11 月で建築後 36 年を迎えます。老朽化による施設や設備、備品等の不具合の増加が心配される中、今後の社会情勢の変化に適合させていくための施設や設備等の更新も含め、中長期的展望に立ち、利用者が安全・安心かつ快適に利用でき、また、貴重な資料等を適切に保存管理できる環境の維持に努めます。</p> <p>また、本市の公共施設再配置計画に基づく、図書館の将来構想や公共施設保全計画（仮称）で示される、営繕工事等を適切な時期に適切な規模で施工しながら、図書館機能の更新・維持と長寿命化を図ります。</p>	
<b>取組みの概要</b>	<p>① 将来的な財政状況や施設運営等を踏まえて策定される公共施設再配置計画や公共施設保全計画（仮称）と整合性を図り、計画的に改修工事等を実施します。</p> <p>② 施設・設備等の適正管理を目的に、法定点検の確実な実施と法令により義務付けられる設備等の適切な維持管理を行います。</p> <p>③ より良い読書環境を提供するため、感染防止対策や ICT への対応等、これまでになかった機能の導入や更新も含め、環境整備のための考え方や内容等について検討します。</p>
<b>重点施策と施策目標</b>	<p>《重点施策》</p> <p>① 計画的な改修工事等の実施</p> <p>② 施設・設備等の適正管理</p> <p>③ 読書環境の整備充実</p> <p>《施策目標》</p> <p>基本計画に沿って、これからの時代を見据えた視点での整備計画となっているか、また、整備計画に沿った施工となっているかなどの進捗度を評価項目とします。</p>

### 3 施策の体系



## 第5章 施策の展開

I 図書館サービス分野	
基本方針 1 市民の生涯学習への支援	
基本施策 1 資料の充実	
個別施策	① 新刊、話題、時事等に基づく資料選定
	② 利用者ニーズに基づく資料選定
	③ 山・盆地・湧水関連資料の充実
	④ 短歌等関連資料の充実
	⑤ 企画展示の充実
	⑥ 適切な資料の配置及び管理
<b>① 新刊、話題、時事等に基づく資料選定</b>	
話題性や時事などを踏まえ、市民に必要な情報が提供できるよう、客観的かつ公平な視点で資料の収集を行い、資料の充実に努めます。	
<b>② 利用者ニーズに基づく資料選定</b>	
利用者の知的好奇心を刺激するとともに、市民のみなさんと共につくる図書館の取組みとして、きめ細やかな資料の充実に努めます。	
<b>③ 山・盆地・湧水関連資料の充実</b>	
本市が持つ魅力の再発見や環境資源を活用した観光振興につながるよう、秦野の地域特性（自然環境）にちなんだ資料の充実に努めます。	
<b>④ 短歌等関連資料の充実</b>	
歴史的価値がある資料のほか、絶版などの理由により一般購入が困難である資料などの寄贈を受け入れ、資料の充実に努めるとともに、適切な保存・管理に努め後世に引き継ぎます。	
<b>⑤ 企画展示の充実</b>	
日本の伝統的文化や風習などを学び、また、話題性のある事柄など新たな文化に触れる機会の提供のため、積極的に企画展示を実施します。	
<b>⑥ 適切な資料の配置及び管理</b>	
ニーズに即した選書や書架の工夫、特設展示の充実などに努めるとともに、知の拠点として豊富な情報を後世に引き継げるよう、適正な資料の保存・管理（資料の製本、蔵書点検 <sup>*</sup> 、除籍 <sup>*</sup> ）に努めます。	



蔵書点検…資料の有無や収納場所の確認等を行うため、全ての資料を物理的に調査する業務  
 除籍…破損や亡失、一定年数を経過したもの、内容等が古く利用価値が低下した資料などを除去し、  
 また、図書原簿（データベース）等からも削除する業務

<b>I 図書館サービス分野</b>	
<b>基本方針 1 市民の生涯学習への支援</b>	
<b>基本施策 2 レファレンスサービスの充実</b>	
個別施策	① 相談体制の整備
	② 人材育成・確保
	③ レファレンスデータベースの充実
<b>① 相談体制の整備</b>	
<p>窓口や電話などによる利用者からの問い合わせに対し正確かつ迅速に回答できる体制を整えるとともに、図書館サービスの利用などに関する一般的な問い合わせから、より高度で専門的な相談まで対応できる体制整備に努めます。</p>	
<b>② 人材育成・確保</b>	
<p>利用者からの幅広いニーズに対応できる体制を整備するため、専門的な知見を持った人材の育成や確保に努めます。</p>	
<b>③ レファレンスデータベースの充実</b>	
<p>利用者の多岐に渡る問い合わせ等に対し、どの職員でも正確かつ迅速に対応できるよう、様々な情報をデータベース化し共有できる体制の構築に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レファレンスデータの作成や収集</li> </ul>	



I 図書館サービス分野	
基本方針 1 市民の生涯学習への支援	
基本施策 3 公民館図書室等を含めた図書館サービスの充実	
個別施策	① 開館日・開館時間の充実
	② ICT技術の効果的運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>i オンラインデータベース*の活用</li> <li>ii インターネット利用環境の充実</li> <li>iii デジタルサービス*の研究</li> </ul>
	③ 図書館サービス網*の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 図書館と公民館図書室等の連携強化</li> <li>ii 駅連絡所等のサービスポイントを検討</li> </ul>
① 開館日・開館時間の充実	
<p>より多くの方が図書館を利用できるよう、これまで拡大してきた開館日及び開館時間を維持し、利用者及び住民の利用の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜、日曜、祝日の開館、午後7時まで開館（火曜、祝日を除く）</li> </ul>	
②-i ICT技術の効果的運用【オンラインデータベースの活用】	
<p>ICT技術を活用し、いつでも、どこからでも、安心して資料検索や予約ができる環境を充実し、予約資料の円滑な貸し出しの促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる資料検索や予約環境の充実</li> <li>・資料等データベースのクラウド化*（安全性・機密性の向上）</li> <li>・メールによる予約資料の受け取り案内の実施</li> </ul>	
②-ii ICT技術の効果的運用【インターネット利用環境の充実】	
<p>全ての利用者に分かりやすく、また、様々なデバイス（パソコンやスマートフォンなど）で利用できるインターネット環境の充実に努めます。</p> <p>また、最新の情報などを迅速かつ正確に周知できるようなホームページの管理体制の確立を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なデバイスで利用できる環境整備の検討</li> <li>・Webアクセシビリティ*の徹底</li> <li>・ホームページの適正管理</li> </ul>	



オンラインデータベース…インターネットを經由して利用できるデータベース  
デジタルサービス…人やモノで物理的に提供してきたサービスがデジタル化されたもの。  
図書館サービス網…図書館サービスを提供する各施設との連携体制及びそれらをつなぐ物理的な運搬やオンラインネットワーク  
クラウド化…官庁などの情報システムで、庁舎内等に機器を設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じた外部事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行すること  
Webアクセシビリティ…高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

### ②－iii ICT 技術の効果的運用【デジタルサービスの研究】

ICT 技術の進展やウィズコロナ社会の「新しい生活様式」によるニーズを捉え、デジタルサービスなど非来館型サービスの取組みを検討します。

- ・デジタルアーカイブ\*やデジタル音声\*の運用の検討
- ・電子書籍導入の研究と運用の検討
- ・マイナンバーカードの図書館カードとしての利用の検討

### ③－i 図書館サービス網の充実【図書館と公民館図書室等の連携強化】

きめ細かな図書館サービスを提供するため、図書館へ足を運ばなくても資料の貸出や返却・検索などが行えるよう、地域拠点である公民館と連携し、利便性の向上を図ります。

- ・公民館図書室との図書館システムネットワーク維持
- ・公民館図書室の蔵書点検や資料の入替

### ③－ii 図書館サービス網の充実【駅連絡所等のサービスポイントを検討】

通勤・通学や駅周辺施設を利用する多くの方に、効率的かつ円滑に資料の貸出・返却が行えるよう、サービスポイントの充実を図ります。

- ・各サービスポイントでの貸出や返却のシステム化による効率化



デジタルアーカイブ…所蔵資料をデジタル化し、保存・公開するシステムで破損の心配がなくインターネットで自由に閲覧できる。

デジタル音声…デジタル形式で活用することができる図書の朗読音声

<b>I 図書館サービス分野</b>	
<b>基本方針 1 市民の生涯学習への支援</b>	
<b>基本施策 4 他図書館、類縁機関等との連携</b>	
個別施策	① 他自治体図書館との連携
	② 国立国会図書館との連携
	③ 東海大学との連携
	④ その他の機関等との連携
<b>① 他自治体図書館との連携</b>	
<p>公立図書館の間で、様々な課題への対応や取組み等の情報交換・情報共有を図るとともに、限られた資料の保管スペースや財政状況等から、単一の図書館では補いきれない資料を相互に利用できる環境を整え、幅広い利用者ニーズへの対応に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断検索や相互貸借(神奈川県図書館情報ネットワーク)</li> </ul>	
<b>② 国立国会図書館との連携</b>	
<p>絶版等の理由で入手困難となり、国立国会図書館が保有している資料を、秦野市立図書館でも利用できるよう、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス*を利用し、提供できるサービスを維持します。</p>	
<b>③ 東海大学との連携</b>	
<p>東海大学との事業提携の一環として、大学図書館ならではの専門的資料の利用を秦野市民ができ、また、大学図書館では所蔵・選書が少ない分野の資料を所蔵する秦野市立図書館を学生が利用できる環境を維持します。</p>	
<b>④ その他の機関等との連携</b>	
<p>今後の図書館運営の中で、新たなサービスの取組みやニーズへの対応に必要となる他の文化振興施設や機関等との連携を積極的に図り、図書館サービスの充実に努めます。</p>	



デジタル化資料送信サービス…国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を、国立国会図書館の承認を受けた全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービス

I 図書館サービス分野	
基本方針 1 市民の生涯学習への支援	
基本施策 5 障害者、高齢者等へのサービスの充実	
◎ 視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律（読書バリアフリー法）を基に	
個別施策	① 身体障害者(高齢者含む)へのサービス
	② 視覚障害者(高齢者含む)へのサービス
	③ 聴覚障害者(高齢者含む)へのサービス
	④ その他に補助等を要する者へのサービス
① 身体障害者(高齢者含)へのサービス	
<p>移動等が困難な利用者が円滑に利用できるような施設や設備の充実に継続的に取り組むとともに、職員の補助体制の充実にも努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差解消など館内バリアフリーの推進</li> </ul>	
② 視覚障害者(高齢者含)へのサービス	
<p>資料を読むことができない利用者でも、本に親しみ、また、資料を利用することができるよう、音声や点字などによるサービスの充実と「視力が弱い」、「色の判別が難しい」、「日本語が読めない」といった利用者へのサービスの検討・充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面朗読<sup>*</sup>の実施や点字図書や大活字本<sup>*</sup>の整備</li> <li>・ Web アクセシビリティの徹底</li> </ul>	
③ 聴覚障害者(高齢者含)へのサービス	
<p>館内等の利用方法が目で見えて分かるよう、掲示物や配布物などを効果的に活用するとともに、筆談などによる職員の補助体制の充実にも努めます。</p>	
④ その他に補助等を要する者へのサービス	
<p>身体・視覚・聴覚以外に配慮や補助が必要な利用者でも円滑に利用できる図書館であるために、可能な限り対応体制の充実に努めます。</p>	



対面朗読…文字の読めない方など（視覚や身体的理由）に希望する資料を音訳者が朗読するサービス  
 大活字本…視力が弱い人などに対応するために、通常よりも大きな文字や判型を用いた本

I 図書館サービス分野	
基本方針 1 市民の生涯学習への支援	
基本施策 6 地域の読書・学習活動支援	
個別施策	① 地域の学習事業の実施
	② 視聴覚資料の利活用の推進
	③ 地域ボランティア等との協働と人材育成の支援
<b>① 地域の学習事業の実施</b>	
<p>地域の学習拠点として利用者への学習機会を提供し、学習意欲を刺激するとともに、自ら進んで学習に取り組む生涯学習の推進へとつながるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント（市民大学<sup>*</sup>、文学講演会、朗読コンサートなど）の実施</li> </ul>	
<b>② 視聴覚資料の利活用の推進</b>	
<p>活字資料だけでなく、音声や映像をとおした視聴覚利活用を展開するとともに、視聴覚教材・機材を収集・保管し、それらの利活用に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16ミリ映写機操作技術認定講習会の実施</li> <li>・16ミリ映写機やフィルムの貸出、映画会の開催</li> </ul>	
<b>③ 地域ボランティア等との協働と人材育成の支援</b>	
<p>地域全体で読書推進体制を強化するため、各ボランティア等の特色ある取組みとの効果的な連携を図るほか、新たなボランティア等の人材育成支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ボランティアや大学等との協働</li> <li>・ボランティア養成講座の実施</li> </ul>	



I 図書館サービス分野	
基本方針 1 市民の生涯学習への支援	
基本施策 7 情報の発信強化	
個別施策	① インターネットの利用
	② 外部メディア等の活用
	③ 内部情報誌等の活用
	④ 職業体験、見学会等の実施
	⑤ 図書館キャラクター等の活用
<b>① インターネットの利用</b>	
<p>時間や経費を抑え、手軽に多くの利用者へ周知することができる ICT を活用し、スマートかつ効率的な情報提供体制の構築に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの充実</li> <li>・ SNS やメールの有効活用</li> </ul>	
<b>② 外部メディア等の活用</b>	
<p>パソコンやスマートフォンなどを使用していない利用者などへも、より広く図書館サービス等を周知するため、外部メディアを活用できるような連携構築に努めます。</p>	
<b>③ 内部情報誌等の活用</b>	
<p>地域に根差した情報などを、より細かく丁寧に掲載することができる内部情報誌を活用し、利用者の学習意欲や興味を刺激できるような取組みに努めます。</p>	
<b>④ 職業体験、見学会等の実施</b>	
<p>職員等でなければ、見ることや知ることのできない図書館の裏側を体験することで、図書館や図書館サービスに対する知見や理解を深める一助となる取組みに努めます。</p>	
<b>⑤ 図書館キャラクター等の活用</b>	
<p>秦野市立図書館のために作画されたキャラクター（みるみる・よむよむ<sup>*</sup>）やグッズ、特典などを有効活用し、図書館サービスの利用促進を図ります。</p>	



みるみる・よむよむ…秦野出身の漫画家・神奈幸子氏がデザインした秦野市立図書館のマスコットキャラクターで、平成 13 年に市民から愛称を募集し、「みるみる」、「よむよむ」と名付けられた。

<b>I 図書館サービス分野</b>	
<b>基本方針 2 子ども読書活動の推進</b>	
<b>基本施策 1 読書推進・学習活動支援</b>	
個別施策	① 読書等推進への支援
	② 進路選択や就職に関する支援
<b>① 読書等推進への支援</b>	
<p>乳幼児期から本に触れあう機会を増やし、読書を親しみ、また、楽しむことで、子どもたちの読書習慣を形成するとともに、成長段階に沿った読書が行えるよう子どもたちや保護者等への支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート*やおはなし会の実施</li> <li>・子ども映画会やイベントの実施</li> <li>・児童文学講座、子ども読書活動推進事業講演会の実施</li> </ul>	
<b>② 進路選択や就職に関する支援</b>	
<p>子どもが自ら判断し人生を選択する「生きる力」を身に付けられるよう支援するとともに、就労を体験できる場や読書推進を担う司書を目指す契機にもなるよう、次世代育成につながる取組みに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生、高校生の図書館体験ボランティア受入</li> <li>・中学生の体験学習や高校生の現場実習の受入</li> </ul>	



ブックスタート…平成4年(1992年)にイギリスで始まった保護者に絵本を渡す事業で、赤ちゃんに対して絵本を読み聞かせることによる親子の心のかよい合いを目的としており、本市では(保健福祉センターで行う)7か月児健康診査と一緒に実施し、絵本の楽しさを伝え「体験」と「絵本」をセットでプレゼントしている。

I 図書館サービス分野	
基本方針 2 子ども読書活動の推進	
基本施策 2 教育機関等との連携	
個別施策	① 学校教育機関との連携
	② その他の機関との連携
① 学校教育機関との連携	
<p>学校や児童ホーム*等での活動内に読書を楽しむ時間や機会を設けることは、多くの子どもたちが読書習慣を身に付ける効果的な契機になるため、学校（教職員や生徒・児童）との交流を図るとともに、相互の連携強化による資料の有効的な管理・活用方法を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館見学（児童、生徒、教職員対象）の実施</li> <li>・教職員の体験研修の受入</li> <li>・学校図書館や児童ホームなどとの連携</li> <li>・団体貸出*の促進</li> </ul>	
② その他の機関との連携	
<p>学校等を取り巻く地域全体で子どもの読書活動推進を図れるよう、ボランティアや企業、大学などから連携が可能な団体を模索し、協力体制の構築を図ります。</p>	



児童ホーム…保護者が昼間家庭にいない小学校1年から4年までの児童を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る取組み  
 団体貸出…市内に事務所等を有する法人等で団体登録し、まとまった冊数を長期間借りることができるサービス



I 図書館サービス分野	
基本方針3 郷土文化の普及・継承	
基本施策1 資料の充実	
個別施策	① 収集資料の分類整理
	② 展示方法・スペースの工夫
	③ 資料保存スペースの確保
	④ 関係課等との連携
<b>① 収集資料の分類整理</b>	
<p>秦野の歴史を知るための資料を適切に収集・管理するため、資料の収集基準*を適宜見直すとともに、分類や整理についても後の利活用方法等を念頭に、適切な方法を検討します。</p>	
<b>② 展示方法・スペースの工夫</b>	
<p>貴重な郷土資料の日常の展示方法を工夫するとともに、特別展示などの機会を設け、市民への周知や有効活用を図ります。</p>	
<b>③ 資料保存スペースの確保</b>	
<p>図書館資料を適切な状態で後世へ引き継いでいくため、資料の管理・保存方法や保存場所について検討を行います。</p>	
<b>④ 関係課等との連携</b>	
<p>郷土文化を効率的かつ効果的に調査・研究・学習できる環境整備を検討するとともに、現状の文化資料を適正な状態で公開等が行えるよう日常の管理に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの歴史博物館*との連携</li> <li>・はだの浮世絵ギャラリーの日常管理</li> </ul>	



収集基準…平成17年1月に施行し、秦野市立図書館の目的及び図書館の自由に関する宣言に基づいた、図書、記録、その他の資料の収集及び選定に関する必要な事項を定めたもの  
はだの歴史博物館…主に市内で出土した遺物や考古資料を展示してきた秦野市立桜土手古墳展示館が、令和2年に開館30周年を迎えたことを契機に、リニューアルし『はだの歴史博物館』としてオープン

<b>I 図書館サービス分野</b>	
<b>基本方針 3 郷土文化の普及・継承</b>	
<b>基本施策 2 レファレンスサービスの充実</b>	
個別施策	① 人材育成・確保
	② 郷土資料のレファレンスデータベースの充実
<b>① 人材育成・確保</b>	
郷土文化に特化した、専門的かつ高度な質問等に対応できる人材を育成・確保するとともに、高度な知見を持つ研究者や大学などの学術機関との連携を図ります。	
<b>② 郷土資料のレファレンスデータベースの充実</b>	
専門性の高い資料に対して利用者等が求める解説などをデータベース化し、迅速かつ正確なレファレンスサービスを提供するとともに、人材育成の資料としての活用を図ります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・レファレンスデータの作成や収集</li> </ul>	

<b>I 図書館サービス分野</b>	
<b>基本方針 3 郷土文化の普及・継承</b>	
<b>基本施策 3 情報の発信強化</b>	
個別施策	① インターネットの利用
	② 外部メディア等の活用
	③ 内部情報誌等の活用
	④ イベント等の実施
<b>① インターネットの利用</b>	
郷土文化に関する資料を広く周知・公開するため、資料のデジタル化について研究するとともに、それらを活用しインターネット上に展開できるように、特集ページなどの作成・編集に努めます。	
<b>② 外部メディア等の活用</b>	
ICT を利用していない利用者等に対しても、郷土文化に関する資料や企画等を広く周知するため、外部メディアを活用できるような連携構築に努めます。	
<b>③ 内部情報誌等の活用</b>	
郷土文化の普及・継承に関する企画やサービスの周知のほか、より多く、詳細な内容を掲載できる内部情報誌を有効活用し、情報の発信強化に努めます。	
<b>④ イベント等の実施</b>	
我が国で古くから詠まれてきている短歌の文化に触れ、また、短歌を通じて秦野で生まれた「前田夕暮」の生涯や功績などを伝える機会として、イベント等を継続的に実施します。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夕暮祭短歌大会</li> <li>・夕暮記念こども短歌大会</li> </ul>	

<b>Ⅱ 図書館の運営体制分野</b>	
<b>基本方針 4 効率的で質の高いサービス提供体制の確立</b>	
<b>基本施策 1 運営体制の確立</b>	
個別施策	① 実施事業の検証・検討
	② 人材の育成・確保
	③ 外部団体等との連携・協力
<b>① 実施事業の検証・検討</b>	
<p>厳しい財政状況が引き続き見込まれる中で、効果的・効率的な図書館運営を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部委員による検証検討（図書館協議会*）</li> <li>・ 適正な事務や業務分担の検討</li> </ul>	
<b>② 人材の育成・確保</b>	
<p>地域を支える情報拠点として、利用者からの一般的な相談から専門的な相談まで対応できる体制の維持を図るとともに、今後の社会情勢の変化にも対応できる、人材の確保や育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職(司書職)の確保や調整</li> </ul>	
<b>③ 外部団体等との連携・協力</b>	
<p>市民（地域）や団体等が持っているノウハウや経験を活かし、共に図書館サービスの充実を図るために、様々な団体等との連携や協力体制の構築を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアや大学等との連携や協力</li> </ul>	



<b>Ⅲ 施設設備の更新・維持管理分野</b>	
<b>基本方針 5 図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備</b>	
<b>基本施策 1 施設等の維持保全</b>	
個別施策	① 計画的な改修工事等の実施
	② 施設・設備等の適正管理
<b>① 計画的な改修工事等の実施</b>	
<p>建築後 36 年を経過していることから、施設の安全面、機能面の維持保全を図り、本市における公共施設の将来構想に即した活用ができるよう、関係課等とも連携を図りながら、適切かつ計画的な改修工事等の実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設再配置計画及び公共施設保全計画（仮称）との目標の共有</li> </ul>	
<b>② 施設・設備等の適正管理</b>	
<p>建物及び設備の健全性を常に把握するとともに、故障などが生じた場合は迅速・適切に対応し、施設等の長寿命化と機能維持を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定点検や日常管理や定期管理の適正実施</li> <li>・ 要配慮箇所情報の集約、整理及び自主改修、修繕の適宜実施</li> </ul>	

<b>Ⅲ 施設設備の更新・維持管理分野</b>	
<b>基本方針 5 図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備</b>	
<b>基本施策 2 読書空間の整備充実</b>	
個別施策	① 読書環境の整備・充実
	② 防災・防犯等対策の充実・検討
<b>① 読書環境の整備・充実</b>	
<p>利用者が快適に図書館を利用できるようなイベント等を実施するとともに、館内レイアウトの工夫や什器類の維持保全を図り、また、防音や防臭など空間環境への配慮に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 館内読書推進イベントの実施(喫茶コーナー等)</li> </ul>	
<b>② 防災・防犯等対策の充実・検討</b>	
<p>安全に安心して図書館を利用できるように、地震や火災、風水害、感染症などへの対応や救命救急などの習得(研修受講)に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災、防犯の訓練や対策の実施</li> <li>・ 防犯カメラ導入の検討</li> </ul>	

## 4 基本施策と関係するSDGsのゴール

基本施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめる	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
<b>【基本方針 1】 市民の生涯学習への支援</b>																		
(1) 資料の充実				○	○					○	○						○	
(2) レファレンスサービスの充実				○	○					○	○						○	
(3) 公民館図書室等を含めた図書館サービスの充実				○	○					○	○						○	
(4) 他図書館、類縁機関等との連携				○	○					○	○						○	○
(5) 障害者、高齢者等へのサービスの充実				○	○					○	○						○	○
(6) 地域の読書・学習活動支援				○	○					○	○						○	○
(7) 情報の発信強化				○	○					○	○						○	
<b>【基本方針 2】 子ども読書活動の推進</b>																		
(1) 読書推進・学習活動支援				○	○					○								
(2) 教育機関等との連携				○	○					○								○
<b>【基本方針 3】 郷土文化の普及・継承</b>																		
(1) 資料の充実				○	○					○							○	
(2) レファレンスサービスの充実				○	○					○							○	
(3) 情報の発信強化				○	○					○							○	
<b>【基本方針 4】 効率的で質の高いサービス提供体制の確立</b>																		
運営体制の確立								○	○								○	
<b>【基本方針 5】 図書館施設の長寿命化と滞在空間の整備</b>																		
(1) 施設等の維持保全							○				○							
(2) 読書空間の整備充実				○	○					○	○						○	

## 第6章 計画推進のために

図書館が地域の身近な情報拠点としての役割を果たしながら、社会情勢とニーズの変化を的確に捉え、本計画上に位置付けた図書館サービス施策を推進・展開していく必要があります。

また、図書館サービスは、年齢や性別・言語などを問わず、全ての方に利用していただける環境の整備も同時に推進していく必要があることから、関係団体や市民等との連携・協働体制の構築や実施した施策の進行管理や評価などを適切に行いながら計画を進めていきます

### 1 推進体制と役割分担

幅広い利用者層やニーズに対応するため、図書館、公民館図書室、駅連絡所、広畑ふれあいプラザなどのサービス網の充実を図るとともに、学校教育機関やボランティア団体などとの連携・協働体制を構築し、きめ細かな図書館サービスの推進を図ります。

### 2 施策の評価

計画的かつ効果的な図書館サービスを推進するためには、適切なタイミングで実施施策の検証・評価を行い、サービス内容の工夫・改善を行うことが必須になります。

ただし、図書館サービスは、社会教育・生涯学習としての効果を数値化することが難しい取組みも多いことから、担当職員等による自己評価をベースとした図書館内評価を、図書館協議会に諮り最終評価として今後の施策に活用していきます。

### 3 ニーズの把握

本計画において取り組むべき施策には、利用者等に対するサービスだけでなく、資料調達や運営体制の確立、施設維持管理などもあるため、図書館ニーズを把握するための利用者アンケートだけでなく、出版業界に関わる事業者（出版社、書店、図書館運営業務の受注会社など）などからの聞き取りなども行い、広く情報の収集・把握に努めます。



みるみる



よむよむ

(秦野市立図書館のマスコット)

## 秦野よむよむプラン 2021

～みんなでつくる身近な図書館～

秦野市立図書館基本計画・後期計画

発行日 令和3年3月

発行 秦野市・秦野市教育委員会  
秦野市桜町一丁目3番2号

編集 秦野市文化スポーツ部図書館  
〒257-0015

神奈川県秦野市平沢94番地1

電話 0463(81)7012



## 部長会議付議事案書（報告）

（令和2年12月11日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 荘司 清美

事案名	第4期地域福祉計画案について	有 資料 無
提案趣旨	<p>地域福祉の方向性や目的を示す総合的な計画として、平成27年度に策定した「第3期秦野市地域福祉計画」が本年度末に計画年限を迎えます。</p> <p>社会福祉法の改正や「成年後見制度の利用促進に関する法律」の制定による施策の変化や地域福祉を取り巻く環境を背景に、子どもから高齢者、障害者や生活困窮者など、すべての人が共に助けあい、支えあうことで住み慣れた地域で豊かで安心な暮らしを実現する、地域共生社会の実現を推進するため、「第4期秦野市地域福祉計画案」を策定しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>1 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5か年</p> <p>2 計画の構成</p> <p>第1章 計画の策定に当たって</p> <p>第2章 地域を取り巻く状況（人口推移、高齢者数・障害者数等の推移等）</p> <p>第3章 前計画の検証と課題</p> <p>第4章 秦野市の福祉が目指すもの</p> <p>第5章 施策の推進</p> <p>第6章 計画の推進体制</p>	
経過	<p>1 計画策定に向けた検討組織の設置及び協議</p> <p>令和元年度 秦野市相談支援包括推進会議（3回、6部12課）</p> <p>秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会（3回）</p> <p>秦野市成年後見ネットワーク連絡会（3回）</p> <p>秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキング部会（5回）</p> <p>関係団体等への説明（13回）</p> <p>「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」について政策会議に諮り、策定し、部長会議へ報告</p>	

経過	<p>令和2年度 秦野市相談支援包括推進会議（3回）</p> <p>秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会（2回）</p> <p>秦野市成年後見ネットワーク連絡会（2回）</p> <p>秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキング部会（2回）</p> <p>秦野市社会福祉審議会（1回）</p> <p>2 庁内意見照会</p> <p>令和2年5月18日～ 5月27日</p> <p>〃 8月 7日～ 8月21日</p> <p>〃 10月26日～11月 9日</p>
今後の進め方	<p>令和2年12月15日 議員連絡会への報告（意見聴取は令和3年1月22日まで）</p> <p>〃 12月16日 パブリックコメントの実施（広報はだの12月15日号掲載、意見募集は令和3年1月15日まで）</p> <p>令和3年 2月 秦野市社会福祉審議会に諮問</p> <p>〃 3月 秦野市社会福祉審議会から答申</p> <p>「第4期秦野市地域福祉計画」策定</p>

## 第 4 期秦野市地域福祉計画案について

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

福祉部地域共生推進課

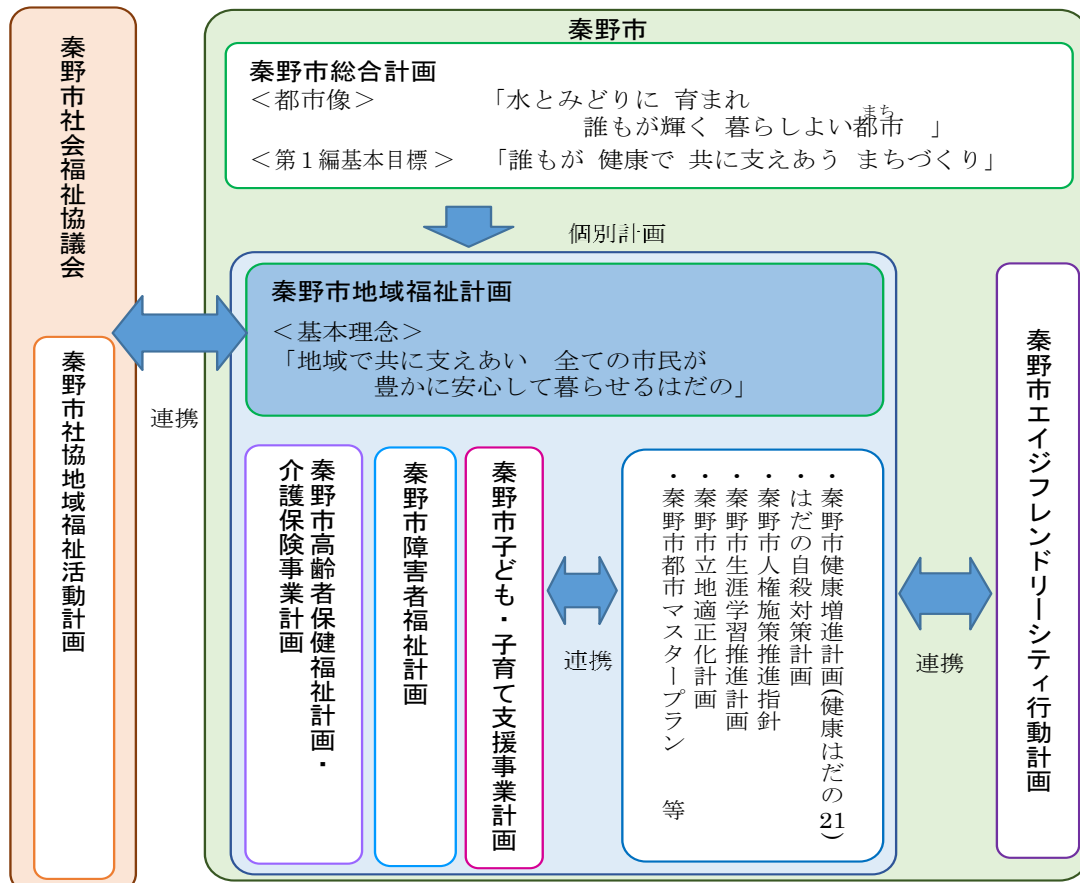
## 1 目的

人口減少、少子・超高齢社会が進行し、複雑化・複合化する地域生活課題や社会情勢の変化に対応しながら、子どもから高齢者、障害者、生活困窮者など、全ての人が社会から孤立することなくお互いに助けあい、支えあうことで住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進することを目的として、第 4 期秦野市地域福祉計画を策定します。

## 2 位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉の方向性を示す計画であるとともに、「秦野市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画を総括する上位計画として位置付けします。

また、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」を含めた計画として位置づけます。



### 3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

### 4 改定のポイント

- (1) 前計画の検証やアンケート調査結果等を踏まえ、所管課による内部評価、PDCAサイクルのもと見直しを行い、令和2年2月に策定した「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」に基づき、施策を推進するための具体的な取組みを位置づけします。
- (2) 基本理念のもと、2つの基本目標を柱とし、基本目標1「包括的な支援体制の構築」では、行政等の相談支援機関の連携の強化により、個人や世帯への支援を行い、基本目標2「みんなで支えあう地域づくり」では、助けあい、支えあいにより地域力の強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。
- (3) 具体的な施策における新たな視点等は、次のとおりです。
  - ア 包括的な支援体制の構築、重層的支援体制整備  
⇒基本目標1「包括的な支援体制の構築」
  - イ 成年後見制度利用促進  
⇒基本目標1 施策の方向性(4)「権利擁護支援体制の強化」
  - ウ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた施策展開  
⇒基本目標1 施策の方向性(5)ア施設等の円滑な利用の確保「感染症の予防への支援」
- (4) 数値による計画の推進状況の客観化を図るため、新たに成果・活動量の指標を設定します。
- (5) 本計画の策定会議である「秦野市地域共生社会の実現に向けた福祉のあり方懇話会」において、市の計画と整合性を図りながら、秦野市社協地域福祉活動計画を策定し、秦野市社会福祉協議会と相互に連携しながら、一体的に施策を推進します。

## 秦野市地域福祉計画新旧対照表

令和2年12月11日 地域共生推進課作成

現(第3期)計画【平成28年度～令和2年度】	新(第4期)計画最終素案【令和3年度～令和7年度】	現行体系	主な改定内容
<p>&lt;新(第4期)計画最終素案の特徴&gt;</p> <p>①全体: 現行計画は主に文章記述であるが、図や表等を用いて分かりやすいように記載</p> <p>②全体: より詳細な説明が必要な項目について、Memoとして掲載</p> <p>③全体: 用語解説を新規に追加し、各該当ページに脚注として記載</p> <p>④第5章の施策の推進: 「地域共生社会の実現に向けた基本方針」を基に、不足していた施策の方向性を追加し、各担当課からの意見聴取をもとに作成</p> <p>⑤第5章の施策の推進: 各施策の方向性ごとに、新たに「現状と課題」「取組みの方向性」「主な取組み」「その他関連する取組み」「成果・活動量」と区分し記載</p>			
	はじめに(市長あいさつ文)		
目次	目次		
第1章 地域福祉計画の策定に当たって(P.1～3)	第1章 計画の策定に当たって(P.1～6)		
1 計画策定の背景 2 計画の性質・位置づけ 3 計画の期間	1 計画策定の背景 2 地域共生社会の実現に向けた国の動き 3 計画の位置づけ 4 計画の期間	1章1 (新規) 1章2 1章3	◆計画策定の背景となる国の動向について記載 P.2-3 ◆SDGsとの関係性を新規に記載 P.5 ◆より詳細な説明が必要な項目について、Memoとして掲載 P.3
	◆Memoを新規追加 ・成年後見制度 P.3		
第2章 地域福祉を取り巻く状況(P.4～10)	第2章 地域を取り巻く状況(P.7～19)	現行体系	主な改定内容
1 人口と世帯の推移 2 将来の人口と世帯構成 3 財政状況 4 社会環境の変化 (1) 少子高齢化の進行 (2) 高齢者を取り巻く環境 (3) 障害者を取り巻く環境 (4) 子どもや子育てに関する環境	1 世帯構成と世帯人員の推移 2 年齢3区分別の人口の推移 3 将来の年齢3区分別の人口の推移 4 総人口に占める高齢者数・割合の推移 5 要介護(要支援)認定者数の状況 6 総人口に占める障害者数・割合の推移 7 出生児の推移 8 ひとり親家庭等の推移 9 生活保護被保護世帯数、保護率の推移 10 成年後見制度の状況 11 自治会加入状況 12 ボランティア団体の状況 13 財政状況 14 意識調査	2章1 2章1 2章2 (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (拡充) 資料3(2)	◆現計画では、地域福祉の状況は文章記述であるが、統計数値(表)を用いての記載へ変更 P.7-19 ◆財政状況が現計画ではを歳出のみの視点であるが、歳入・歳出の視点からの内容へ変更 P.14 ◆市民意識調査が現計画では資料の箇所に記載されているが第2章へ整理。また、内容をより地域福祉の内容へ変更 P.15-19
第3章 前計画(第2期計画)の検証と課題(P.11～35)	第3章 前計画の検証と課題(P.20～25)	現行体系	主な改定内容
1 前計画の取り組み状況 2 総括と課題	1 これまでの取組み 2 前計画の課題のまとめ 3 計画策定に向けた重点課題	3章1 3章1 3章1	◆現計画の推進状況から、第4期計画への重点課題を項目出しして新規に追加 P.25
第4章 秦野市の福祉が目指すもの(P.36～37)	第4章 秦野市の福祉が目指すもの(P.26～32)	現行体系	主な改定内容
1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系	1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系	4章1 4章2 4章3	◆イメージしやすいように、図を新規に記載 P.26-32 ◆施策の体系の中で、主な取組みを新規に一覧として記載 P.28-29
	◆図表を用いて新規に記載 ・包括的な支援体制 P.30 ・重層的支援体制 P.31 ・地域共生社会の目指す姿 P.32		
第5章 施策の推進(P.38～51)	第5章 施策の推進(P.33～79)	現行体系	主な改定内容
【基本方針1】地域で自立し、ともに支えあうまちづくり	【基本方針1】包括的な支援体制の構築		
1 地域福祉の理念の普及 2 地域福祉を担う人材 3 地域福祉活動の充実と支援	1 より身近な相談体制の充実 2 地域の相談支援機関への支援の充実 3 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化	4 4 4	◆包括的な相談支援体制及び複合的な地域生活課題への支援の流れを図で分かりやすいよう記載 P.43 ◆重層的支援体制整備事業の一体的実施事業やアウトリーチ事業、コーディネーター機能を担う相談員を一覧で表に記載 P.46-51
	◆Memoを新規追加 ・秦野市地域生活支援センター「ばれっと・はだの」P.35 ・民生委員・児童委員 P.36		
【基本方針2】分かりやすく、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	◆図・表の新規記載 ・秦野市相談支援包括推進会議 P.42 ・(仮称)地域共生ネットワーク会議 P.42 ・複合的な地域生活課題の支援体制のイメージ P.43 ・生活困窮者自立支援制度 P.44 ・はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」 P.45 ・重層的支援体制整備事業の一体的実施事業 P.46-47 ・アウトリーチ事業一覧 P.48-49 ・コーディネーター機能を担う相談員の配置一覧 P.50-51	(新規)	
4 相談体制の充実 5 福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり 6 福祉ニーズの把握・権利擁護の推進			

<p><b>【基本方針3】安全で安心して暮らせるまちづくり</b></p> <p>7 要支援者等の把握・支援体制の整備</p> <p>8 虐待の防止</p> <p><b>【基本方針4】誰もがいきいきと暮らせるまちづくり</b></p> <p>9 住民相互の交流の促進</p> <p>10 心身の健康維持の促進</p>	<p>4 権利擁護支援体制の強化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆Memoを新規追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センター「ライツはだの」 P.53</li> <li>・成年後見利用支援センター P.56</li> <li>・地域連携ネットワーク P.57</li> </ul> </div> <p>5 安心できる福祉サービスの提供</p> <p><b>【基本方針2】みんなで支え合う地域づくり</b></p> <p>1 地域共生社会の理念の周知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆Memoを新規追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたにもできる！ちょっとした助けあい！（助けあいの例）</li> </ul> </div> <p>2 社会参加・交流の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆Memoを新規追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での様々な活動団体 P.66</li> <li>・地域づくりにつながる事業の紹介「とちくぼ買い物クラブ」 P.67</li> <li>・赤十字奉仕団 P.69</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック P.70</li> </ul> </div> <p>3 地域福祉を担う人材の育成</p> <p>4 地域における見守りの推進</p> <p>5 社会福祉法人等による公益的活動の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆Memoを新規追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根募金 P.77</li> <li>・地域福祉の充実 P.77</li> </ul> </div> <p>6 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆Memoを新規追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における帰宅困難者の支援 P.79</li> </ul> </div>	<p>6、8 <b>(拡充)</b> →</p> <p>5、10 <b>(新規)</b> →</p> <p>1 <b>(拡充)</b> →</p> <p>3、9、10</p> <p>2、10 <b>(新規)</b> →</p> <p><b>(新規)</b> →</p> <p>7 <b>(拡充)</b> →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆成年後見制度利用促進基本計画として、内容を充実 P.54-57</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆感染症への予防への支援、社会福祉法人への指導監査、福祉サービス評価の推進等を追加 P.58-59</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆現計画には地域福祉、福祉教育、人権啓発の記載であるが、男女や外国籍、認知症等の相互理解の対象を拡充し、記載 P.62</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆民生委員・児童委員の見守りのほか、ひとり暮らし高齢者登録等、幅広く事業を具体的に掲載 P.73-75</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆新たに社会福祉法人等に義務付けされた取り組みへの具体策（寄附）や支援を記載 P.76</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆福祉避難所の整備を追加 P.78</p> </div>	
<p><b>第6章 計画の推進体制 (P.52)</b></p>	<p><b>第6章 計画の推進体制 (P.80～82)</b></p>	<p>現行体系</p>	<p>主な改定内容</p>
<p>1 市の体制</p> <p>2 市社会福祉協議会との連携</p> <p>3 市民・地域団体・サービス提供事業者との連携</p> <p>4 進行管理</p>	<p>1 市の体制</p> <p>2 社会福祉協議会との連携</p> <p>3 市民・地域団体・サービス事業者との連携</p> <p>4 進行管理</p>	<p>6章1</p> <p>6章2</p> <p>6章3</p> <p>6章4</p>	<p>◆図を新規に記載 P.80-82</p> <p>◆自助、共助、公助の考えを新規に記載 P.82</p>
<p><b>資料 (P.53～71)</b></p>	<p><b>資料 (P.83～88)</b></p>	<p>現行体系</p>	<p>主な改定内容</p>
<p>1 秦野市地域福祉計画の策定経過</p> <p>2 秦野市社会福祉審議会諮問・答申</p> <p>3 関連する調査の概要</p> <p>(1) Webアンケート</p> <p>(2) 秦野市市民意識調査(まちづくり、出産・子育て)</p>	<p>1 計画の策定経過</p> <p>2 <b>計画策定の体制</b></p> <p>3 秦野市社会福祉審議会諮問・答申</p>	<p>資料1</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>資料2</p>	<p>◆策定会議を新規に記載 P.80-81</p>

# 第 4 期

## 秦野市地域福祉計画案

令和 3 年度 (2021 年度) ~ 令和 7 年度 (2025 年度)



令和 3 年 (2021 年) 3 月

秦 野 市





「誰もが豊かに安心して暮らせるはだの」の実現を目指して

---

市長のことば

令和3年（2021年）3月

秦野市長 高橋 昌和

## 目 次

---

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 「地域共生社会」の実現に向けた国の動き .....	2
3 計画の位置付け .....	4
4 計画の期間 .....	6
<b>第2章 地域を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1 世帯構成と世帯人員の推移 .....	7
2 年齢3区分別の人口割合の推移 .....	7
3 将来の年齢3区分別の人口割合の推移 .....	8
4 総人口に占める高齢者数・割合の推移 .....	8
5 要介護（要支援）認定者数の推移 .....	9
6 障害者数の推移 .....	10
7 出生児の推移 .....	10
8 ひとり親家庭等の推移 .....	11
9 生活保護受給世帯数・受給者数の推移 .....	11
10 成年後見制度の状況 .....	11
11 自治会加入状況 .....	13
12 ボランティア団体の状況 .....	13
13 財政状況 .....	14
14 地域福祉についての意識調査 .....	15
<b>第3章 前計画の検証と課題</b> .....	<b>20</b>
1 これまでの取組み .....	20
2 前計画の課題のまとめ .....	24
3 計画策定に向けた重点課題 .....	25
<b>第4章 秦野市の福祉が目指すもの</b> .....	<b>26</b>
1 基本理念 .....	26
2 基本目標 .....	27
3 施策の体系 .....	28
<b>第5章 施策の推進</b> .....	<b>33</b>
1 包括的な支援体制の構築 .....	33
(1) より身近な相談体制の充実 .....	33
(2) 地域の相談支援機関への支援の充実 .....	38
(3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化 ..	40

(4) 権利擁護支援体制の強化.....	52
(5) 安心できる福祉サービスの提供.....	58
2 みんなで支えあう地域づくり.....	61
(1) 地域共生社会の理念の周知.....	61
(2) 社会参加・交流の促進.....	64
(3) 地域福祉を担う人材の育成.....	71
(4) 地域における見守りの推進.....	73
(5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進.....	76
(6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進.....	77
<b>第6章 計画の推進体制.....</b>	<b>80</b>
1 市の体制.....	80
2 社会福祉協議会との連携.....	80
3 市民・地域団体・サービス事業者との連携.....	81
4 進行管理.....	82
<b>資料編.....</b>	<b>83</b>
1 計画の策定経過.....	83
2 計画策定の体制.....	85
3 秦野市社会福祉審議会諮問・答申.....	88

**凡例** 「\*」の付いた用語は、用語解説に説明を掲載しています。同一ページに複数回記載のある場合には、最初の実語にのみ付けています。

※( )括弧書きは、第5章施策の推進のみ、記載しています。



## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の背景

#### (1) 本格的な人口減少、少子・超高齢社会の進行

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の進行や情報化の推進、また、地震・風水害の大規模自然災害への備えなど、複雑かつ多様化しています。

このような課題への対応に加えて、新型コロナウイルス感染症が市民の生活様式や地域経済に大きな影響を及ぼしています。日常の暮らしや地域活動に対して、交流自粛の閉塞感が漂う一方で、地域福祉関係者・団体、福祉サービス事業者は感染症対策等で試行錯誤を重ねながら、多くの市民の地域生活を支えるなど、地域社会を取り巻く環境は、これまでとは大きく変化してきました。

#### (2) 地域での支えあいやコミュニティ形成の重要性

少子・超高齢化に加えて、核家族化や単身世帯の増加、雇用の流動化等を背景として、世帯構成、地域コミュニティなどが急速に変化しています。

また、インターネットの普及により、SNS<sup>(※1)</sup>などを通じて様々な人々といつでもどこでもコミュニケーションをとることが可能になった一方で、日常生活における不安や悩みを気軽に相談し、小さな変化に周囲が気づき支えるという人間関係を築くことが難しくなっています。

このような中、誰にも相談できない状況が続くことで、地域生活課題が更に深刻化する事例が顕在化しています。

#### (3) 分野を超えた福祉サービス提供の必要性

これまでの社会福祉制度は、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など、地域生活課題を抱える対象者・分野ごとに福祉サービスの充実を図ってきました。

しかし、介護と育児を同時に担うダブルケア<sup>(※2)</sup>、高齢の親とひきこもりの子どもに代表される、いわゆる「8050問題」<sup>(※3)</sup>、生活困窮など、複数の分野にわたる地域生活課題を同時に抱える世帯の増加により、対象者・分野ごとに整備されてきた従来の福祉サービスでは、対応が困難な事例が顕在化しています。

※1 SNS (Social Networking Serviceの略) …通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービス

※2 ダブルケア…晩婚化、晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に担う状況のこと

※3 8050問題…「80」代の親が、「50」代の子どもの生活を支え、こうした親子が社会から孤立する問題のことで、若者のひきこもりが長引き、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている

## 2 「地域共生社会」の実現に向けた国の動き

### (1) 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、「子ども、高齢者、障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる社会」とされています。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指しています。

### (2) 社会福祉法の改正

平成29年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する主体や解決すべき事項の範囲について明確化されています。

まず、地域福祉を推進する主体として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉事業を行う者の第三者を「地域住民等」と規定し、一人ひとりの市民も市内で社会福祉事業を行う団体も、地域福祉を主体的に推進する一員であるとしています。(第4条第1項)

また、地域福祉の推進に当たって、「地域生活課題」を、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護・介護予防、保健医療、住まい、就労、教育という広範囲に及ぶ課題としています。(第4条第2項)

社会福祉に関する活動を行う者に対しては、サービス利用者からの相談を通じて地域生活課題を把握したときは、「支援機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない」としており、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うための「つなぐ役割」が求められています。(第106条の2)

更に、地域住民等と支援を行う関係機関の相互協力が円滑に行われ、必要な支援が包括的に提供される体制を整備するよう、市に具体的な役割が求められています。(第106条の3)

また、令和2年6月には、市町村の相談体制を更に強化するため、社会福祉法等の一括改正がされ、「断らない相談」では、関係機関との協働により、属性や年齢を問わずに相談を受け止め、「参加支援」では、就労、学習など多様な形の社会参加を促し、「地域づくり」では参加のきっかけづくりから交流までを一体的に実施することが求められています。包括的な相談体制に加えて、制度の狭間で孤立した人や家庭を把握し、専門職等が継続して伴走支援することが重視されています。

### (3) 成年後見制度の利用促進

超高齢社会において、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の日常生活や財産管理を社会全体で支えあうことは喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。今後、成年後見制度の重要性は高まることが予想されますが、成年後見制度はまだまだ浸透しておらず、十分に利用されているとはいえない状況です。

そこで、国は、全国どの地域に住んでいても、必要な人が制度を利用できる体制整備を進めるため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」及び「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）」を策定しました。

この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。

## Memo 成年後見制度とは？

成年後見制度は、後見人等が、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守り、支える制度です。具体的には、本人に代わって、財産を管理したり、契約を結んだりします。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」2つがあります。

また、法定後見制度には、後見、保佐、補助の三つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。類型によって、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

#### 【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分なときに、申立てにより家庭裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって財産管理や契約締結などを行い、支援する制度

類 型	判 断 能 力
後 見	全くない
保 佐	著しく不十分
補 助	不十分

#### 【任意後見制度】

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ後見人となる人を定めておく制度

### 3 計画の位置付け

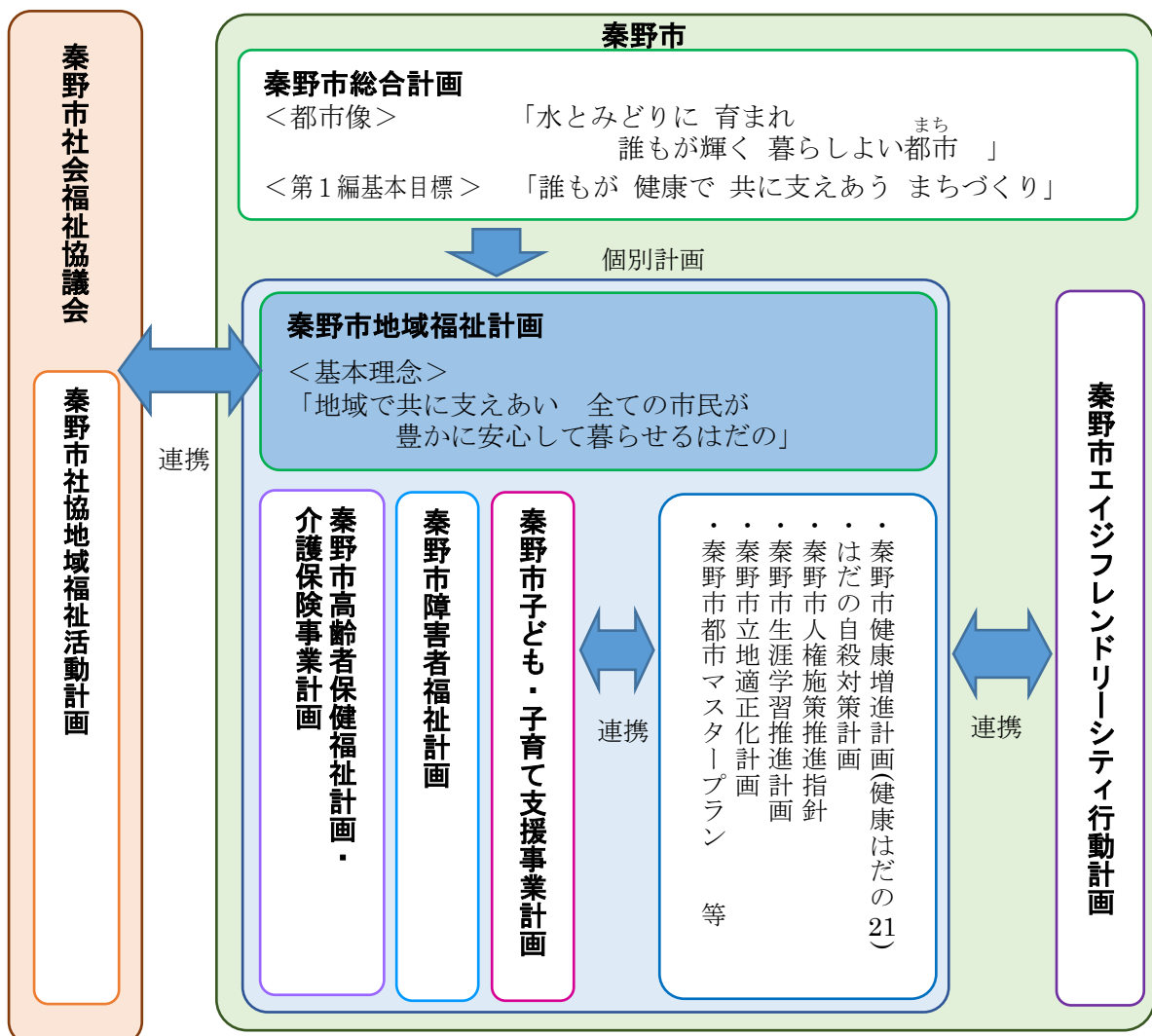
#### (1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。更に、国における動向等を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条に基づく、市としての「成年後見制度利用促進基本計画」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を含めた計画として策定します。

#### (2) 他計画との関係性

社会福祉法第107条では、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととされています。

「秦野市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画を総括する上位計画として本計画を位置付け、施策を総合的かつ効果的に推進します。





### (3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）<sup>(※)</sup> の理念にも対応するもの  
とします。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標	施策の方向性	主なSDGs
1 包括的な 支援体制の 構築	(1) より身近な相談体制の充実	1. 3. 11
	(2) 地域の相談支援機関への支援の充実	1. 3. 11. 17
	(3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野 横断的な連携の強化	1. 2. 3. 10. 11. 17
	(4) 権利擁護支援体制の強化	3. 5. 10. 11. 16
	(5) 安心できる福祉サービスの提供	1. 3. 10. 11
2 みんなで 支えあう地域 づくり	(1) 地域共生社会の理念の周知	1. 3. 5. 10. 11
	(2) 社会参加・交流の促進	3. 11. 17
	(3) 地域福祉を担う人材の育成	3. 8. 11
	(4) 地域における見守りの推進	3. 10. 11. 16. 17
	(5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進	1. 3. 11
	(6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進	3. 11. 17

※ SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年とします。

年 度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
秦野市総合計画			はだの2030プラン 前期基本計画（5年）				
秦野市地域福祉計画			第4期（5年）				
秦野市エイジフレンドリー シティ行動計画			第1期（5年）				
秦野市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第8期（3年）				
秦野市障害者福祉計画			第5期（5年）				
秦野市子ども・子育て支援 事業計画			第2期（5年）				
はだの男女共同参画プラン			第4期（5年）				
秦野市健康増進計画 （健康はだの21）			第4期（5年）				
はだの自殺対策計画			第1期（5年）				
秦野市社協 地域福祉活動計画			第5期（5年）				

## 第2章 地域を取り巻く状況

### 1 世帯構成と世帯人員の推移

(単位：人)

年	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総人口	168,142	168,317	170,145	167,378	164,961
世帯数	63,437	65,607	69,373	69,778	72,313
世帯人員	2.65	2.57	2.45	2.40	2.28

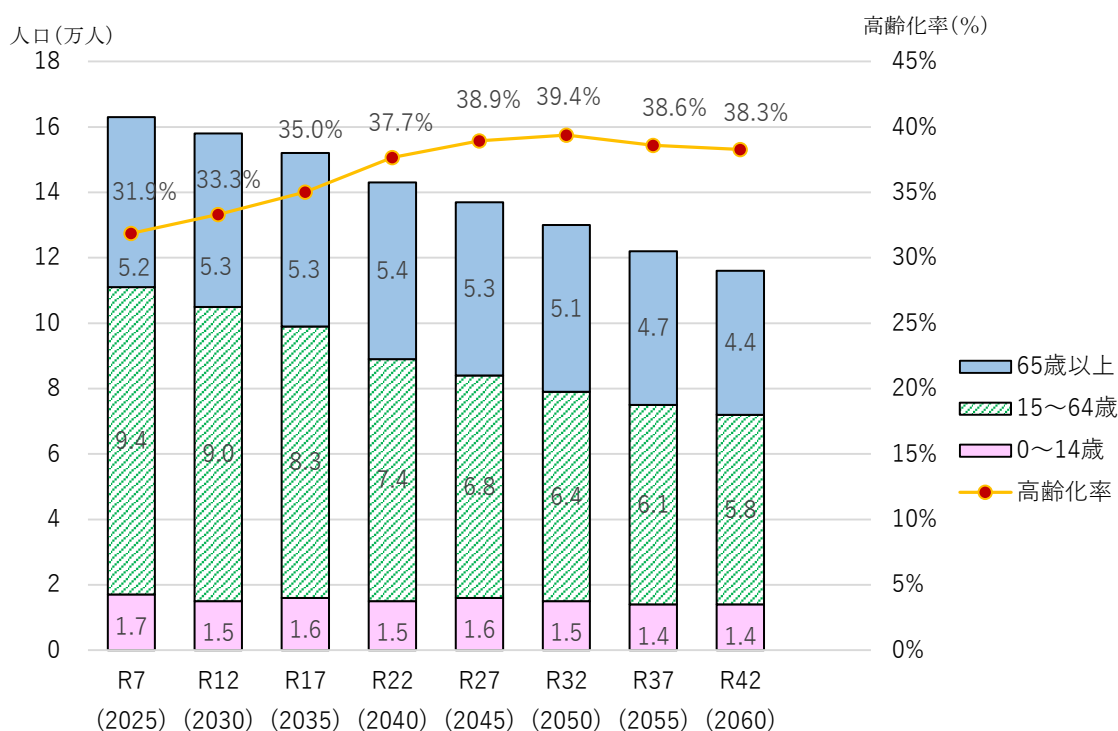
出典：平成27年（2015年）までは国勢調査（総務省）、令和2年の総人口は平成27年国勢調査結果に毎月の住民基本台帳の異動を加え推計した数値

### 2 年齢3区別の人口割合の推移

年	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総人口	168,317人	170,145人	167,378人	164,961人
年少人口の割合 (0～14歳未満)	13.1%	12.6%	11.9%	11.1%
生産年齢人口の割合 (15～64歳未満)	71.1%	67.0%	61.1%	59.1%
老年人口の割合 (65歳以上)	15.8%	20.4%	26.1%	29.8%
【参考】後期高齢者 (75歳以上)の割合	6.5%	8.3%	10.7%	14.1%

出典：秦野市新総合計画人口データ。10月1日の人口、ただし、令和2年は1月1日の人口（割合は年齢不詳分を除いたもの）

### 3 将来の年齢3区別の人口割合の推移



出典：秦野市政策人口（各年1月1日現在）

### 4 総人口に占める高齢者数・割合の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
総人口	163,610	162,900	162,141	161,625	161,283
【参考】年少人口 (0~14歳未満)	20,338	19,882	19,463	19,041	18,608
【参考】生産年齢人口 (15~64歳未満)	100,272	98,331	96,647	95,656	94,873
老年人口 (65歳以上)	43,000	44,687	46,031	46,928	47,802
高齢化率	26.3%	27.4%	28.4%	29.0%	29.6%
前期高齢者 (65~74歳)	25,540	26,108	26,145	25,814	25,501
後期高齢者 (75歳以上)	17,460	18,579	19,886	21,114	22,301

出典：住民基本台帳（各年度9月末日現在）

## 5 要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)
認定者総数	6,263	6,176	6,416	6,624	6,793
要支援 1	487	409	440	430	474
要支援 2	701	540	582	635	653
要介護 1	1,205	1,312	1,413	1,397	1,378
要介護 2	1,316	1,294	1,324	1,444	1,522
要介護 3	975	971	1,027	1,057	1,108
要介護 4	835	900	910	887	920
要介護 5	744	750	720	774	738

出典：秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（各年度9月末日現在）

※ 要介護（要支援）認定とは、介護保険サービス利用希望者が介護の必要な状態であるか、また、どれくらい介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、各市町村が認定すること。予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられる。要介護5が最も介護が必要な状態。

## 6 障害者数の推移

(単位：人)

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)
身体障害者	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895
知的障害者	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455
精神障害者	1,170	1,240	1,302	1,381	1,475
自立支援医療 支給認定者	2,307	2,401	2,518	2,642	2,803

出典：秦野市障害者福祉計画（各年3月末日現在）

- ※ 身体障害者とは身体障害者手帳を所持する方、知的障害者とは療育手帳を所持する方、精神障害者とは精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ※ 自立支援とは、精神障害を持ち、入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度

## 7 出生児の推移

(単位：人)

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)
出生児	1,151	1,056	1,007	897	847

出典：統計はだの（各年12月末日現在）

## 8 ひとり親家庭等の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
母子家庭	1,751	1,749	1,740	1,769	1,778
父子家庭	136	134	138	139	133
養育者家庭	50	51	53	48	47
合計	1,937	1,934	1,931	1,956	1,958

※ 子育て総務課把握数（各年度4月1日現在）

## 9 生活保護受給世帯数・受給者数の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
生活保護 受給世帯	1,403	1,424	1,443	1,453	1,499
生活保護 受給者	1,808	1,807	1,824	1,825	1,852

出典：主要な施策の成果報告書（各年度3月末日現在）

## 10 成年後見制度の状況

### (1) 成年後見制度利用者数

(単位：人)

年	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
R1	308	63	11	13	395

出典：横浜家庭裁判所資料

1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補

助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

- 2) 本資料は、令和元年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 3) 2) の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。  
なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

## (2) 65歳以上及び65歳未満の成年後見制度利用者数

（単位：人）

年	65歳以上	65歳未満	合計
R1	196	199	395

出典：横浜家庭裁判所資料

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、令和元年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 3) 2) の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。  
なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

## (3) 成年後見関係事件の許容件数

（単位：人）

年	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任	合計
R1	28	3	1	2	34

出典：横浜家庭裁判所資料



- 1) 本資料は、横浜家庭裁判所（管内支部を含む。）の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち平成31年1月から令和元年12月までに認容で終局した事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 2) 1) の事件には、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上していない。
- 3) 本人の住所地は、令和元年12月末日時点で事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

## 1.1 自治会加入状況

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
総世帯数	71,501	69,769	70,348	70,978	71,597
加入世帯数	46,087	45,886	45,482	45,103	44,638
自治会数	242	242	241	240	240
加入率	64.46%	65.77%	64.65%	63.55%	62.35%

出典：秦野市自治会長名簿（各年度4月1日現在）

## 1.2 ボランティア団体の状況

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
グループ登録数	109グループ	107グループ	109グループ	110グループ	107グループ
グループ登録者数	6,393人	5,497人	5,277人	5,147人	4,897人
個人登録者数	227人	205人	186人	175人	162人

出典：ボランティアセンター（秦野市社会福祉協議会）登録数

### 1.3 財政状況

本市の平成21年度（2009年度）と令和元年度（2019年度）の一般会計決算を比較すると、歳入総額は、約446億円から約501億円に増加していますが、歳入の根幹となる市税が約14億円減少したことなどから、自主財源比率<sup>(※1)</sup>は65.7パーセントから54.2パーセントに減少しています。歳出総額は、約427億円から約485億円に増加しており、性質別及び目的別で見ると、扶助費<sup>(※2)</sup>が約62億円、民生費<sup>(※3)</sup>が約92億円と大きく増加しています。

行政需要が複雑・多様化していく中で、今後も、生産年齢人口の減少等に伴う市税の減収や超高齢社会の進行による社会保障費（扶助費など）の増加が見込まれることから、これまで以上に厳しい財政状況となります。

しかし、このような状況下にあっても、健康・福祉・子育て施策などを着実に実施するため、自助・共助・公助による地域福祉を推進する必要があります。

#### (1) 一般会計の歳入 (単位：億円)

区 分	平成21年度 (2009年度)	令和元年度 (2019年度)
歳入総額	445.9	500.7
うち市税	244.9	230.8
自主財源比率	65.7%	54.2%

\*自主財源比率は、千円単位の金額に基づき算出

#### (2) 一般会計の歳出（性質別経費の状況） (単位：億円)

区 分	平成21年度 (2009年度)	令和元年度 (2019年度)
歳出総額	427.1	485.1
義務的経費	226.5	266.9
人件費	99.7	89.6
扶助費	83.1	145.1
公債費 <sup>(※4)</sup>	43.7	32.2
物件費・維持補修費・補助費等	114.4	116.7
投資的経費 (普通建設事業費、災害復旧費等)	29.0	38.7
繰出金・その他	57.2	62.8

#### (3) 一般会計歳出総額に占める民生費 (単位：億円)

区 分	平成21年度 (2009年度)	令和元年度 (2019年度)
民生費	140.2	232.1

※(1)～(3)の表は、秦野市ホームページ決算概要に基づき作成し、各年度決算額

※1 自主財源比率…歳出総額のうち、市税や使用料など市が自主的に収入できる財源の割合

※2 扶助費…社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対する支援に係る経費

※3 民生費…福祉などのための経費

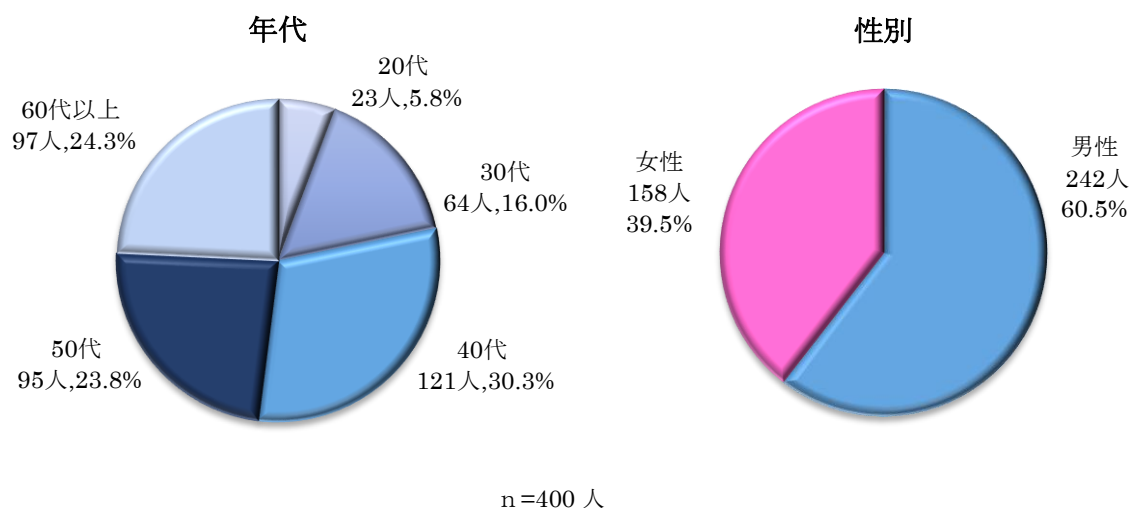
※4 公債費…市債の元金及び利子の償還に係る経費等

## 1.4 地域福祉についての意識調査

本計画の策定に当たり、全ての市民が豊かに安心して暮らし続けることができる仕組みの一層の充実を図るため、令和元年度及び令和2年度に、本市のネット調査会社に登録する市内全域の各400人を対象に、地域福祉課題及び地域における助けあい等の項目について、Webアンケート調査を実施しました。

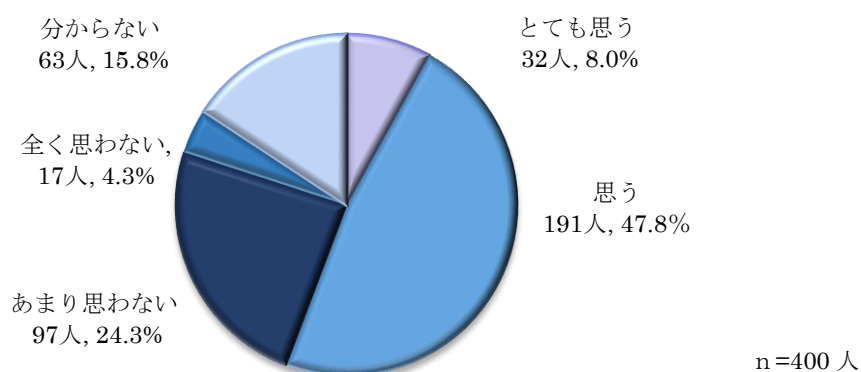
### (1) 令和元年度の調査

調査方法	ネット調査
調査期間	令和元年6月21日～6月27日



### ア 地域における助けあい

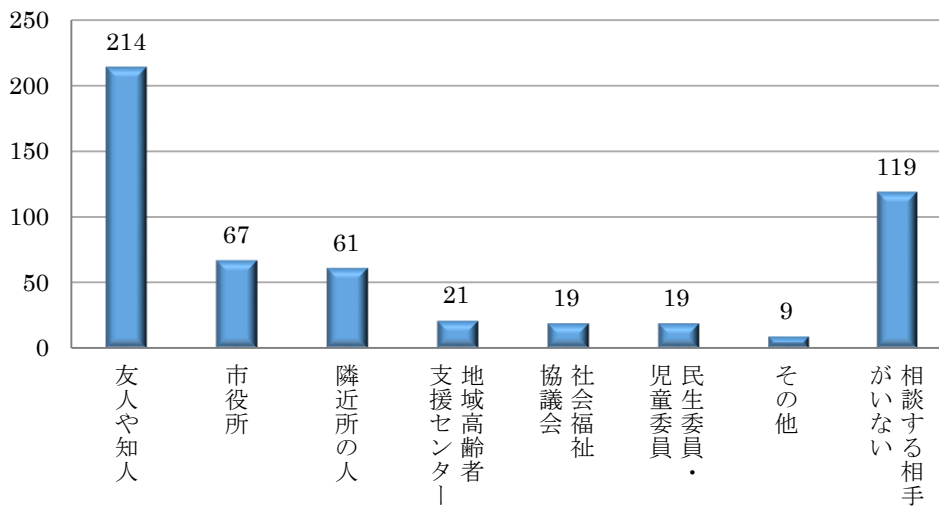
Q1. 地域で困りごとを抱えている人や世帯に対し、何かできることがあれば支援をしたいと思いませんか。



イ 困ったときの相談相手

Q2. あなたが困ったときや、不安を感じたときに、家族以外に相談できる相手は誰（どこ）ですか。（複数回答）

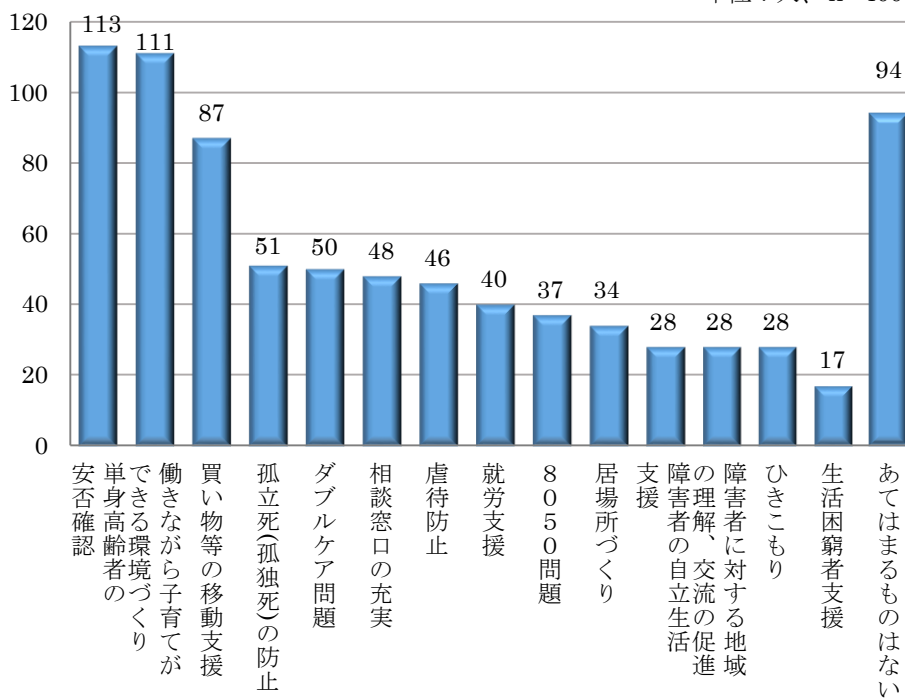
単位：人、n=400人



ウ 地域生活課題

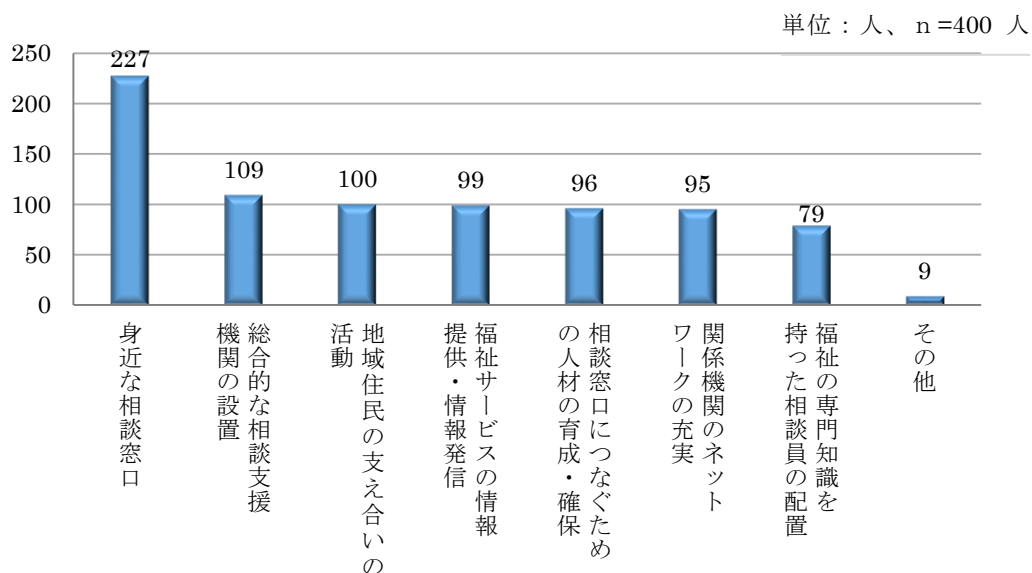
Q3. あなたの地域で優先的に解決しなければならない生活課題はありますか。（3つまで）

単位：人、n=400人



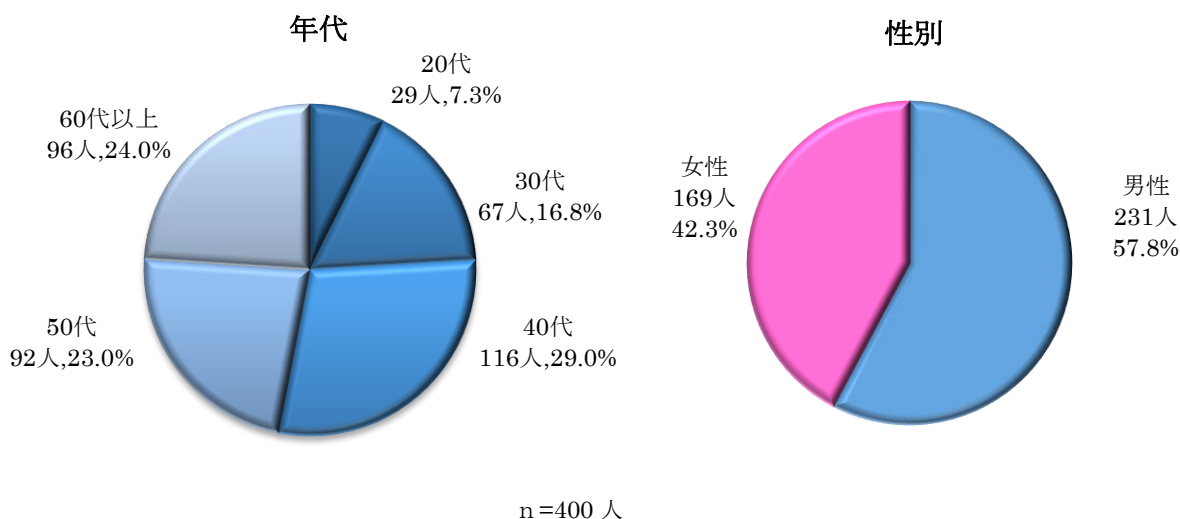
## エ 地域生活課題の解決方法

Q 4. あなたの地域における様々な生活課題を解決するための効果的な方法は何だと考えますか。(複数回答)



## (2) 令和2年度の調査

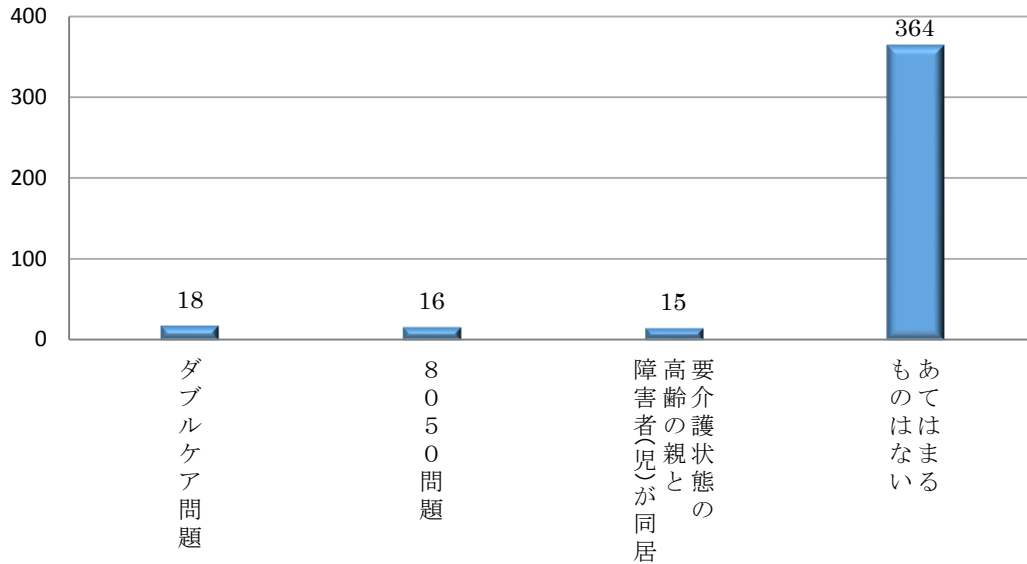
調査方法	ネット調査
調査期間	令和2年10月23日～10月30日



ア 複合的な課題

Q 1. あなたの身近に複合的な課題で悩んでいる方はいますか。

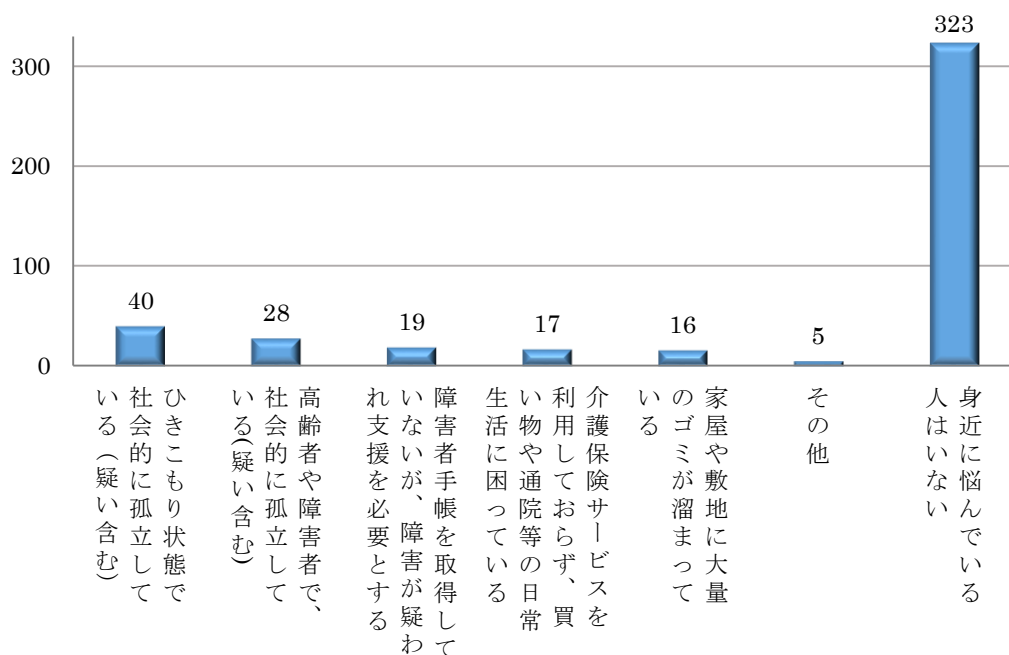
単位：人、n=400人



イ 制度の狭間の課題

Q 2. あなたの身近に次のような「制度の狭間の課題」で悩んでいる方はいますか。

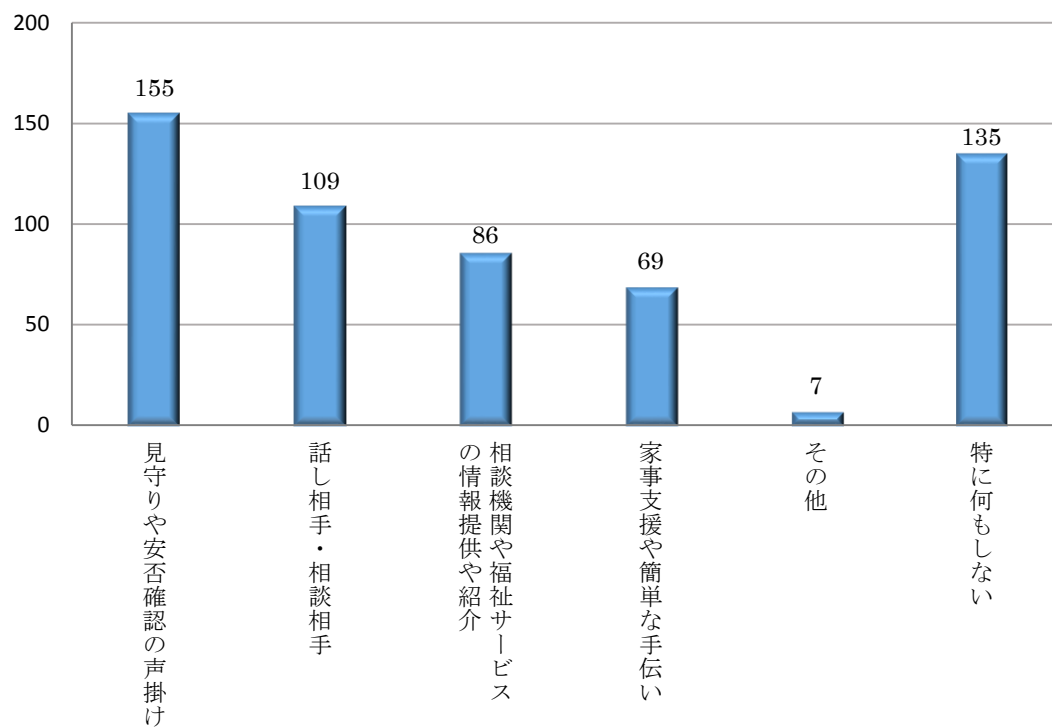
単位：人、n=400人



ウ 悩んでいる家庭への支援

Q3. 「制度の狭間の課題」、「複合的な課題」で悩んでいる家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。

単位：人、n=400人



## 第3章 前計画の検証と課題

### 1 これまでの取組み

#### (1) 地域で自立し、ともに支え助けあうまちづくり

##### ア 地域福祉の理念の普及

###### (7) 福祉に関する意識の啓発と教育の推進

小・中学校における福祉体験プログラム、福祉教室、認知症サポーター養成講座や中学生・高校生のボランティア体験学習の実施により、地域と連携しながら、自ら直接体験し、学ぶことにより、福祉への理解を深め、思いやりの心を育むことに取り組みました。また、講演会やホームページ等を活用して、人権意識の向上を図るため、普及啓発を行いました。

###### (4) 心のバリアフリー化の推進

障害のある市民とない市民が共に過ごす機会を増やし、地域交流事業を実施し、障害者への理解や配慮が市民一人ひとりに広がるよう、心のバリアフリー<sup>(※)</sup>化の促進に取り組みました。

##### イ 地域福祉を担う人材の確保と育成

手話・外出支援・傾聴・保育のボランティア講座等を開催し、また、地域の高齢者の要支援者等の訪問型サービスを担う「認定ヘルパー」や地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援する「地域支えあい型認定ドライバー」育成するなど、地域福祉活動を担う人材を育成しました。

##### ウ 地域福祉活動の充実と支援

###### (7) 地域活動の強化

秦野市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動サポートセンター、老人クラブ、シルバー人材センター等の運営により、地域福祉活動を支援しました。また、地域における通いの場や介護予防活動を行う団体等の活動を支援しました。そして、地域子育て支援拠点事業については、市内7か所目となる「ぽけっと21ミライエ」を平成29年に新たに開設したほか、鶴巻地区すんでよかったまちづくり協議会が運営する市民運営型子育てサロン「ちっちゃなて」に対し、令和元年度から同事業を委託化するなど、地域の子育て支援活動の充実を図りました。

※ 心のバリアフリー…高齢者・障害者等の困難を知り、自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する活動



#### (1) 地域活動拠点への支援と設置の促進

平成29年7月に「西地区ふれあい館<sup>(※1)</sup>」、平成30年4月に「おおねふれあい館」が開設され、まちづくり拠点交付金を交付するなど、地域活動拠点へ支援しました。

### (2) 分かりやすく、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

#### ア 相談体制の充実

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」において、生活困窮者の包括的かつ継続的な自立支援事業を実施するなど、総合相談を行っています。

高齢者に対しては、地域高齢者支援センターが総合相談の窓口を設置し、平成30年度から生活支援コーディネーター<sup>(※2)</sup>、認知症地域推進員<sup>(※3)</sup>を配置し、相談機能を強化しました。また、平成29年10月には障害者の相談、就労、地域活動の支援を行う地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」や令和元年には子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携した相談体制の充実を図りました。

#### イ 福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり

地域高齢者支援センターが行う地域ケア会議<sup>(※4)</sup>等により、介護、医療、福祉等の関係機関との連携を推進しました。

また、ホームページ等を活用するとともに、「子育てサポートブック」や「障害福祉制度ガイドブック」、「高齢者ガイドブック」など、福祉サービスをまとめた冊子を作成し、情報提供の充実を図りました。

#### ウ 福祉ニーズの把握、権利擁護への支援

福祉ニーズ及び地域生活課題の複合化・複雑化が進んでいますが、的確なサービスを提供し、支援するため、相談支援機関が連携することで、相談窓口の充実を図りました。

また、高齢や障害等により、判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できるよう、秦野市社会福祉協議会に委託する「成年後見利用支援センター」が地域高齢者支援センター等の関係機関と連携し、普及啓発や相談支援を行うとともに、障害者の成年後見制度の利用拡大を目指す「NPO法人総合福祉サポートセンターはだの」を支援しました。

※1 西地区ふれあい会館…令和2年8月29日に完成した西中学校体育館と西公民館を複合化した多機能型施設へ移転

※2 生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援にかかる地域ニーズや地域資源の把握を行い、地域の様々な活動をつなげてよりよいまちづくりを行うコーディネーター

※3 認知症地域支援推進員…認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する専門職で、認知症の人やその家族への相談支援、必要なサービスが提供されるための関係機関との調整などを行い、各地域高齢者支援センターに配置されている者

※4 地域ケア会議…地域ケア会議とは地域の課題抽出や個別ケースの検討を行う会議であり、参加者は地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、自治会、リハ専門職、ケアマネ等です。

### (3) 安全で安心して暮らせるまちづくり

#### ア 要支援者等の把握、支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者<sup>(※)</sup>の安否確認や情報伝達等について、地域高齢者支援センター、介護支援専門員、自治会・自主防災会、民生委員・児童委員等と連携・情報共有を図りながら、災害時における地域の支援体制の円滑な推進に取り組みました。

#### イ 虐待の予防・防止

##### (7) 児童虐待の防止

子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時から専門職による面接を行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援事業の実施により、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援により、児童虐待の防止に取り組みました。

##### (4) 障害者虐待の防止

障害者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携して、早期発見・迅速な対応と支援を行うとともに、広報啓発活動や研修会を実施することにより、障害者虐待の防止に取り組みました。

##### (7) 高齢者虐待の防止

市と地域高齢者支援センターが協力し、地域ケア会議等の活用や警察、介護支援専門員、施設などの関係機関との連携を図るなど、早期発見、迅速な支援に取り組みました。高齢者の虐待は、認知症による行動障害が起因することがあることから、認知症サポーターを養成し、医療につながりにくい方は認知症初期集中支援チームによる対応を実施するなど、地域で認知症の人や家族を支援する体制を推進しました。

---

※ 避難行動要支援者・・・高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

## (4) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

### ア 住民相互の交流の促進

就学前の子どもに集団生活を経験させ、健全育成を図るとともに、親子で交流を深めるコミュニティ保育を実施する団体の活動を支援しました。また、神奈川県と協働し、ひきこもり家族を支援するため、専門性を持った相談員による相談や、セミナー及び個別の相談会を開催するなど、社会からの孤立を防ぎ、社会参加に向けた支援を行いました。

そして、高齢者の地域での仲間づくりやつながりを深めるサロン<sup>(※1)</sup>活動及びいきがい型デイサービスを行う団体の活動を支援するとともに、保健福祉センターや公民館等で介護予防の普及啓発に取り組みました。

### イ 心身の健康維持の促進

#### (7) 健康づくりの推進

市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、市民体操である「はだのさわやか体操」を普及啓発し、身近な地域で健康づくりを実践できる環境整備や体操普及ボランティアの養成を行いました。また、介護予防や生活支援サービスなど多様なサービスの充実を図り、住民主体の通いの場や定期的に身体を動かす機会を増やすことで、高齢者の運動や栄養など心身機能の改善に取り組みました。

#### (4) 自殺対策の推進

自殺予防やこころの健康についての普及啓発に取り組むとともに、小学校での命の授業や中学校での赤ちゃんふれあい体験を行うことにより、命を大切にし、心を育む教育を実施しました。また、悩んでいる人に気づき、適切な対応を図るゲートキーパー<sup>(※2)</sup>を養成し、自殺の未然防止に取り組みました。

※1 サロン…地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動

※2 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人で、いわば「命の門番」とも位置づけられる人

## 2 前計画の課題のまとめ

### (1) 地域で支えあう仕組みの充実

様々な生活環境の変化により、子育ての支援や見守りだけでなく、電球交換等のちょっとした家事の手伝いなどが必要となることがあります。地域の中で、互いにそうした支えあいを行うことができる仕組みの構築や活動への支援が求められています。

### (2) 地域で支えあう人材の育成・支援

地域活動を担う自治会や民生委員・児童委員等は、高齢化や固定化等の課題を抱え、地域コミュニティの活性化に影響が及んでいます。

地域活動を担う人材の次世代の担い手を発掘・育成するため、子育てや仕事で地域活動への参加が少なかった世代への働きかけや参加手段の多様化、民間活力を活用した取組みが求められています。

### (3) 地域福祉活動の支援

ちょっとした気遣いや支えあいが、地域での生活をより良いものとしめます。こうした活動がしやすい環境を整え、支援していくことが必要です。そのため、地域福祉活動を中核的に推進する社会福祉協議会や民生委員・児童委員に対する活動支援が求められています。

### (4) 交流を通じた地域づくり

少子・超高齢化を背景に、人間関係が希薄化し、孤立し、誰にも相談できずに、生活困窮などの地域生活課題が深刻化する事例が顕在化しています。孤立を防ぐため、地域社会への参加を促すなど、地域とのつながりをもつことが必要です。気軽に参加できるイベントや集いの場等の交流のきっかけを提供することが求められています。

### (5) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

防災・防犯に向けた取組みは、地域全体で取り組むことが必要です。災害などの緊急時に助けあえるよう、普段からの付き合いを継続的に行う仕組みづくりが求められています。

### (6) 情報提供の充実

様々な福祉サービスが提供されていますが、その内容が分かりにくく、違いが明確でないことが多くあります。市民が適切に福祉サービスを利用できるよう、内容を分かりやすく、多様な手段で情報提供することが必要です。

### 3 計画策定に向けた重点課題

#### (1) 複合化・複雑化する地域生活課題に対する包括的な相談支援体制づくり

近年、地域生活課題について、様々な分野の課題が絡みあって複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られます。子ども、高齢者、障害者の分野・対象ごとに整備された公的な支援制度のもとでは、対応が困難な事例が浮き彫りになっています。

例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支え、こうした親子が社会から孤立する問題（「8050問題」）や介護と育児を同時に担う（「ダブルケア」）世帯の増加、障害のある子と要介護の親の世帯への支援等の課題があります。

このような背景のもと、既存の相談支援機関が連携し、複合的な地域生活課題に柔軟に対応できる相談支援体制を構築する必要があります。

#### (2) みんなで支えあう地域づくり

日常生活において、社会的孤立の問題や制度が対象としないような身近な地域生活課題（例：電球の交換、ごみ出し等）への支援の必要性の高まりが見られます。しかし、行政や民間事業者の取組みだけでは、このような支援を必要とする全ての市民に対する支援には限界があります。

そのため、市民が自ら地域生活課題を解決し、それを支える取組みが必要であり、地域力の強化と制度の狭間の課題への取組みを目指す地域づくりが求められています。

地域づくりを進めるため、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向けるとともに、地域活動に参画しやすい環境づくり、人材の確保、地域活動への支援が必要です。

## 第4章 秦野市の福祉が目指すもの

### 1 基本理念

#### 地域で共に支えあい 全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

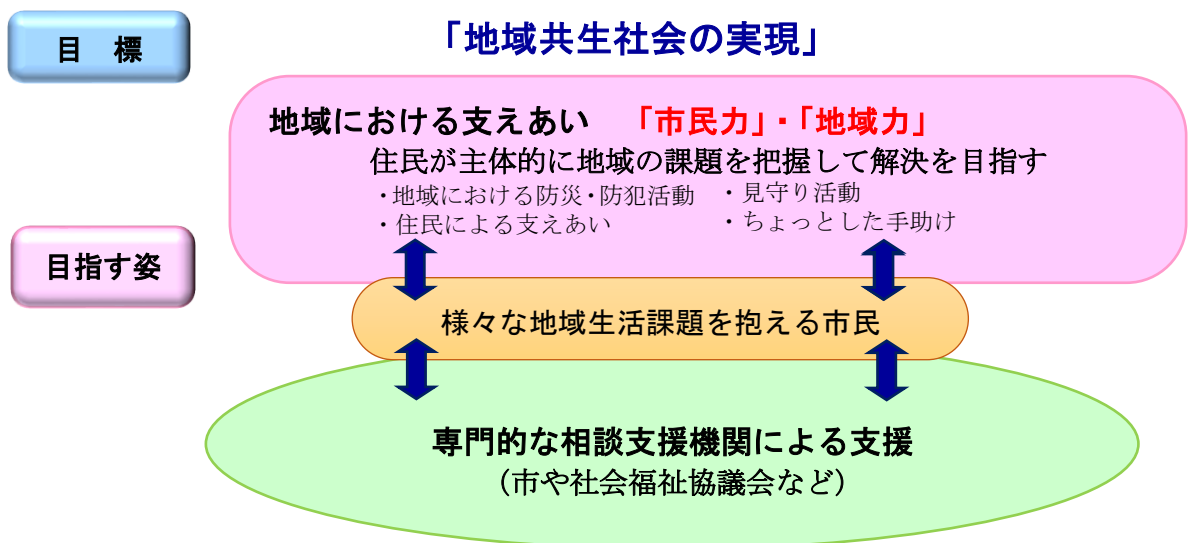
本計画は、秦野市総合計画を上位計画とし、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現に向けた5つの基本目標の1つである「誰もが健康で共に支えあうまちづくり」の推進を目的とするものです。

本市は、第3期地域福祉計画においても、「通じ合う 心でつなぐ 地域づくり」を基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

一方で、地域における課題を解決するため、より一層の地域の力が重要となっています。しかし、少子・超高齢化の進行や地域における人間関係の希薄化などから、地域の福祉力が低下傾向にあります。

そこで、本計画では、更なる地域福祉の推進を目指すため、地域に住む全ての人が相互に助けあい、誰もが住みやすい地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承しつつも、住み慣れた地域で個人が孤立せず、尊重され、生きがいをもち、共に支えあう地域共生社会の実現を新たな目標とします。

この目標は、秦野市に暮らす人々が、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、生き生きと暮らせるように、また、市民、地域活動団体、社会福祉法人、事業者、市等が協力し、地域力を発揮して地域の生活や福祉の課題を解決するようにと設定したものです。



## 2 基本目標

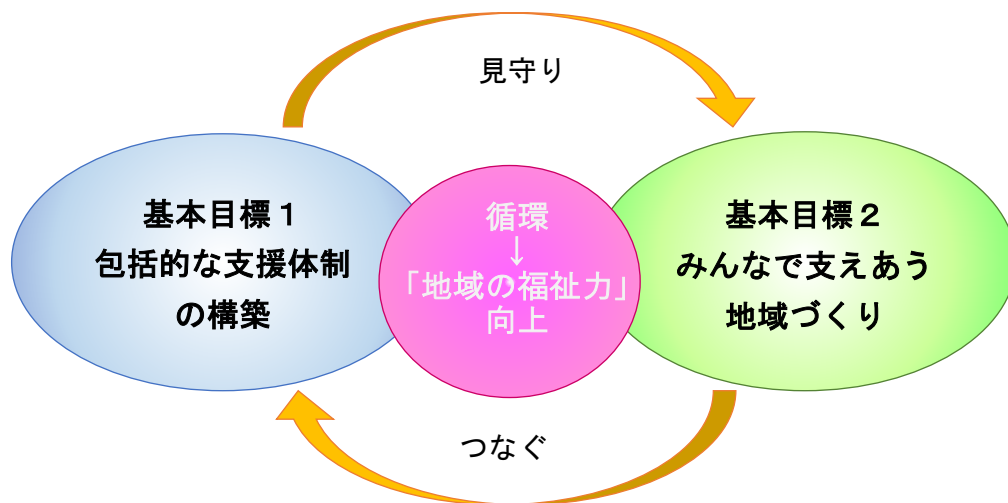
本計画に掲げる基本理念「地域で共に支えあい全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」の実現に向けて、次の2つの基本目標を柱に、具体的施策の展開を図ります。

- 1 包括的な支援体制の構築
- 2 みんなで支えあう地域づくり

基本理念となる「地域共生社会」を実現するため、地域生活課題を抱える市民一人ひとりの支援を行います。支援に当たっては、庁内連携をはじめ、地域の様々な主体の力「地域力」を結集することにより、個別支援を通じた地域の生活基盤づくりにつなげます。

個別支援を通じて培われた、地域の中で支えあう意識や地域の主体的な活動を発展させるため、支援と地域づくりを支えます。

市、社会福祉協議会、介護、福祉等の関係機関と地域がそれぞれの役割を果たすことで包括的・重層的な支援体制の構築を目指します。

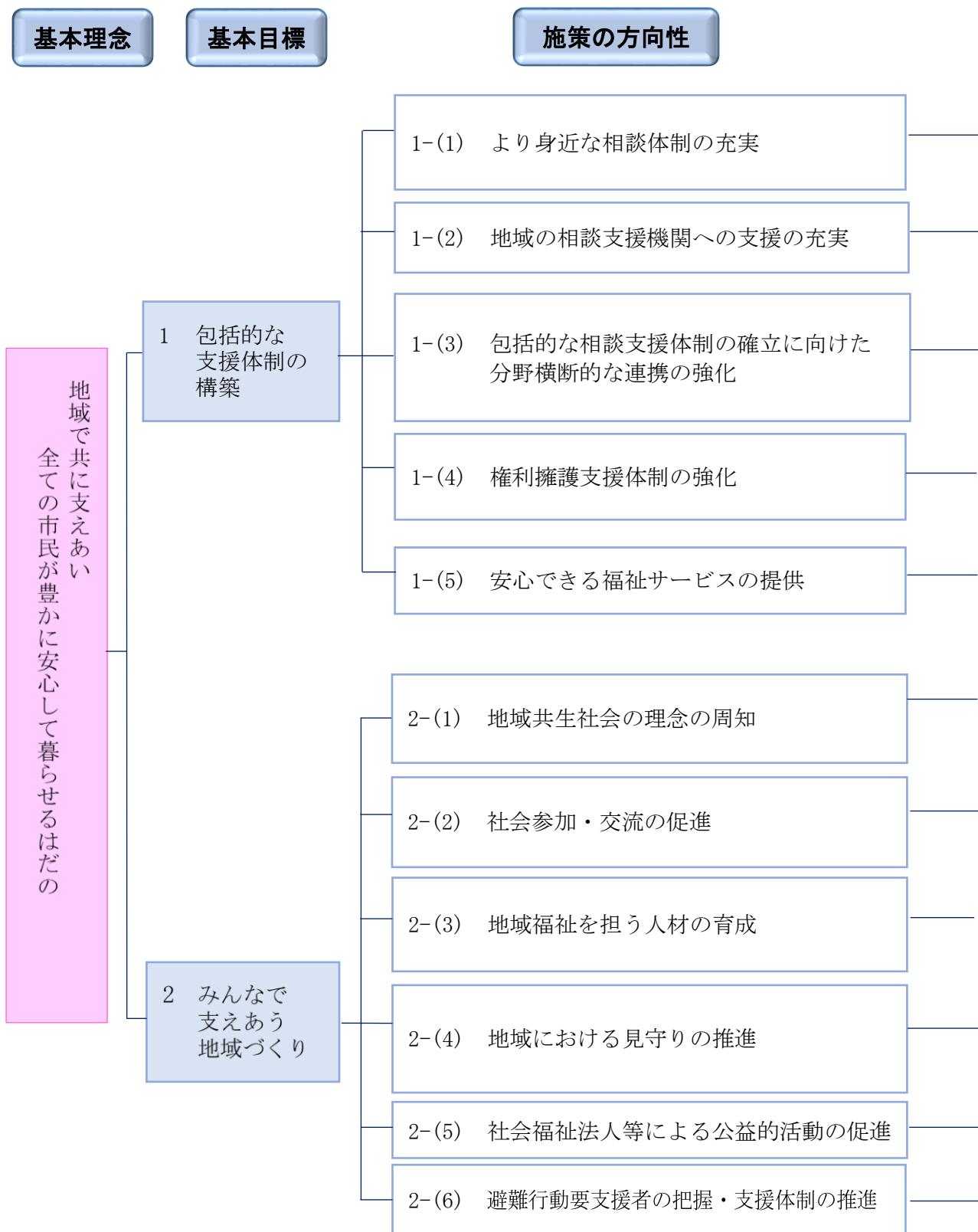


複合的な地域生活課題を抱えた人に対して、相談支援機関が連携し、包括的に支援する仕組みづくりを行います。

地域における自治会、見守り活動等により、支援が必要な人の困りごとが深刻化する前に、支える仕組みづくりを行います。

例) 支えあい、気づき・見守り・つなぐ  
地域づくり、社会貢献活動

3 施策の体系





主な取組み

社協との連携

「第5期秦野市社協地域福祉活動計画」に基づいて、市と相互に連携して地域福祉を推進します。

地域共生支援センター、はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」地域高齢者支援センター、障害者相談支援事業、こども家庭総合支援拠点業務、母子・父子家庭等相談業務、訪問型個別支援事業、福祉研修、相談窓口の周知、民生委員・児童委員のPR活動の強化、コミュニティ保育推進事業、地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）、園庭開放・地域交流事業

地域共生支援センター、民生委員・児童委員活動への支援、社会福祉協議会への支援、地域高齢者支援センター、基幹相談支援センターの運営、福祉研修

秦野市相談支援包括推進会議、(仮称)地域共生ネットワーク会議、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議、障害者支援委員会、要保護児童対策地域協議会業務

地域共生社会の理念の周知、虐待・暴力に対する支援の推進、日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）、障害者相談支援事業、こども家庭総合支援拠点業務、成年後見制度の利用促進

感染症の予防への支援、介護者支援の充実、障害福祉人材育成等支援、保育士の就労支援、社会福祉法人への指導監査、介護サービス事業所への実地指導、保育所等への指導監査、福祉サービス評価の推進、情報提供の充実

福祉教育、地域共生社会の理念の周知、認知症への理解の促進、福祉事業所合同説明会、心のバリアフリーの普及啓発、ピア活動の普及啓発事業、人権意識の普及啓発、男女共同参画の意識啓発、地域の国際化推進

保健福祉センターの管理運営、生活支援体制事業、高齢者の就労支援、農福連携マッチング等支援事業、地域介護予防活動・住民主体の通いの場への支援、社会参加促進事業、農福連携マッチング等支援、子どもの居場所事業の運営支援、コミュニティ保育推進事業、かみ放課後子ども教室、地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）、福祉有償運送制度の活用、地域支えあい型認定ドライバーの養成、公共交通の整備、福祉用具・車両等の貸出し、建築物のバリアフリー化の促進、ノンステップバス導入事業

民生委員・児童委員の周知、活動支援、認定ヘルパー及び生活援助従事者等の研修、地域支えあい型認定ドライバーの養成、ボランティアの養成、市民活動サポートセンターの活用、はだの市民活動団体連絡協議会（れんきょう）、ゲートキーパーの養成、福祉教育

民生委員・児童委員による見守り活動、地域見守り活動事業、ひとり暮らし高齢者等登録事業、ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業、介護者支援の充実、認知症関連事業、まちづくり・福祉の地区拠点の設置に向けた支援、社会を明るくする運動の推進、青少年相談員による街頭巡回指導等、ほほえみ収集、商業活性化事業

福祉寄付等の周知、社会福祉法人による公益的活動の促進、はだの地域公益事業基金

避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練、避難行動要支援者名簿の更新、福祉避難所の整備

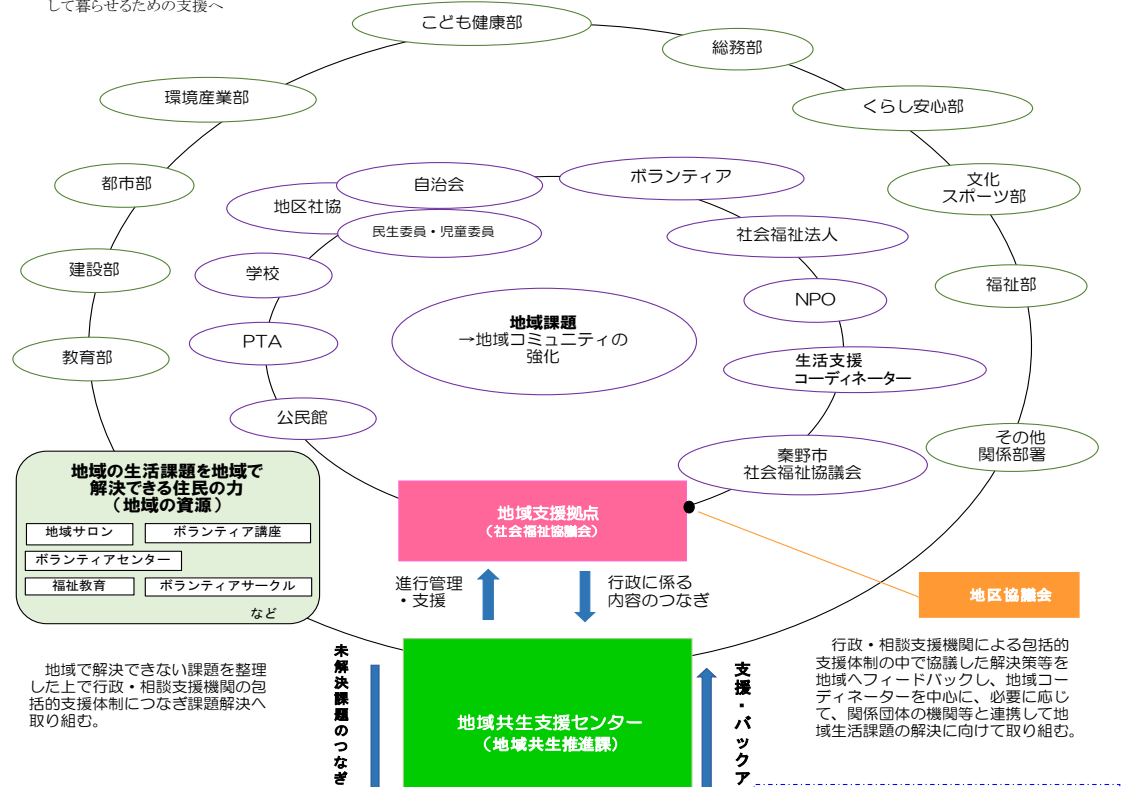
◆ 基本目標に基づく取組み

【包括的な支援体制】

～地域で共に支えあい、全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの～  
**地域共生社会 実現に向けた体制のイメージ**

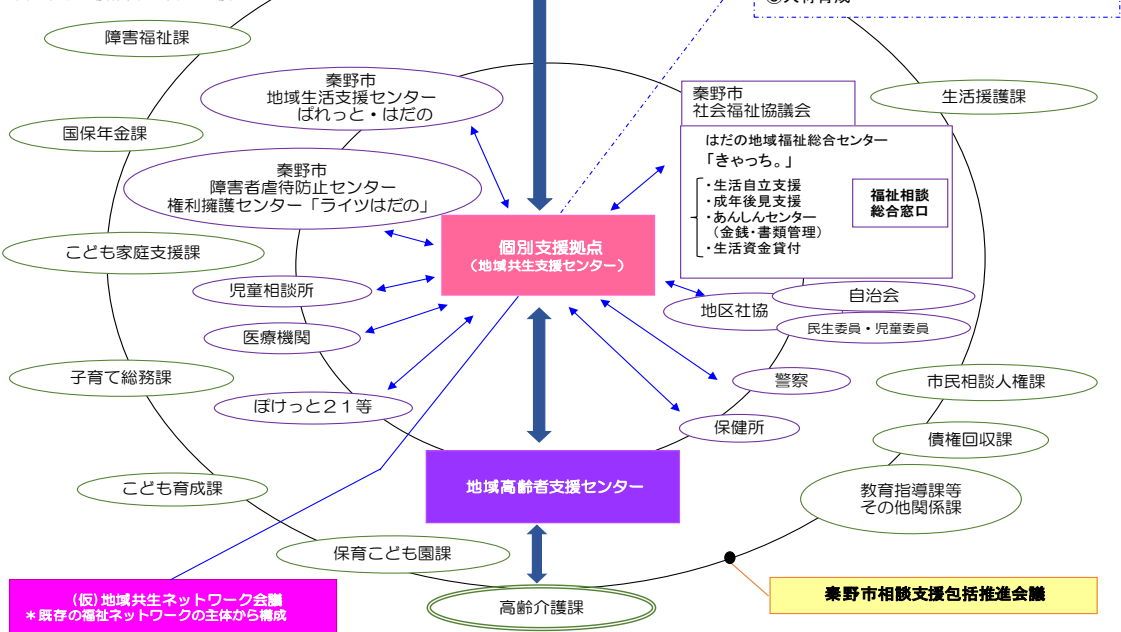
1 地域力の強化(地域支援)

- (1) 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- (2) 地域生活課題を丸ごと受け止めて、地域で安心して暮らせるための支援へ



2 包括的な支援体制整備(個別支援)

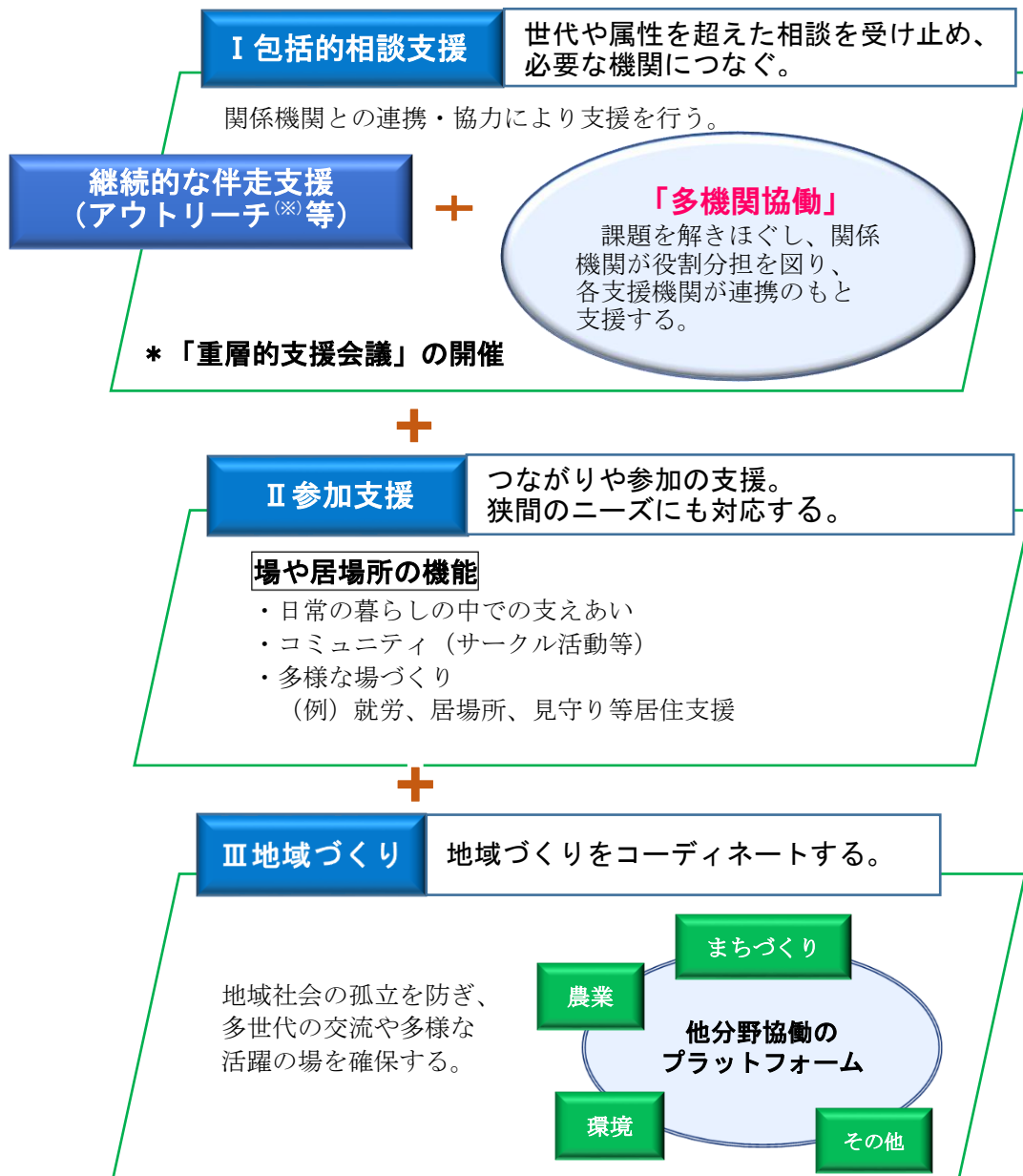
- (1) 制度の狭間、複合的な地域生活課題に関する相談支援連携体制
- (2) 相談支援機関に対する支援



**【重層的支援体制】**

重層的支援とは、自ら支援につながる事が困難な人、支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人に対して、Ⅰ断らない相談支援、Ⅱ社会のつながりや参加の支援、Ⅲ地域コミュニティにおけるケア、支えあう関係性の育成支援を実施することです。

本市では、分野ごとの相談支援体制を生かしつつ、地域共生支援センターがコーディネイト機能を担い、関係機関との連携・協力により、包括的・重層的な支援に取り組めます。

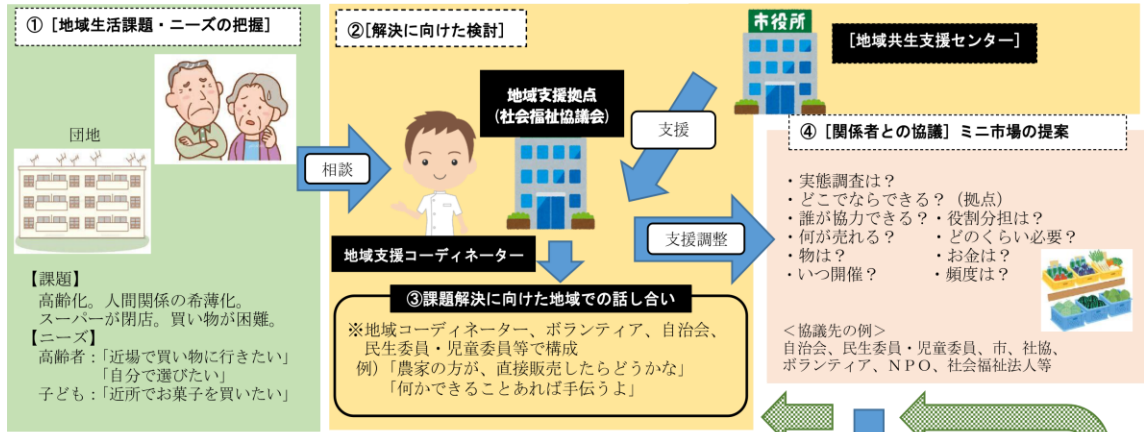


(厚生労働省の公表資料に基づき作成)

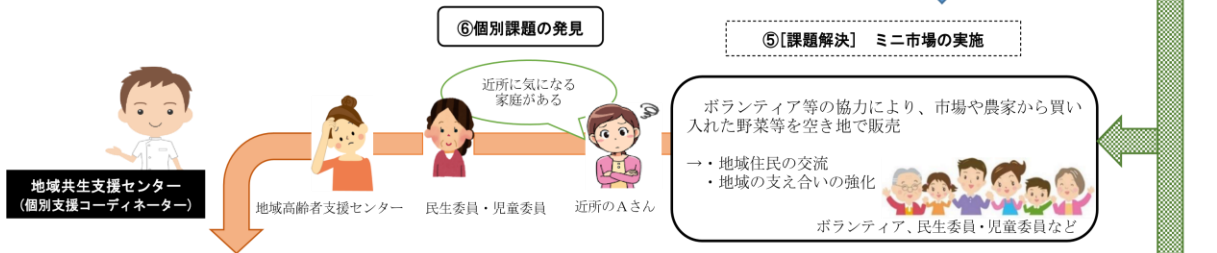
※ アウトリーチ…地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら、専門的なサービスにつながっていない (中断している) 人のもとに、専門職等が出向くこと

【地域共生社会の目指す姿】

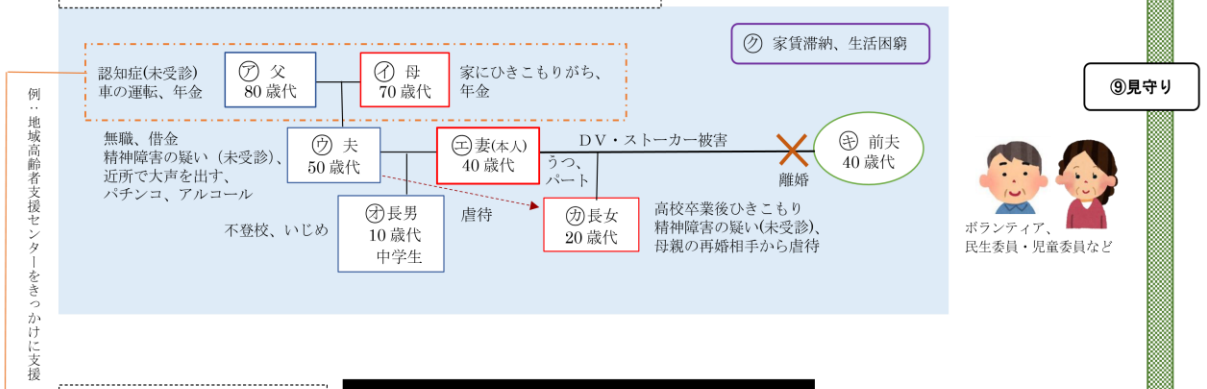
1 地域力の強化



2 包括的な支援体制整備



⑦ [地域生活課題・ニーズの把握] ※複合的な地域生活課題を抱えた世帯の事例



⑧ [支援調整の例及び対応結果]

地域共生支援センターが中心となり関係機関等と連携

分野	支援内容	連携先	対応結果
⑦ 高齢者	認知症、介護サービス等の相談・支援	高齢介護課	受診につなげる 車の運転をやめさせる 介護サービスの利用
① 高齢者	介護予防、在宅支援に関する相談・支援	地域高齢者支援センター	介護予防サービスの利用
⑨ 就労、障害	就労相談、債務相談、障害手帳の申請、障害者の自立相談	ハローワーク、市民相談人権課(債務相談)、障害福祉課、保健福祉事務所、医療機関、ばれっと・はだの	就職、債務整理、障害手帳の交付、自立支援
⑩ DV、ストーカー	女性相談 住民票等の閲覧制限に関する相談 ストーカー被害の相談	市民相談人権課 戸籍住民課 警察・弁護士	警察へ経過見守り
⑫ 子ども	不登校、いじめの相談	教育指導課、子ども家庭支援課	経過見守り
⑬ 子ども、ひきこもり 障害、虐待	ひきこもりの相談 障害手帳の申請、障害者の自立・就労・虐待の相談	子ども家庭支援課、 障害福祉課、保健福祉事務所、医療機関 ばれっと・はだの、ライツはだの、見相	障害手帳の交付 自立支援
⑧ 生活困窮	市・県営住宅の申込み 生活困窮に関する相談、支援	交通住宅課 きゅっち(社協)、生活援護課	市営住宅への入所、 一時貸付、生活保護の申請

例) 相談支援機関との連携支援

## 第5章 施策の推進

### 1 包括的な支援体制の構築

#### (1) より身近な相談体制の充実

##### ア 総合相談体制の推進

###### 現状と課題

- 支援を必要とする人の抱える地域生活課題が複合的であることで、一元的に受け止める窓口がなく、適切な福祉サービスの利用等の支援に結びついていない事例があります。

###### 取組みの方向性

- 様々な地域生活課題を抱える人の相談に対応できるよう、相談支援機関の機能及び連携の強化を図ります。

###### 主な取組み

取組み	内容	担当課
地域共生支援センター【再掲】	解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため相談支援機関を支援し、多機関協働の調整機能を担当する機関として地域共生社会推進拠点を設置します。	地域共生推進課
はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」	生活や経済的な困りごとを抱える人を対象に、生活困窮者自立相談支援機能、権利擁護センター機能、成年後見利用支援機能を併せ持ち、福祉の総合的な相談に応じます。	地域共生推進課 生活援護課 社会福祉協議会
地域高齢者支援センター	高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課

取組み	内 容	担当課
障害者相談支援事業（障害福祉なんでも相談室）	障害のある人やその家族が抱える問題の相談を受け、適切な福祉サービスを選択できるような情報提供を行います。	障害福祉課
こども家庭総合支援拠点業務	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども家庭支援全般に係る業務と要保護児童等への支援業務等を行います。	こども家庭支援課
母子・父子家庭等相談業務	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の保護者を対象に各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じます。	子育て総務課
訪問型個別支援事業	不登校や子どもたちの抱える不安や悩みの背景にある家庭環境等、子どもたちを取り巻く環境に対して、臨床心理士や学校心理士、福祉分野の専門的知見を持つSSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携することで、課題の軽減・解消を図ります。	教育指導課 教育研究所

## 【その他関連する取組み】

- ・保育コンシェルジュ（保育こども園課）

## 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
不登校児童生徒のうち、相談支援機関等につながっている割合	教育指導課 教育研究所	67%	80%	85%
計画相談支援者数	障害福祉課	161人	170人	175人
確認対象児童に対する状況確認の実施割合	こども家庭支援課	100%	100%	100%

## イ 相談員の質の向上

### 現状と課題

- ・ 個人や世帯が抱える複合的な地域生活課題の相談を丸ごと受けとめ、把握することが求められています。

### 取組みの方向性

- ・ 個人や世帯が抱える地域生活課題の相談に対して、相談員が相談者に寄り添う親切丁寧な対応を心がけ、正確に内容を把握することで、適切な相談支援機関につながるよう取り組みます。
- ・ 介護支援専門員、社会福祉士、行政等の多職種が参加するケース検討会議等を通じて、相談事例を共有するなど、相談技能の向上を図ります。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉研修の実施	相談業務を行う市職員等が福祉の各分野についての知識や理解を深めるための研修を行います。	関係課

#### 【その他関連する取組み】

- ・ ケース検討会議、地域ケア会議等（関係課）

### Memo

## 秦野市地域生活支援センター 「ぱれっと・はだの」とは？

「ぱれっと・はだの」は、障害者が地域で安心、安全な日常生活を送るため、市内の主な福祉団体や事業所が立ち上げた一般社団法人が運営している障害福祉の総合窓口です。

主な業務は、障害や福祉サービスなど障害に関する全ての相談を受け付ける「障害福祉なんでも相談室」の実施や、障害者の就労支援、障害者雇用に関する相談に応じています。

また、「ぱれっと・はだの」内には、法人が成年後見人を担う「総合福祉サポートセンターはだの」があり、障害者の生活支援を行っています。

## ウ 相談窓口等の周知

### 現状と課題

- ・ 子ども、高齢者、障害者、生活困窮者などの分野ごとに専門の相談窓口が多くある中、どこに相談したらよいのか分かりづらい状況があります。
- ・ 地域における身近な相談先である民生委員・児童委員の活動など、相談窓口が十分に周知されていない状況があります。

### 取組みの方向性

- ・ 福祉に関する情報やより身近な相談先を市民等に分かりやすく周知します。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
相談窓口の周知	広報「はだの」やホームページ、パンフレット等を活用し、相談窓口の案内を市民に分かりやすく周知します。	関係課
民生委員・児童委員のPR活動の強化	市民の困りごとに対し、行政へのつなぎ役として活動する民生委員・児童委員が認知されるよう、PR活動を強化します。	地域共生推進課 社会福祉協議会

## Memo

## 民生委員・児童委員とは？

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のため、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動のボランティア活動をしています。

民生委員の任期は3年です。

具体的な活動としては、子育ての悩みや、親の介護、生活上の様々な相談に応じ、市役所の相談窓口が分からない場合は、適切な支援が受けられるよう専門機関につなぎます。また、ひとり暮らし高齢者等の地域の見守り活動を行っています。

また、民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎え、毎年、民生委員・児童委員の日（5月12日）から一週間を「活動強化週間」として、市民に民生委員・児童委員の存在やその活動について、一層の理解促進を図るため、PR活動を行っています。



## エ より身近な地域での相談機会の提供

### 現状と課題

- 個人や地域の実情により、相談窓口までなかなか行けない、また、電話やメール等の相談が難しい方のため、地域で身近に相談できる環境づくりが求められています。

### 取組みの方向性

- より身近な地域において、気軽に相談できる場所や機会の提供に努めます。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
地域高齢者支援センター【再掲】	高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課
コミュニティ保育推進事業	就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けて活動するコミュニティ保育グループが安定した活動を継続できるように支援します。	子育て総務課
地域子育て支援拠点事業 (ぼけっと21等)	就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。	子育て総務課
園庭開放・地域交流事業	地域の未就園児の親子の遊び場として、保育所の園庭を開放し、地域の子育て世帯との交流を図るなど、子育て支援に取り組みます。	保育こども園課

#### 【その他関連する取組み】

- 一時預かり事業（保育こども園課）

## 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
園庭開放・地域交流事業実施園数	保育こども園課	19園	20園	21園
地域子育て支援拠点箇所数	子育て総務課	8園	9園	9園

## (2) 地域の相談支援機関への支援の充実

## 現状と課題

- 生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題等の複合的な地域生活課題を抱える個人や世帯に対し、相談窓口で、分野別の支援を提供するだけでは十分に対応できない困難な相談が増えています。

## 取組みの方向性

- 複合的な地域生活課題に、柔軟に対応できるよう、相談支援機関との総合的な調整や相談、指導等を行う拠点を設置して、コーディネート機能を担う人員が、適切な福祉サービス等につながるよう支援します。
- 複合的な地域生活課題の場合に、相談支援機関が相互に連携することで、課題解決できるよう体制を整備します。
- 相談支援機関で個人や世帯が抱える複合的な地域生活課題を解決することが難しい場合には、ケース検討会議を開催するなど、課題の整理や支援の調整を行います。
- 地域で活動する民生委員・児童委員等が適切な相談窓口につなげるよう、相談に関わる情報を提供し、研修を実施するなど活動を支援します。

### 主な取組み

取組み	内 容	担当課
地域共生支援センター【再掲】	解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため相談支援機関を支援し、多機関協働の調整機能を担当する機関として地域共生社会推進拠点を設置します。拠点には、適切なサービスにつなげるため、相談支援機関の調整を行うコーディネーターを配置します。	地域共生推進課
民生委員・児童委員活動への支援	よりよい活動環境を整備するため、広報活動を積極的に実施するとともに、民生委員・児童委員の活動上の悩みや負担感の解消につながるよう研修会を実施します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
社会福祉協議会への支援	地域福祉を推進する中核的な役割を担う社協との連携を図り、適正な人員体制や活動を支援することで、相談機能を強化します。	地域共生推進課
地域高齢者支援センター【再掲】	高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課
基幹相談支援センターの運営	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの安定した円滑な運営のため、その活動の一部を補助します。	障害福祉課
福祉研修の実施【再掲】	相談業務を行う市職員等が福祉の各分野についての知識や理解を深めるための研修を行います。	関係課

### 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
福祉研修の実施	地域共生推進課	新規	1回	2回

### (3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

#### 現状と課題

- 個人や世帯で複数の分野にまたがる地域生活課題を抱える場合、分野・対象ごとに整備された公的な支援制度では、対応が困難になっています。

#### 取組みの方向性

- 保健・福祉等の分野別の専門的な取組みを生かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、専門職や関係機関との協働により解決を図る包括的・重層的な支援体制を整備します。
- 複合的な地域生活課題を抱える相談の解決に向けて、関係機関と連携し、支援を総合調整するため、コーディネート機能を担う人員を配置します。
- 利用者に寄り添った支援を展開し、医療や福祉サービス等の適切な支援につながるアウトリーチ<sup>(※)</sup>を関係機関と連携して実施します。
- 子ども、高齢者、障害者、生活困窮者等の各分野をつなぎ、連携を図る（仮称）「地域共生ネットワーク会議」を設置します。
- 市役所の横断的な組織となる「相談支援包括推進会議」を庁内に設置し、関係各課との連携強化及び包括的相談支援体制の推進を図ります。

#### 主な取組み

取組み	内容	担当課
相談支援包括推進会議	市役所の横断的な組織となる「相談支援包括推進会議」を開催し、連携の強化及び包括的相談支援体制を図ります。	地域共生推進課
（仮称）地域共生ネットワーク会議	子ども、高齢者、障害者等の各分野をつなぎ、連携を図る「（仮称）地域共生ネットワーク会議」を開催します。	地域共生推進課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者を対象に、自立相談支援機関を中心とした関係機関の連携・協力を得て、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。	生活援護課

取組み	内 容	担当課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	教育委員会、学校等の関係機関と連携し、生活困窮世帯の子どもに対し、学習、受験対策等を支援し、また子どもが居場所を提供することで、日常生活習慣の形成及び社会性の育成を支援します。	生活援護課
在宅医療・介護連携推進事業	医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り、自分らしく暮らし続けられるように、在宅医療と介護を一体的に提供するための体制整備等を行います。	高齢介護課
地域ケア会議	地域ケア会議等で明らかにした地域課題等を多職種で共有し解決を目指す仕組みをつくりまします。	高齢介護課
障害者支援委員会	障害者福祉計画の策定又は変更に際し、意見を聴取し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有するとともに、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について調査・審議等を行います。	障害福祉課
要保護児童対策地域協議会業務	要保護児童等への適切な支援を図るため、必要な情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。	こども家庭支援課

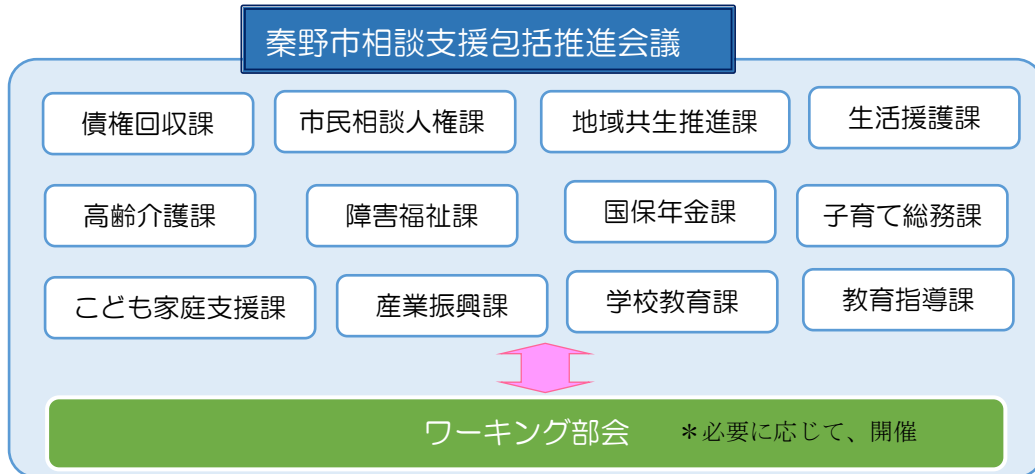
### 成果・活動量

成果指標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業に参加する子どもの進学率	生活援護課	100%	100%	100%
地域ケア会議の開催数	高齢介護課	170回	170回	170回
障害者支援委員会の開催数	障害福祉課	4回	4回	4回
要保護児童等に対する個別ケース検討会議の開催割合	こども家庭支援課	14%	30%	50%

◆ 包括的な相談支援体制の取組み

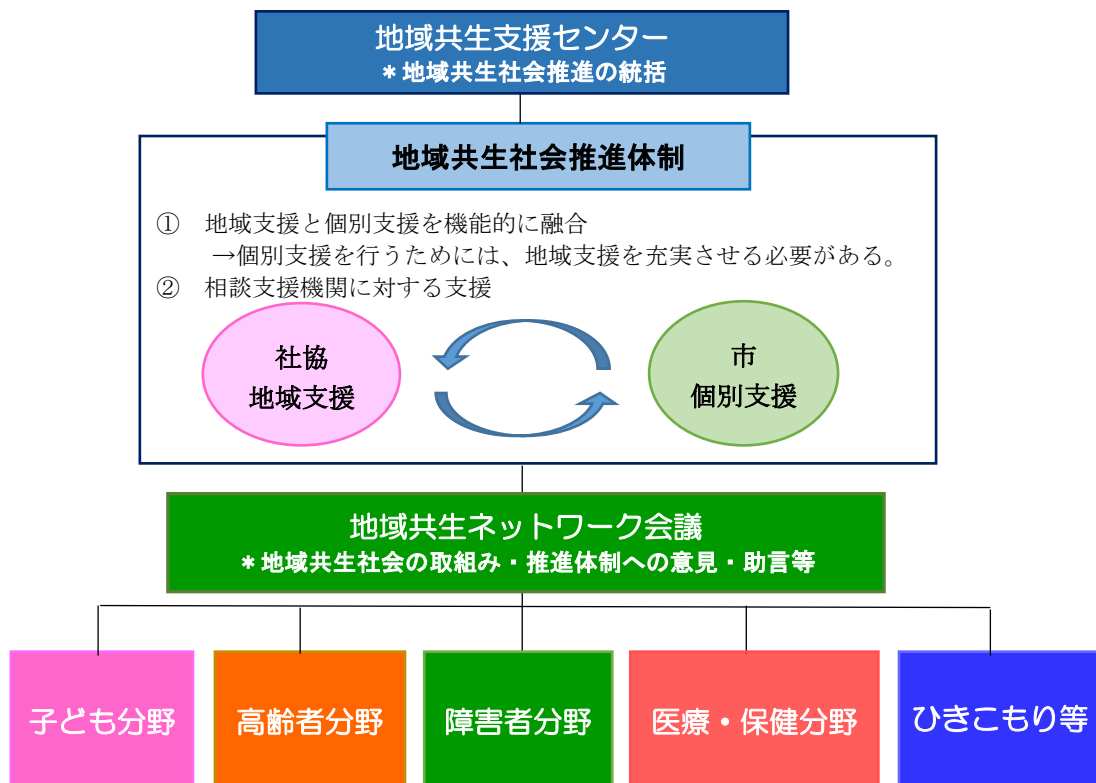
【秦野市相談支援包括推進会議】

秦野市相談支援包括推進会議は、福祉分野だけでなく、教育や就労、税金など、その他の分野を所管する部署と連携する庁内の横断的組織で、複合化・複雑化した地域生活課題に対し、必要な相談支援を包括的に行います。



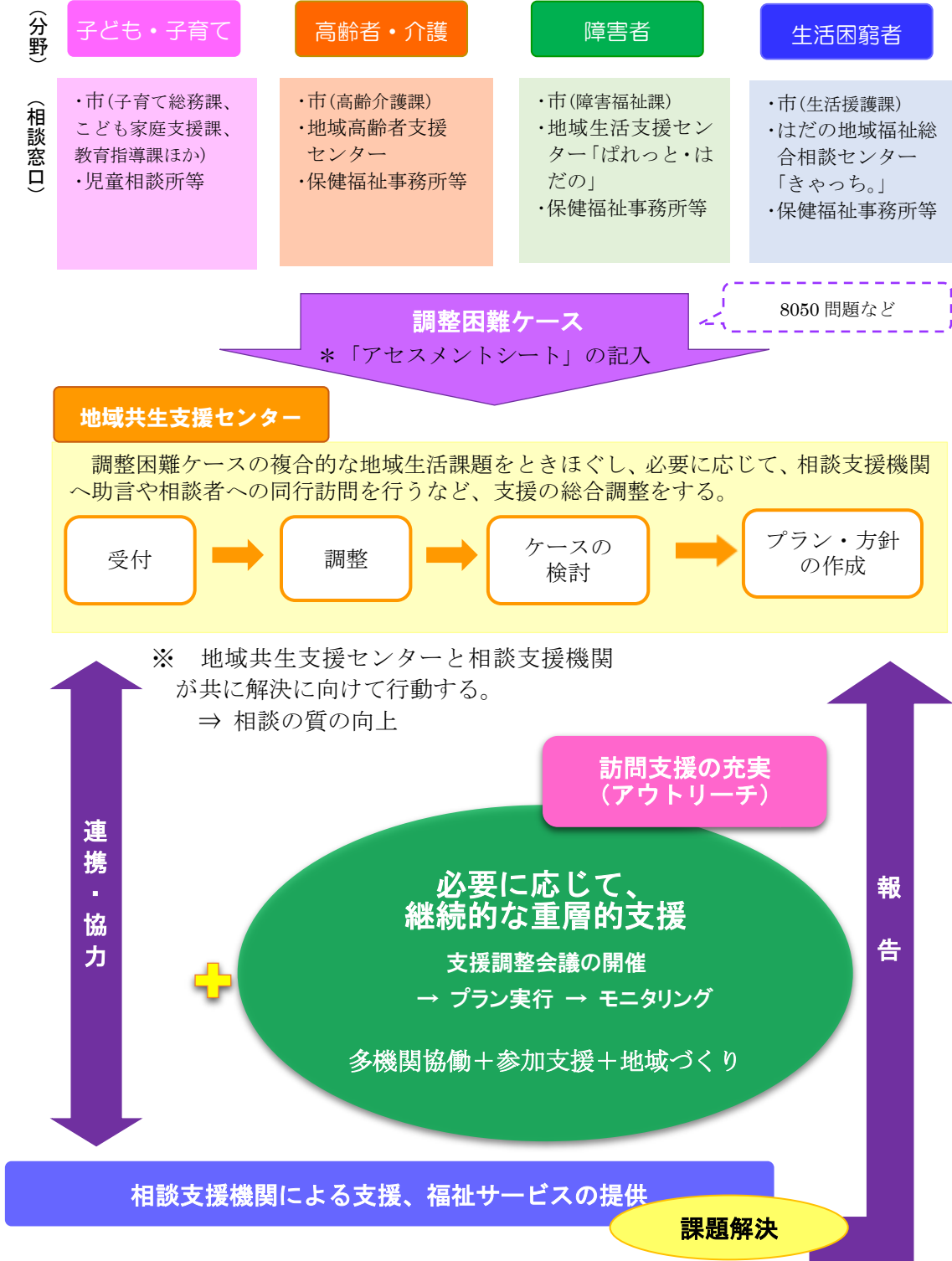
【（仮称）地域共生ネットワーク会議】

各分野の福祉ネットワークの主体から構成し、それぞれの分野をつなぐことで連携の強化を図る。



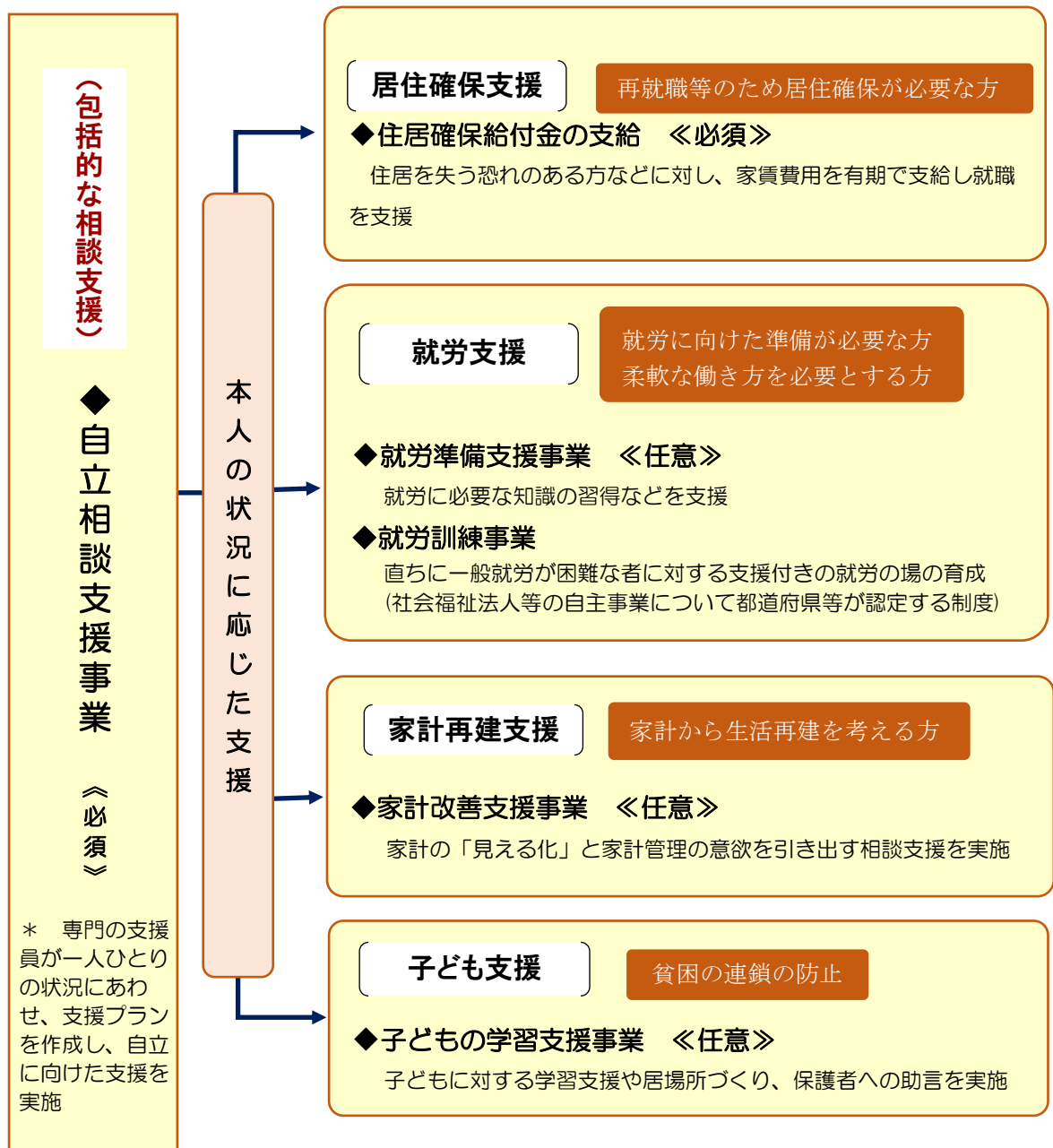
【複合的な地域生活課題の解決に向けた支援体制のイメージ】

制度・分野ごとの取組みを生かしつつ、地域共生支援センターがコーディネート機能を担い、相談支援機関の連携・協力により、課題解決を目指す。



**【生活困窮者自立支援制度】**

生活困窮者自立支援制度は、多様で複合的な地域生活課題を抱えて、生活に困っている方に対し、包括的で継続的な支援を行いながら、自立の促進を図ることを目的としています。はだの地域福祉総合相談センター「きゅっち。」（社会福祉協議会に委託）では、生活保護を受給する前の段階でなるべく早く、相談に応じ、支援につなげていきます。



(注) 福祉事務所が、必ず実施しなければならない事業を<<必須>>、地域の実情に応じて実施する事業を<<任意>>と記載

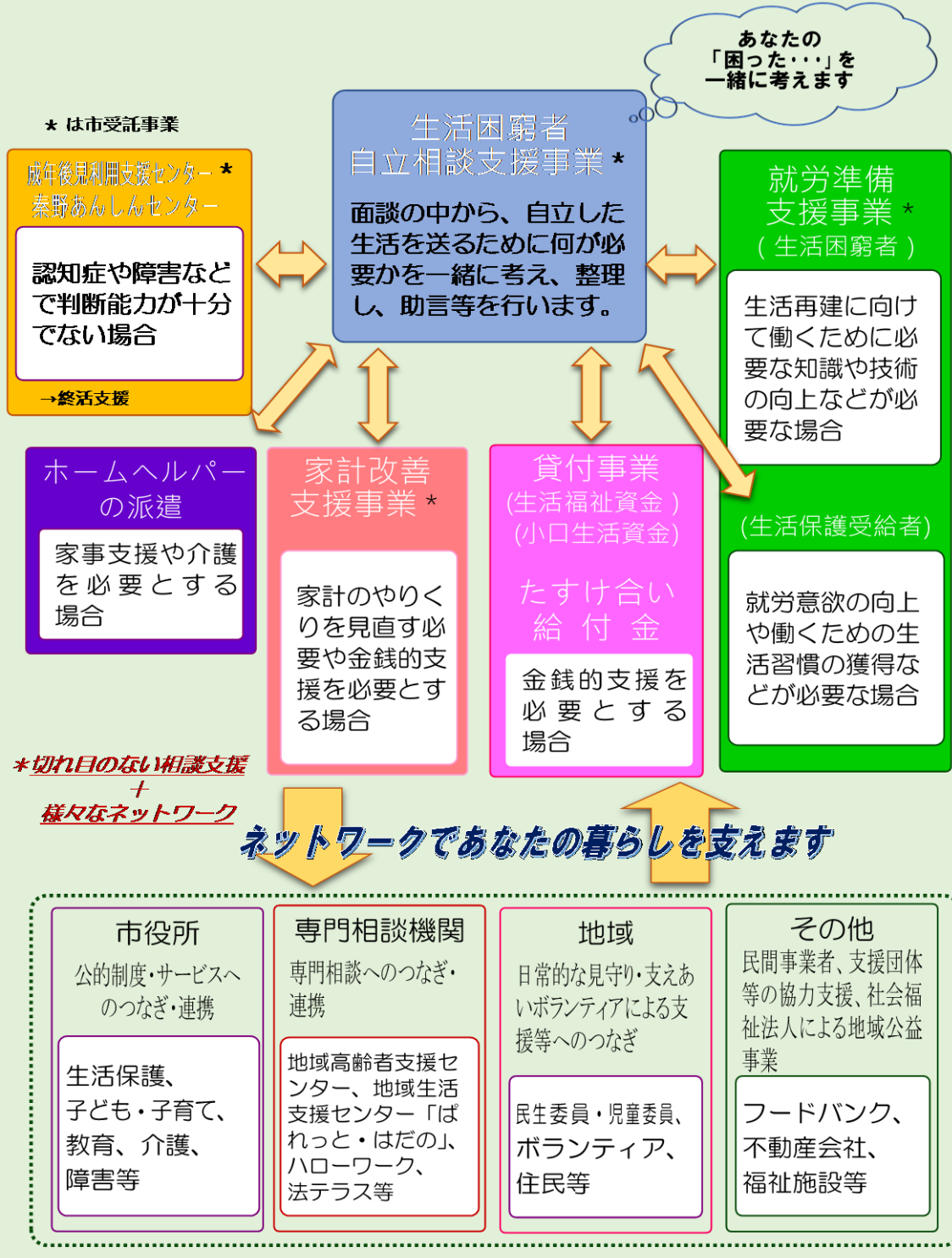
(厚生労働省の公表資料に基づき作成)



## Memo はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」とは？

平成 27 年度に秦野市社会福祉協議会に開設されたはだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』は、「生活困窮者自立相談機能」と「権利擁護センター機能」、「成年後見利用支援機能」を併せて持つ相談窓口です。

令和 3 年度からは、地域共生支援センターとの連携強化を図ります。



【重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業】

区分	分野	事業名	担当課	取 組 み 内 容
相談支援	介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第 115 条の 45 第2項第1～3号)	高齢介護課	「 <b>地域高齢者支援センター</b> 」 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談を受け付けるほか、介護保険制度やその他の様々な生活支援サービスにつなげます。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第1号イ		
	障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第 77 条第1項第3号)	障害福祉課	「 <b>地域生活支援センター『ばれっと・はだの』</b> 」 障害者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援、就労支援、地域活動支援などを行います。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第1号ロ		
	子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第 59 条第1号)	保育こども園課	「 <b>保育コンシェルジュ</b> 」 就学前の子どもの預け先に関する相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第1号ハ		
	生活困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法 第 3 条第 2 項)	生活援護課	「 <b>生活困窮者自立相談支援事業『はだの地域福祉総合相談センター“きゃっち。”</b> 」 生活困窮者の自立の促進を図るため、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行います。
		社会福祉法の事業根拠		
第106 条の4第2項第1号ニ				
参加支援	地域共生（新規）	参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応	地域共生支援センター 社会福祉協議会 関係課・機関等	地域の社会資源などを活用し、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行い、就労支援や居住支援などを提供するなど、社会とのつながりを作るための支援を行います。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第2号		

区分	分野	事業名	担当課	取 組 み 内 容	
地域づくり	介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち厚生労働大臣が定めるもの(※) ※通いの場(一般介護予防活動支援事業)を想定	高齢介護課	<b>「一般介護予防事業」</b> 介護予防の普及に資する運動・栄養・口腔に係る教室等を開催し介護予防を推進します。また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。	
		社会福祉法の事業根拠			
		第106条の4第2項第3号イ			
		生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)	高齢介護課		<b>「生活支援体制整備事業」</b> 多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。
	社会福祉法の事業根拠				
	第106条の4第2項第3号ロ				
	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	障害福祉課	<b>「地域活動支援センター事業(I型・III型)」</b> 在宅障害者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。		
	社会福祉法の事業根拠				
	第106条の4第2項第3号ハ				
	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項、子ども・子育て支援法第59条第9号)	子育て総務課		<b>「ぼけっと21等」</b> 就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。	
	社会福祉法の事業根拠				
	第106条の4第2項第3号ニ				
生活困窮(新規)	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	地域共生推進課 生活援護課 社会福祉協議会	<b>「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」</b> 共に支えあい、共に助けあえる共助の地域づくりを推進するため、地域生活課題を抱える地域住民と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤づくりを支援します。		
社会福祉法の事業根拠					
第106条の4第2項第3号柱書					
重層支援	地域共生(新規)	アウトリーチ等を通じた継続的支援		地域共生支援センター 社会福祉協議会 関係課・機関等	<b>「重層的支援体制整備事業」</b> 複雑化・複合化したニーズに対応した包括的な相談支援のため、関係機関の連携・協力により、「I相談支援」、「II参加支援」、「III地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するよう取り組みます。
		社会福祉法の事業根拠			
		第106条の4第2項第4号			
		多機関協働			
		社会福祉法の事業根拠			
		第106条の4第2項第5号			
		支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施			
		社会福祉法の事業根拠			
第106条の4第2項第6号					

【アウトリーチ事業一覧】

相 談	内 容	相談窓口
子育て相談	<p><b>○妊産婦・新生児（未熟児を含む）訪問指導事業</b></p> <p>主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子が誕生又は専門職の訪問が必要な家庭を対象とします。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問します。</p> <p>日常生活全般における保健指導、相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健康状態を把握し、健全育成を促進します。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施します。</p> <p>出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施します。</p>	こども家庭支援課
	<p><b>○乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)</b></p> <p>生後4か月までの乳児のいる家庭(第2子以降で妊産婦・新生児訪問を実施しない家庭)を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供や助言、養育環境の把握を行います。</p> <p>※ 妊産婦・新生児訪問をした家庭については、こんには赤ちゃん訪問事業による訪問をしたものとみなしています。</p>	
	<p><b>○養育支援訪問事業</b></p> <p>養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行います。</p>	
障害児への療育相談	<p><b>○居宅訪問型児童発達支援事業</b></p> <p>支援員が外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、基本的な動作の指導や、知識技能等の支援を行います。</p>	障害福祉課
	<p><b>○保育所等訪問支援事業</b></p> <p>支援員が幼稚園や保育園等を訪問し、障害児本人へのサポートや職員への助言を行います。</p>	

相 談	内 容	相談窓口
教育相談	<p><b>○スクールソーシャルワーク事業</b></p> <p>学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭に訪問し、様々な課題を抱える子どもを取り巻く環境に働きかける支援を連携して行います。</p>	教育指導課 教育研究所
	<p><b>○訪問型個別支援事業</b></p> <p>様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象に、支援員が各家庭を訪問する等して一人ひとりの特性に応じた活動と一緒にを行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指します。</p> <p>児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口として内容に応じた関係機関と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行います。</p>	
高齢者世帯への生活支援	<p><b>○高齢者等訪問支援事業</b></p> <p>地域高齢者支援センターの職員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた福祉サービスの提供につながるよう支援を行います。</p>	高齢介護課 地域高齢者支援センター
複合的な課題を抱える世帯への支援	<p><b>○複合的な課題を抱える世帯等訪問支援事業</b></p> <p>地域共生支援センターの職員が、相談支援機関と連携して、複合的な課題を抱える世帯を訪問し、現状の把握及び世帯の状況に応じた支援を行います。</p>	地域共生推課
生活困窮者世帯への生活支援	<p><b>○生活困窮者自立相談支援事業</b></p> <p>生活困窮者世帯からの相談に応じて、訪問や関係機関との連絡調整により現状を把握し、個々の抱える課題を整理して、生活の困りごとや不安などの解消に向けた支援を行います。</p>	生活援護課 社会福祉協議会

## 【コーディネーター機能を担う相談員の配置一覧】

相 談	内 容	相談窓口
複合的な課題	<p><b>○地域共生支援センターコーディネーター</b>  地域共生支援センターに配置され、解決困難な、分野をまたがる複合的な課題について、相談支援機関と連携・協力して、支援を総合調整します。</p>	地域共生推進課
高齢者	<p><b>○地域高齢者支援センター職員</b>  高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な課題の相談について、関係機関と連携・協力して、支援します。</p> <p><b>○生活支援コーディネーター</b>  第1層（市域全体）生活支援コーディネーターを市職員が担い、第2層（中学校区）生活支援コーディネーターを市内7か所の地域高齢者支援センターに配置し、高齢者の生活支援に係る地域ニーズや地域資源の把握を行い、地域の様々な活動につなげて、よりよいまちづくりを支援します。</p>	高齢介護課
認知症	<p><b>○認知症地域支援推進員</b>  市内7か所の地域高齢者支援センターに配置され、認知症の人やその家族への相談支援を行い、必要なサービスが提供されるための関係機関との調整をします。</p>	
障害児・者	<p><b>○医療的ケア児等コーディネーター</b>  医療的ケア児等に対する関連分野の支援を関係機関と連携して調整します。</p>	障害福祉課
ひとり親	<p><b>○母子・父子自立支援員</b>  ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じます。</p>	子育て総務課

相 談	内 容	相談窓口
出産・子育て	<p><b>○母子保健コーディネーター</b></p> <p>妊産婦が安心して、出産、子育てに臨めるよう、妊娠届出時から妊婦の健康状態や支援者状況を把握し、妊婦とその家族が抱える不安や悩みに対応します。妊婦本人の意思を確認したうえで、保健師、助産師、管理栄養士及び関係機関との連携により、包括的・継続的支援を行います。</p>	こども家庭支援課
教育・保育施設等の利用	<p><b>○保育コンシェルジュ</b></p> <p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。</p>	保育こども園課
子ども・教育	<p><b>○スクールソーシャルワーカー（SSW）</b></p> <p>社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。</p>	教育指導課 教育研究所

#### (4) 権利擁護支援体制の強化

##### ア 虐待・暴力に対する支援の充実

###### 現状と課題

- ・ 核家族化やひとり暮らし高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、複合的な地域生活課題を抱えながらも、地域から孤立している事例が増えています。
- ・ 子育てや介護の負担、ストレス等から虐待に発展してしまうケースや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

###### 取組みの方向性

- ・ 全ての人個人として尊重されるよう、権利擁護や虐待防止に向けた取組みを進め、安心して地域で暮らしていくための支援体制を強化します。
- ・ 地域の多様な主体による見守り活動を促進することにより、地域の目を増やし、子ども、高齢者、障害者等への虐待や権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 子ども・高齢者、障害者、配偶者等の虐待及び暴力への支援について、地域住民、警察、福祉、教育等の関係機関が、適切かつ迅速に、情報共有し、連携して取り組みます。
- ・ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用や金銭管理の福祉サービスの提供に取り組めます。

###### 主な取組み

取組み	内容	担当課
地域共生社会の理念の周知	全ての人々が共に生き、共に暮らすことができる社会の理念の普及啓発に取り組めます。	地域共生推進課
虐待・暴力に対する支援の推進	虐待・暴力の防止のための普及啓発を図り、関係機関のネットワークにより、早期発見、早期解決に向けて、支援に取り組めます。また、相談から安全確保及び自立支援までの総合的な支援を推進します。	高齢介護課 障害福祉課 市民相談人権課 こども家庭支援課



取組み	内 容	担当課
日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービスの利用支援に取り組みます。	社会福祉協議会
障害者相談支援事業	障害者虐待防止センター「ライツはだの」を設置し、医療・保健・福祉との連携を図り、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。	障害福祉課
子ども家庭総合支援拠点業務	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもの権利擁護及び虐待対策を総合的に推進します。	子ども家庭支援課

【その他関連する取組み】

- ・ 人権意識の普及啓発（市民相談人権課）
- ・ 女性相談の実施（市民相談人権課）
- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催（こども家庭支援課）
- ・ 乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業（こども家庭支援課）
- ・ 親支援講座事業（こども家庭支援課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施	障害福祉課	4回	4回	4回
確認対象児童に対する状況確認の実施割合	こども家庭支援課	100%	100%	100%
要保護児童等に対する個別ケース検討会議の開催割合【再掲】	こども家庭支援課	14%	30%	50%
「女性相談案内カード」の設置数	市民相談人権課	27か所	35か所	39か所

Memo

秦野市障害者虐待防止センター  
権利擁護センター「ライツはだの」とは??

「ライツはだの」は、障害者虐待防止法に基づいて設置された、障害者虐待防止センターです。家庭や職場、障害者福祉施設などで起こり得る障害者虐待について、発見した人からの通報や虐待を受けている障害者本人からの届出を24時間体制で受け付けています。

## イ 成年後見制度の利用促進

### 現状と課題

- ・ 本市では、平成27年度に成年後見制度の利用支援に関する中核的な専門機関として、「成年後見利用支援センター」を設置し（社会福祉協議会に委託）、成年後見に関する相談支援の普及啓発のための周知活動を実施しています。
- ・ 成年後見制度の必要性が高まる中、必要な人に支援が届く体制を整備するため、制度の更なる周知や相談窓口の拡充が求められています。
- ・ 本人の意思や心身の状況の変化に応じて、相談支援機関が成年後見制度利用の必要性を判断することが難しく、早期の発見・支援につながらない事例があるため、法律・福祉の専門職団体と連携する必要があります。
- ・ 高齢化の進行により、成年後見人等の需要が高まることを見込まれていますが、法律・福祉の専門職だけでは対応が難しく、親族後見人等の新たな担い手の確保が求められています。
- ・ 求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者を検討するため、市、医療・福祉の関係団体、法律・福祉の専門職団体が協議する場が求められています。
- ・ 適切な候補者の選定や後見人の交代等が円滑に行えるよう、家庭裁判所との連携を強化する必要があります。
- ・ 成年後見人等と本人を継続的に見守るため、家族や親族、民生委員・児童委員等のボランティア、医療・福祉の関係団体などが連携する仕組みづくりが求められています。

### 取組みの方向性

- ・ 成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ることで、市民及び相談支援機関の制度の理解を深め、権利擁護の必要な人の早期発見・支援につなげます。
- ・ どの地域に住んでいても必要とする人が成年後見制度を利用できるように、市、法律・福祉の専門職団体、地域の関係団体と連携し、地域で支えあう仕組みとして、「地域連携ネットワーク」の構築を目指します。
- ・ 配偶者や4親等内の親族が不在又は協力が得られない等の理由で、本人が制度を利用できず支援を受けられないという事態を防ぐため、市長が後見等の開始の申立てを行い、適切・迅速な制度利用につなげます。
- ・ 市長申立てによる後見等開始にあたり、報酬等の支払いが困難な方を対象に助成を行います。
- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の設置及びその機能の段階的な拡充に向けて取り組みます。本市では、秦野市成年後見利用支

援センターを中核機関として位置づけることを検討します。

- ・ 本人の意思や状況を尊重するとともに、成年後見等の担い手不足を解消するため、親族後見人等の申立て時から選任後までを継続的に支援する体制を段階的に整備します。
- ・ チームとなって複数の関係者が本人を支援することで、親族後見人等の不適切な処理や横領など、不正の未然防止や早期発見に取り組みます。

### 主な取組み

取組み	内 容	担当課
制度の周知の強化、相談窓口の拡充	本人、家族・地域向けなどの研修会の回数を増やし、更なる成年後見制度の普及・啓発を図ります。 相談者の特性や状況に応じて、出張相談会や個別訪問など相談窓口を拡充します。	地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課 生活援護課 社会福祉協議会
適切な支援内容を協議する機会の設定	判断が難しいケースに限り、家族・親族、ボランティア、医療・福祉の関係団体など身近な支援と専門職が連携し、制度利用の必要性や支援内容などについて協議する機会を設定します。地域ケア会議など既存の会議を活用します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
成年後見ネットワーク連絡会の機能強化	市、市社協、福祉の関係団体、法律・福祉の専門職団体の連携強化と情報共有を行うことで、地域の権利擁護支援のあり方を協議します。各機関が構成員である成年後見ネットワーク連絡会を活用します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
親族後見人等の育成・支援	親族後見人等を支援する相談窓口を周知するとともに、研修会を実施することで、親族後見人等の活動を支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
家庭裁判所との連携強化	中核機関の設置に向けて、家庭裁判所との連携を強化します。中核機関と家庭裁判所との役割分担を明確にすることや、適切な候補者の選定、後見人の交代等がスムーズに行えることを目指します。	地域共生推進課 社会福祉協議会

## 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
本人、家族・地域、関係機関（金融機関・医療機関）向けなどの広報・研修会の実施強化	社会福祉協議会	9回	10回	11回
中核機関の設置	地域共生推進課 社会福祉協議会	準備	設置 (令和3年度)	—

## Memo

## 成年後見利用支援センターとは？

「秦野市成年後見利用支援センター」は、成年後見制度の利用に関する支援を総合的に行うことを目的に、平成27年度に設置されました。

成年後見制度を多くの人に知ってもらい、必要な人が制度を利用できるよう、様々な相談や情報提供、支援を行っています。

## 成年後見制度の普及啓発

市内の相談支援機関や制度の利用を考えている本人、その家族、金融機関などの関係機関を対象に、出前講座や相談会を実施しています。

## 成年後見制度の総合相談

制度の利用を必要とする人やその家族などに対して、制度の概要や後見人の役割などについて相談に応じています。

## 後見人等候補者の情報提供

弁護士、司法書士などの後見人受任団体、関係機関との調整・連携を行っています。また、身近に後見人等候補者がいない人のため、後見人等候補者の情報を提供しています。

## 親族後見人等の活動支援

親族後見人等が家庭裁判所に申立てを行うための手続きに関する相談や家庭裁判所への報告書類の作成支援を行っています。

**Memo**

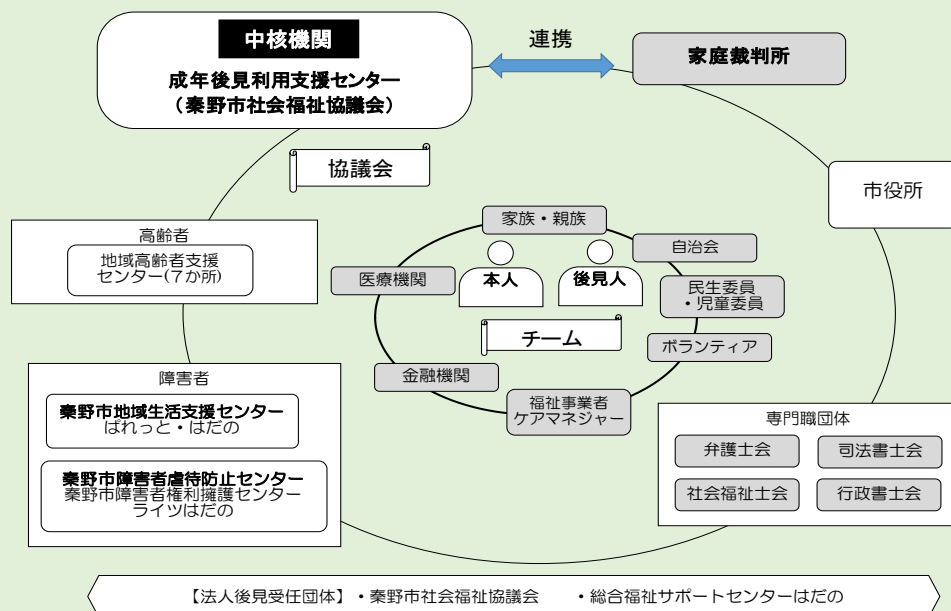
**地域連携ネットワークとは？**

国の成年後見制度利用促進計画では、「地域連携ネットワーク」の構築が求められています。地域連携ネットワークには、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」という2つの基本的仕組みがあり、こうした地域連携ネットワークを整備し、適切に協議会を運営していくため、「中核機関」が必要であるとされています。

地域連携ネットワーク及び中核機関には、①広報 ②相談 ③利用促進 ④後見人支援の4つの機能があり、段階的・計画的に整備することが求められています。

本市では、既存の会議等を活用して、成年後見制度の利用促進を図ります。親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人からなる「チーム」が日常的に本人を見守り、成年後見ネットワーク連絡会を「協議会」として位置づけ、関係機関と後見人等の連携体制を強化します。なお、中核機関の機能は、関係団体と連携して充実を図ります。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



名称	役割	構成員
チーム	本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う	自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、ケアマネジャー、金融機関、医療機関 等
協議会	「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、ばれっと・はだの、ライツはだの、地域高齢者支援センター（7か所）、市、社会福祉協議会
中核機関	地域連携ネットワークが権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を発揮できるように、協議会の事務局や関係機関との連携などを行う	成年後見利用支援センター（社会福祉協議会）

## (5) 安心できる福祉サービスの提供

### ア 施設等の円滑な利用の確保

#### 現状と課題

- ・ 保育、介護、障害福祉サービス事業の運営上の課題に、人材の確保及び育成があります。
- ・ 新型コロナウイルスを含む感染症に対しては、介護、福祉等を支える現場において、衛生用品等の確保や利用者及び支援者の双方の安全を確保した福祉サービスの提供が求められています。

#### 取組みの方向性

- ・ 福祉サービス事業者、施設等の安定した円滑な利用の確保のため、人材確保や負担軽減等、福祉サービスの担い手に対する支援に取り組みます。
- ・ 新型コロナウイルスを含めた感染症に対する正しい知識等、関係機関と連携して、福祉施設や事業所等への適切な情報提供と感染症予防のための取組みを推進します。

#### 主な取組み

取組み	内容	担当課
感染症の予防への支援	介護、福祉施設等の安全を確保して、安心して福祉サービスが提供できるよう、国・県等の動向を踏まえ、社会福祉協議会等と連携して、市内の福祉施設や事業所等へ適切な情報及び物資の提供等を支援します。	地域共生推進課 関係課 社会福祉協議会
介護者支援の充実	介護者の相談窓口として、「介護者ほっとライン」を設置するとともに、介護に関する知識等を普及する「介護者セミナー」や介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
障害福祉人材育成等支援	市内の障害福祉サービス事業所における研修や介護職員の派遣研修の経費の一部を補助することで、職員の資質の向上を図ります。	障害福祉課
保育士の就労支援	市内の民間保育所等での必要な保育士を確保するため、「保育士等就労促進給付金」を支給し、保育士の就労を支援します。	保育こども園課

## イ 指導監査等体制の強化

### 現状と課題

- ・ 市内には社会福祉法人が多くあり、また、介護サービス事業所等が増加し、指導等をする担当職員の知識や専門性、指導力が求められています。

### 取組みの方向性

- ・ 良質で適切な福祉サービスの提供のため、社会福祉法人への指導監査や介護サービス事業所の指定等を行い、市民が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
社会福祉法人への指導監査	社会福祉法人の指導監査を実施し、適正な事業運営、公益的な取組みを促進するための支援を行います。	地域共生推進課
介護サービス事業所への実地指導	介護サービス事業所への実地指導を実施し、適正な事業運営及びサービスの質の確保・向上のため、指導、助言等を行います。	高齢介護課
福祉サービス評価の推進	神奈川県が設置する「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を活用し、事業者自らのサービスの向上を促進するため、第三者評価*制度の普及啓発を図ります。	障害福祉課
保育所等への指導監査	保育所等の指導監査を実施し、適正な事業運営及び保育の質の確保・向上のため、指導、助言等を行います。	子育て総務課

### 成果・活動量

指標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
介護サービス事業所の集団指導講習への参加率	高齢介護課	93.8%	94.0%	95.0%
介護サービス事業所の実地指導件数	高齢介護課	46件	25件	25件

## ウ 情報提供の充実

### 現状と課題

- 様々な福祉サービス・ボランティアに関する情報がある一方で、市民にとっては分かりづらい状況があります。

### 取組みの方向性

- 市民の誰もが安心して暮らすため、必要とする福祉情報をより分かりやすく、より簡単に入手できるように、「広報はだの」や市のホームページをはじめ多様な媒体を使った情報提供の仕方を工夫するとともに、提供する情報の充実を図ります。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
「広報はだの」・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、「広報はだの」や各種情報誌、市のホームページ、SNS等の媒体を利用し、提供する情報の充実を図ります。内容の充実だけでなく、見やすさ（文字、図表、イラストなど）等分かりやすく情報を伝える工夫を行います。	関係課
NPO法人・ボランティアの情報提供	市民活動サポートセンター及びボランティアセンターでは、NPO法人・ボランティアの情報提供を行います。	地域共生推進課 市民活動支援課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員との連携による情報提供	民生委員・児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
声の広報、点字広報、拡大版広報の発行	カラーユニバーサルデザイン <sup>(※)</sup> 等に配慮し、読みやすい文字の大きさや紙面配置等を工夫し、視覚障害者を対象に、音声・点字・拡大版による市広報を発行します。	広報広聴課

※ カラーユニバーサルデザイン…多様な色覚に配慮して、情報ができるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること



## 2 みんなで支えあう地域づくり

### (1) 地域共生社会の理念の周知

#### ア 福祉教育

##### 現状と課題

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、子どものときから、多様な人の立場に立って、考える心を育む取組みが求められています。

##### 取組みの方向性

- ・ 子どもたちが多様な人の違いに気づき、思いやり、行動できる意識を学ぶ教育の機会を充実します。

##### 主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉教育の実施	福祉教育指定校において、社会福祉協議会と連携し、福祉教室、福祉体験プログラム、中学校ボランティア体験学習など福祉施設等への訪問や交流を行います。	教育指導課 社会福祉協議会

##### 【その他関連する取組み】

- ・ 認知症サポーター<sup>(※)</sup>養成講座（高齢介護課・教育指導課）

##### 成果・活動量

指標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
学力・学習状況調査の 質問紙調査の充足率	教育指導課	23%	50%	70%
認知症サポーター 養成講座の実施数	教育指導課	6校	14校	18校

※ 認知症サポーター…認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人

## イ 多様な人との相互理解の促進

### 現状と課題

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。

### 取組みの方向性

- ・ 相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認めあい、一人ひとりが支えあう意識を高めることができるよう、普及啓発に取り組みます。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
地域共生社会の理念の周知	地域共生社会の実現に向けた理念を幅広く周知します。	地域共生推進課
認知症への理解促進	認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指し、認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイト <sup>(※1)</sup> を養成し、地域での活動を支援します。	高齢介護課
福祉事業所合同説明会	「福祉事業所合同説明会」を開催し、障害者が就労しやすい環境づくりを推進します。	障害福祉課
こころのバリアフリーの普及啓発	障害者に対する「心の壁」を除き、理解が深まるよう普及啓発に取り組みます。	障害福祉課
ピア活動 <sup>(※2)</sup> の普及啓発事業	精神障害者に対する正しい理解と障害者福祉の普及啓発のため、講演や体験発表など地域の団体に向けた研修・啓発事業を実施します。	障害福祉課
人権意識の普及啓発	人権問題への理解を促すための啓発活動や人権に関する相談事業に取り組み、一人ひとりが尊重される、差別のない地域社会の実現を目指します。	市民相談人権課

※1 認知症キャラバン・メイト…地域共生政策自治体連携機構が定めるキャラバン・メイト研修を受講し、登録された人のこと。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める。

※2 ピア活動…ピア(peer)とは「仲間」という意味です。同じ悩みや症状などの問題を抱え、同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験をもとに語りあい、共感等をするすることで、支えあう取組み

取組み	内 容	担当課
男女共同参画の意識啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識の普及啓発に取り組みます。	市民相談人権課
地域の国際化推進	外国籍市民へ日本語指導を行う暮らしの教室や、市民と外国籍市民との交流事業などにより、地域の国際化を推進します。	文化振興課

【その他関連する取組み】

- ・多文化共生社会<sup>(※)</sup>の実現に向けた講演会等の実施（教育指導課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
ピア活動の普及啓発事業の実施回数	障害福祉課	18回	20回	20回
講演会に参加して人権への理解が深まった人の割合	市民相談人権課	86.5%	88.0%	89.0%

Memo

あなたにもできる！ちょっとした助けあい！

(例)

- ・点字ブロックの上に自転車を置かない。
- ・被災者支援のための特産品販売コーナーで買い物をする。
- ・障害のある方が働く事業所が運営する食堂を利用してみる。
- ・SNS等で人を傷つけるような書き込みをしない。
- ・車いすの方がエレベーターを利用するときは、乗るまで開くボタンを押す。
- ・街中で道に迷っている、困っている人を見かけたら、声をかける。
- ・近所の方や登下校の子どもたちへあいさつや声かけをする。
- ・ごみ出しが困難な高齢者世帯のごみ出しを手伝う。

※ 多文化共生・・・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

## (2) 社会参加・交流の促進

### ア 生きがいや社会参加・交流の場づくり

#### 現状と課題

- ・ 世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化が進んでおり、社会的な孤立やひきこもり等が社会問題になっています。
- ・ 地域活動に興味や関心はあっても、日常の生活で忙しい、何をしたらよいか分からず、地域参加、交流に踏み出せない方を支援する仕組みが求められています。

#### 取組みの方向性

- ・ 高齢者の多様な生活スタイルに合わせ、生活支援コーディネーターを中心に地域の人と様々な関係機関をネットワーク化し、地域ニーズや資源の把握、新たな地域資源の創出を進めます。
- ・ 心身ともに健康で暮らしていくため、人との関わりが重要であり、子どもから高齢者、誰もが生き生きとした生活が送れるよう、身近な地域での交流・社会参加を促進します。
- ・ 地域活動に参加したいという市民の思いを後押しする一層の取組みとともに、活動を希望する市民と人材を求める団体を結び付ける環境づくりに取り組みます。

#### 主な取組み

取組み	内容	担当課
保健福祉センターの管理運営	市民の保健の充実並びに福祉の増進を図る地域の拠点として、関係団体の協力のもと、安全で快適な施設運営及び維持管理を行います。	地域共生推進課
生活支援体制整備事業	市内7か所の地域高齢者支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、各地区における課題や資源の把握に努め、関係機関のネットワークを構築します。また、関係機関との協議により、地域の課題とその解決に向けた検討を行います。	高齢介護課

取組み	内 容	担当課
高齢者の就労支援	働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、労働を通じて、生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを行います。	高齢介護課
地域介護予防活動・住民主体の通いの場への支援	元気な高齢者が活躍し、地域の中で自らの生きがいとして活動できるよう、市民ボランティア団体、NPO法人等が運営する通所サービスや健康づくり、介護予防につながる活動の拡大に向けて支援します。	高齢介護課
社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者養成事業、点字広報等発行事業、精神保健福祉地域交流事業、パラスポーツフェスティバル等を実施します。	障害福祉課
農福連携マッチング等支援事業	障害者の日中活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保及び工賃向上を図るとともに、農業の担い手を確保するため社会福祉協議会、JA、市等が連携し、障害福祉サービス事業所と農業法人等をマッチングする神奈川県モデル事業「農福連携マッチング等支援事業」に取り組みます。	障害福祉課 農業振興課 社会福祉協議会
子どもの居場所事業の運営支援	食事の提供や学習支援を行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助するとともに、活動の場の確保や市民への周知等で活動を支援します。	子育て総務課
コミュニティ保育推進事業 【再掲】	就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けながら、児童館や公園等で活動しているコミュニティ保育グループが、継続して安定した運営ができるよう支援します。	子育て総務課
地域子育て支援拠点事業 (ぼけっと21等) 【再掲】	就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。	子育て総務課
かみ放課後子ども教室	放課後の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保を図り、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを継続します。	生涯学習課

## 【その他関連する取組み】

- ・老人クラブ活動の支援（高齢介護課）
- ・自治会加入促進活動（市民活動支援課）
- ・市民活動サポートセンター（市民活動支援課）
- ・児童館事業（こども育成課）
- ・ボランティアセンター（社会福祉協議会）

## 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
住民主体の通いの場 への参加高齢者数	高齢介護課	4,892人	5,100人	5,200人
パラスポーツフェス ティバルの参加者数	障害福祉課	1,102人 ※かながわスポー ツフェスティバル と合同開催	700人	700人

Memo  地域での様々な活動団体・・・

## 1 「自治会」

地域を基盤に、地縁という絆で結ばれた市民の自主的な共同体です。お祭りなどの地域行事や交流、防犯・防災、清掃、環境美化活動など、様々な活動を通して、よりよい地域コミュニティづくりに取り組んでいます。市では、自治会の活動や運営を支援するとともに、加入促進活動への支援を推進しています。

## 2 「老人クラブ」

自治会等を単位に結成した自主的なグループで、「元気に、仲良く、豊かに、楽しく生きる」をキャッチフレーズに世代を超えたふれあいや社会奉仕、旅行、スポーツ活動等を行っています。

## 3 「青少年指導員」

子ども会やその他の青少年団体の活動を指導、援助し、スポーツやレクリエーション活動の指導及び普及を行っています。

## 4 「保護司」

平成28年（2016年）12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。法務大臣から委嘱を受けた保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるように、保護観察官と協力して地域の犯罪の予防活動に取り組んでいます。

Memo



## 地域づくりにつながる事業の紹介

～移動（通院・買い物）支援＋社会参加＋社会福祉法人の「公益的な取り組み」～

### 「とちくぼ買い物クラブ」

買い物に行くことが難しい地域の住民に買い物の移動支援サービスを提供し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことを目的に、栃窪自治会と協働で買い物支援モデル事業「とちくぼ買い物クラブ」を実施しています。

地元の社会福祉法人「浄泉会」から車両の提供を受け、地域のボランティアが運行し、市がそれを支援する仕組みです。

これまで徒歩や自分で運転する車で買い物に行っていた人が、皆で集まって週1回買い物に行くことで、「楽に行けるようになった」「重いものも買えるようになった」という利便性の向上だけでなく、「車内での会話が楽しい」「地域の見守りにつながっている」といった声もあり、地域コミュニティの活性化につながっています。

また、通院などへの対応策が課題となっていました。社会福祉法人「輝星会」から、施設と渋沢駅を往復する定期便（職員や入所者家族を送迎、1時間に1本）の利用について提案があり、ルート上にある栃窪地区の通院等に困る住民も無料で同乗できることになりました。

買い物は「とちくぼ買い物クラブ」、そのほかの外出は定期便と使い分けることができ、地域に大変喜ばれています。この2つの取り組みにより、地域の中で課題を把握・解決し、より住みやすい地域づくりにつながっています。

## イ 外出支援（移動支援）策の推進

### 現状と課題

- ・ 超高齢社会を迎え、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など誰もが利用しやすい鉄道やバスなどの公共交通の環境整備とともに外出するための移動手段を整備し、充実することが必要です。
- ・ 加齢や免許証返納等に伴い、外出や買い物が困難になる高齢者の増加が見込まれます。
- ・ 地域の中で安定した生活及び社会参加のため、交通手段だけではなく、コミュニケーション手段の支援が必要です。

### 取組みの方向性

- ・ 公共交通事業者と協働して、誰もが利用しやすくするため公共交通の環境整備に取り組んでいきます。
- ・ 市民のニーズや地域の実情を把握したうえで、地域住民や民間事業者、関係機関がそれぞれの特性を生かしながら連携し、役割分担することにより地域の実情に応じた移動手段の確保への支援に取り組めます。
- ・ 移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細やかな支援を行います。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉有償運送 <sup>(※)</sup> 制度の活用	介護を必要とする高齢者や障害者など、NPO法人等が原則としてドア・ツー・ドアで行う有償の移動支援サービスの利用の促進を図ります。	地域共生推進課
地域支えあい型認定ドライバーの養成	地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援するボランティアや福祉有償運送の移送ドライバーの育成をします。	高齢介護課
公共交通の整備	路線バスやコミュニティタクシー等、市民の日常生活における移動手段を確保していくとともに、公共交通空白・不便地域などにおいては、地域住民や交通事業者と連携・協働し、課題の解決を検討します。	交通住宅課

※ 福祉有償運送・・・NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、介護を必要とする高齢者や障害者など、公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う送迎サービス



取組み	内 容	担当課
福祉用具・車両等の貸出し	外出困難な高齢者・障害者等を対象に、通院や買い物などに利用できる福祉車両や短期で車いすを貸出しています。	社会福祉協議会

## 【その他関連する取組み】

- ・福祉タクシー利用券の交付（障害福祉課）

## Memo 秦野市内で活動する赤十字奉仕団とは？

赤十字奉仕団とは、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

市町村ごとに組織された「地域赤十字奉仕団」と特殊な資格・技術等を持った人たちが組織された「特別奉仕団」があり、活躍しています。

### 1 地域赤十字奉仕団

#### 「秦野市赤十字奉仕団」

救急法や幼児安全法、健康生活支援の講習会、献血広報活動、秦野たばこ祭りなど市の行事の際の救護支援、また山のある本市ならではの安全登山キャンペーン等、地域に根差した奉仕活動を実施しています。

### 2 特別赤十字奉仕団

#### (1) 「秦野市誘導赤十字奉仕団『歩歩ほほの会』」

視覚に障害を持っている方の日常の買い物や散歩等の外出支援を行います。また、年間を通して、一緒に楽しめる様々なイベントも開催しています。

#### (2) 「秦野市点訳赤十字奉仕団」

視覚に障害を持っている方に、点訳による情報をお届けしています。「広報はだの」等の刊行物や楽譜などの点訳を行っているほか、図書館に点訳蔵書を寄贈しています。また、触って読む触図の案内図等も製作しています。

#### (3) 「秦野市録音赤十字奉仕団『ひまわり』」

視覚に障害を持っている方に、音声による情報提供を行います。具体的には、録音図書を作成や広報はだの等の様々な刊行物をCD等に録音し、声の情報をお届けしています。

#### (4) 「秦野市拡大写本赤十字奉仕団」

弱視や高齢で小さい文字が見えづらい方に、文字を大きくした拡大写本を作成します。小中学校の教科書、広報はだの・子ども広報拡大版、図書館蔵書、個人から依頼のあった電車やバスの時刻表などの作成を行っています。

## ウ バリアフリー化の推進

### 現状と課題

- ・ 子育て世代や高齢者、障害者など、誰もが気軽に外出し、誰もがより安全に、快適に暮らせる社会参加できるまちづくりが必要です。

### 取組みの方向性

- ・ 道路や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい、やさしい住みよいまちづくりを促進します。
- ・ 多様な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、道路通行や交通安全のルールとマナーの徹底を普及啓発するとともに、困っているときは、支えあおうとする配慮や気遣いといった「心のバリアフリー」を推進します。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
建築物のバリアフリー化の促進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、対象建築物のバリアフリー化の促進に努めます。	建築指導課
ノンステップバス <sup>(※)</sup> 導入事業	子ども、高齢者、障害者など誰もが利用しやすくするため、バス事業者と連携し、公共交通の環境整備を支援します。	交通住宅課

#### 【その他関連する取組み】

- ・ 放置自転車の防止の啓発活動（地域安全課）
- ・ 交通安全講習会等の開催（地域安全課）

### Memo

### 視覚障害者誘導用ブロックとは？

視覚障害者が安全かつ快適に移動できるよう支援するため、足裏の触感覚で認識できるように、地面や床面に敷設された、突起があるブロック（プレート）のことです。視覚障害者の妨げにならないよう物を置かないようにしましょう。

※ ノンステップバス…床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス

### (3) 地域福祉を担う人材の育成

#### 現状と課題

- 自治会や民生委員・児童委員など地域福祉活動の担い手が高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっています。
- 新たな人材を確保するため、これまで福祉活動への参加が少なかった世代への働きかけや民間活力を活用した取組みの必要性が増しています。

#### 取組みの方向性

- 将来の担い手の育成に向けて、子どもの頃から地域福祉活動に親しみを持つ機会を提供します。
- 地域福祉活動に興味を持ってもらえるよう、市民が参加しやすいボランティア等に関する講座や体験の機会を充実します。

#### 主な取組み

取組み	内容	担当課
民生委員・児童委員の周知、活動支援	地域における最も身近な相談相手の民生委員・児童委員の活動を周知するとともに、生活上の様々な相談を受け、関係機関へつなげるように活動を支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
認定ヘルパー及び生活援助従事者等の研修	要支援者等の訪問型サービスを担う認定ヘルパーや生活援助サービスを提供する生活援助従事者等の研修を実施し、介護の担い手を育成します。	高齢介護課
地域支えあい型認定ドライバーの養成【再掲】	地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援するボランティアや福祉有償運送の移送ドライバーを育成します。	高齢介護課
ボランティアの養成	手話、点訳等の各種ボランティア講座や中学生・高校生のボランティア体験学習を実施し、多様な福祉活動の担い手を育成します。	社会福祉協議会
市民活動サポートセンターの活用	市民ボランティアの育成、活動支援に向けて、市が運営する「市民活動サポートセンター」の運営支援を行います。	市民活動支援課

取組み	内 容	担当課
はだの市民活動 団体連絡協議会 (れんきょう)	各団体の活性化や団体活動の推進を目的に、環境保護、福祉、教育など、様々な分野で活動するボランティア団体（現在52団体）が横の連携をとりながら、活動を行います。	市民活動支援課
ゲートキーパー の養成	心に悩みを抱えている人に早期に気づき、行政の窓口や相談支援機関への橋渡しを支援する「ゲートキーパー」の養成を行います。	健康づくり課
福祉教育の実施 【再掲】	福祉教育指定校において、社会福祉協議会と連携し、福祉教室、福祉体験プログラム、中学校ボランティア体験学習など福祉施設等への訪問や交流を行います。	教育指導課 社会福祉協議会

## 【その他関連する取組み】

- ・自治会加入促進活動（市民活動支援課）【再掲】

## 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
市民活動サポート センター利用者数	市民活動支援課	3,140人	3,400人	3,500人
はだの市民活動団体 連絡協議会の加盟団 体数	市民活動支援課	54団体	55団体	55団体
ゲートキーパー養成 数	健康づくり課	1,319人	1,700人	1,900人

## (4) 地域における見守りの推進

### 現状と課題

- ・ 地域での人間関係が希薄化し、地域生活課題を抱える人に気づかず、支援が遅れるなど、地域の中で、日頃から、顔の見える関係の構築が必要です。
- ・ 早期に発見し、早期に関係機関の支援につなぐことが求められています。
- ・ 市民と関係者が支えあうことを目的とする見守り活動において、個人情報を取り扱うことが必要な場合もあります。しかし、個人情報の提供に不安を感じる人もいます。

### 取組みの方向性

- ・ 民生委員・児童委員、青少年相談員、保護司、自治会、地域高齢者支援センター、ボランティアなど、多様な主体による見守り活動を促進します。
- ・ 支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない人を早期に発見するため、見守りのネットワーク及びアウトリーチ活動を充実させ、必要に応じて関係機関による支援、見守りにつなげていきます。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
民生委員・児童委員による見守り活動	子ども、高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者などの多様な相談を受け、相談内容に応じて、関係機関へ橋渡しをします。	地域共生推進課 社会福祉協議会
地域見守り活動事業	新聞や郵便配達、宅配事業者、電気小売業者、商店街等と連携し、民間事業者等の見守り活動を促進していきます。	地域共生推進課
ひとり暮らし高齢者等登録事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上のみの世帯を対象に、地域が高齢者を見守り、支えあう体制を推進します。	高齢介護課
ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	日常の食生活に支障をきたしている在宅のひとり暮らし高齢者等の健康で自立した生活の確保を図るとともに、安否確認を行うため、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達します。	高齢介護課

取組み	内 容	担当課
介護者支援の充実【再掲】	介護者の相談窓口として、「介護者ほっとライン」を設置するとともに、介護に関する知識等を普及する「介護者セミナー」や介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
認知症サポーター等の養成事業	認知症高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症を正しく理解し、見守る「認知症サポーター」を養成します。また、「認知症サポーター」を養成する講座の講師となる「認知症キャラバン・メイト」を育成及び支援します。	高齢介護課
認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の専門職と各地域高齢者支援センターに配置する認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症高齢者やその家族への、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。	高齢介護課
認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援	認知症やその家族など誰もが気軽に集える場として、市民が運営する「認知症カフェ」の運営経費の一部を助成する等、参加者同士の交流や情報提供を促進し、介護者の心理的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
まちづくりや福祉の地区拠点の設置への支援	各地区まちづくり委員会や地区社会福祉協議会*が行う拠点整備に対して、補助金の交付や助言、支援を行います。	市民活動支援課 社会福祉協議会
社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止や立ち直りについて地域社会や青少年の理解を深めるため、保護司会などボランティアや法務局等とともに「社会を明るくする運動」を実施します。	市民相談人権課
各地区の青少年相談員による街頭巡回指導等	青少年の非行や犯罪防止のため、声かけ運動や街頭等のパトロールを行います。	こども育成課
ほほえみ収集	高齢者や障害者などを対象に、ごみの戸別収集を実施します。	環境資源対策課

※ 地区社協・・・地域福祉を推進することを目的に、市内7地区に自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ、社会福祉施設などが中核となり構成される自主的組織。略して「地区社協（ちく・しゃきょう）」と呼んでいます。

取組み	内 容	担当課
商業活性化事業 【招（商）福連携 ハダ恋にぎわい商店街「はだの商人（あきんど）宅配サービス店紹介事業」】	WEBサイト「ハダ恋にぎわい商店街」にて、市内の買い物が困難な人などを対象に宅配、出張サービスを行う「はだの商人（あきんど）宅配サービス店」を紹介します。	産業振興課

## 【その他関連する取組み】

- ・ こども見守りボランティア会議（こども育成課）
- ・ 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進（高齢介護課・障害福祉課・防災課）
- ・ Net119緊急通報システム<sup>(※)</sup>の推進（障害福祉課・情報指令課）
- ・ 緊急通報システム事業の推進（高齢介護課）

## 成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
在宅高齢者及び身体障害者家庭内事故等対応整備事業登録者数	高齢介護課	146人	350人	450人
認知症サポーター養成者数	高齢介護課	13,250人	20,000人	24,000人
まちづくり拠点の設置数	市民活動支援課	3か所	4か所	5か所
保護司の活動に関する広報の媒体数	市民相談人権課	5件	6件	7件
青少年相談員の充足率	こども育成課	83人	96人	96人
招（商）福連携ハダ恋にぎわい商店街「はだの商人（あきんど）宅配サービス店紹介事業」登録店舗数	産業振興課	※令和2年度から事業開始	70件	90件

※ NET119緊急通報システム…聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うため、スマートフォンや携帯電話等の通報用Webサイトから、文字入力による操作とG.P.S測位情報を活用して、「会話をせずに」簡単な操作で119番通報が可能となるシステム

## (5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

### 現状と課題

- 平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組みを責務として取り組まなければならない」と規定され、「地域における公益的な取組み」を行うことが推奨され、既に、多様な取組みを展開しているにも関わらず、地域における公的な取組みとして認識されていない状況も見受けられます。
- 新型コロナウイルス禍の影響により、民間企業等から、感染防止対策等への寄付が寄せられ、助けあい活動への関心が広まっています。

### 取組みの方向性

- 社会福祉法人や福祉サービス事業者、NPO法人等について、これまでの多様な取組みが地域共生社会の実現につながっていることを市民はじめ地域社会全体で再認識され、地域や市、社協等とのつながりを強化し、地域の福祉ニーズに対応した公益的活動が更に促進されるよう、市は、必要な支援を行います。
- 地域の活動に積極的に携わることができなくても、寄付等により、地域活動を支援することができるよう、共同募金、日赤募金、福祉団体への寄付を呼びかけ、公益的活動への理解を深めるよう取り組みます。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉寄付等の周知	寄付の趣旨と合わせて、広報紙などで活用事例の周知を図ります。	地域共生推進課
社会福祉法人による公益的活動の促進	地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組みを行うことができるよう支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
はだの地域公益事業基金	平成28年度の社会福祉法の改正に先駆けて、社協と施設部会※が中心となり設立し、「たすけ合い給付金事業」や低所得者に対する法外ヘルパー派遣事業の利用料免除など、既存の制度では対応できない地域の福祉課題の解決のため役立てています。	社会福祉協議会

※ 施設部会・・・市内の社会福祉法人及び社会福祉施設で構成する秦野市社会福祉協議会の組織



## Memo 赤い羽根共同募金とは？

共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のための資金を集める民間の運動として活用されてきました。

自治会等の協力により地域で集められた資金は、市内の社会福祉法人や NPO 法人、ボランティア団体等に配分され、地域のために役立てられています。

## Memo 地域福祉の充実

平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域における公益的な取り組み」が求められています。

これは、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目したもので、例えば、地域の障害者や高齢者と住民との交流を目的とする行事の開催、子育てや介護をする家族同士の交流の場が提供されています。

また、そのほかにも、NPO法人が地域と連携し、地域づくりにつながった事例や地元企業等から福祉を目的とした寄付が毎年寄せられています。

このような様々な民間活力を生かした地域福祉の推進は、多様な主体の参画による地域づくりにもつながっています。

（例）

- ・新型コロナウイルスで福祉の現場で頑張る人たちへの応援メッセージ
- ・社会福祉協議会による手作りマスクでの応援



「新型コロナウイルスで福祉の現場で頑張る人たちへの応援メッセージ」

## (6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進

### 現状と課題

- ・ 子どもや高齢者、障害者、在宅難病患者等は、災害時に一人で避難することができないなど、支援及び配慮が必要になることがあります。
- ・ 大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶により、災害対応力の低下が懸念されます。
- ・ 災害時における避難行動要支援者の受入れ体制の整備、充実に努めます。

### 取組みの方向性

- ・ 避難行動要支援者の名簿を毎年更新し、適切に管理するとともに、地域ごとに日常的な見守りや名簿を活用した訓練の実施に取り組みます。
- ・ 誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な方を受け入れる福祉避難所<sup>(※)</sup>等の拡充に取り組みます。

### 主な取組み

取組み	内容	担当課
避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練の実施	避難行動要支援者の安否確認を円滑かつ迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課
避難行動要支援者名簿の更新	定期的に避難行動要支援者名簿を更新し、自治会、民生委員・児童委員等に提供するとともに、要支援者の避難支援計画の作成を促進します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課
福祉避難所 <sup>(※)</sup> の整備	福祉避難所の確保に向けて、事業者との協議を進めるとともに、福祉避難所の指定施設に、避難時当初に最低限必要な物品を配備します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課

#### 【その他関連する取組み】

- ・ 災害ボランティアセンターの運営（市民活動支援課、社会福祉協議会）

※ 福祉避難所・・・既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所

成果・活動量

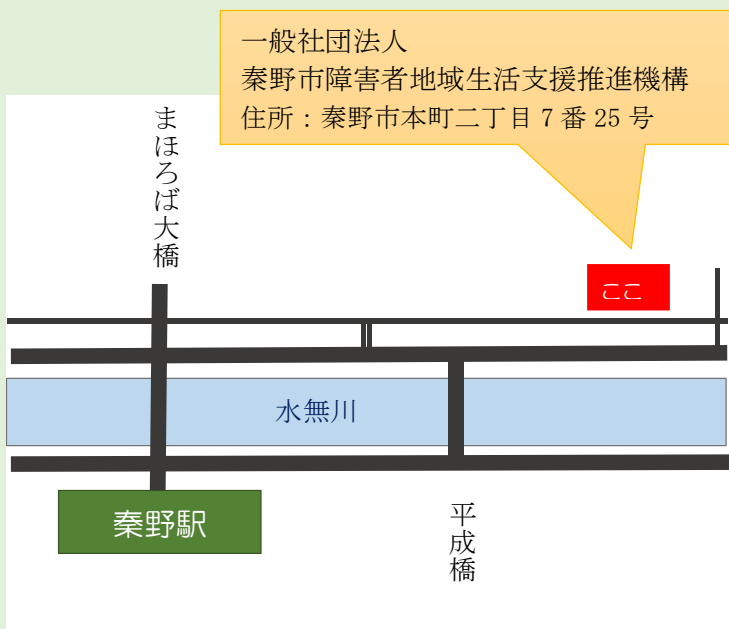
指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
避難行動要支援者 名簿の更新	防災課	2回	2回	2回
福祉避難所の協定 締結施設受け入れ 可能人数	障害福祉課	210人	220人	220人

Memo

災害時における  
帰宅困難者(障害者・高齢者等)の支援

平成31年3月に一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構と秦野市で「災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定」を締結しました。

この協定の締結により、災害時の帰宅困難者のうち、障害者、高齢者等支援を必要とする方が一時休憩スペースとして施設を利用することができます。



## 第6章 計画の推進体制

### 1 市の体制

本計画は、子ども、高齢者、障害者、生活困窮等の福祉の分野にとどまらず、安全・安心、健康づくり等の幅広い分野から福祉をとらえ、地域福祉を推進していくものです。

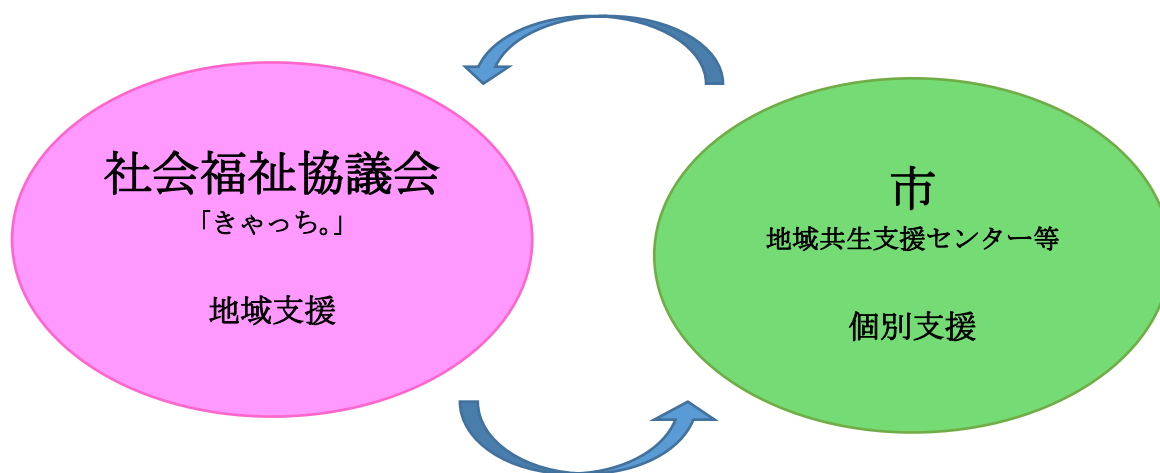
計画の推進に当たっては、複雑・多様化する地域の課題に対し、関連部署との連携を十分に図り、より効果的に事業を推進するよう努めます。

### 2 社会福祉協議会との連携

市は、地域福祉を推進するに当たって、密接な関係にある社会福祉協議会とのより一層の連携体制のもと、地域共生社会の実現に向けて、一体的に施策を推進していきます。

また、秦野市社会福祉協議会では、本計画の理念を具体的な行動に転換させるため、「第5期秦野市社協地域福祉活動計画」を策定しています。

2つの計画が車の両輪となり、市と社会福祉協議会が相互に連携し、地域のつながりを豊かにし、地域共生社会の実現を目指します。



### 3 市民・地域団体・サービス事業者との連携

本計画の基本理念である「地域で共に支えあい、全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」を目指し、市民、地域活動団体・事業者、社会福祉協議会、市がそれぞれの分野において、できることを積み重ね、互いに連携し、協働しながら、計画の実現に向けて取り組みます。

#### 1 市民の役割

市民一人ひとりが、地域を支える重要な一員です。自治会への加入やボランティア活動など、積極的に地域福祉活動へ参加・協働する等により、地域福祉を支える大きな力になることが期待されています。全ての人がかげがえのない存在であることを認めあい、日頃から、地域住民同士のふれあいを深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを主体的に担っていけるよう努めましょう。

#### 2 事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援や権利擁護、サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や他のサービスと連携しながら、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。

福祉に関する専門的な支援力を生かしながら、利用者や家族が安心して利用できるサービスの提供に努めるとともに、地域福祉活動へ参加、協力しましょう。

#### 3 地域福祉活動団体の役割

自治会や地区民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等は、つながりや相互の支えあいを広げ、課題に気づいたら、丁寧に受けとめましょう。支援を必要とする方の特性や個別事情を踏まえつつ、公的な福祉サービスでは対応できないような、多様な困りごとに柔軟に応じたり、団体同士で連携したり、専門的な支援が必要な場合に関係機関につなげましょう。

#### 4 行政の役割

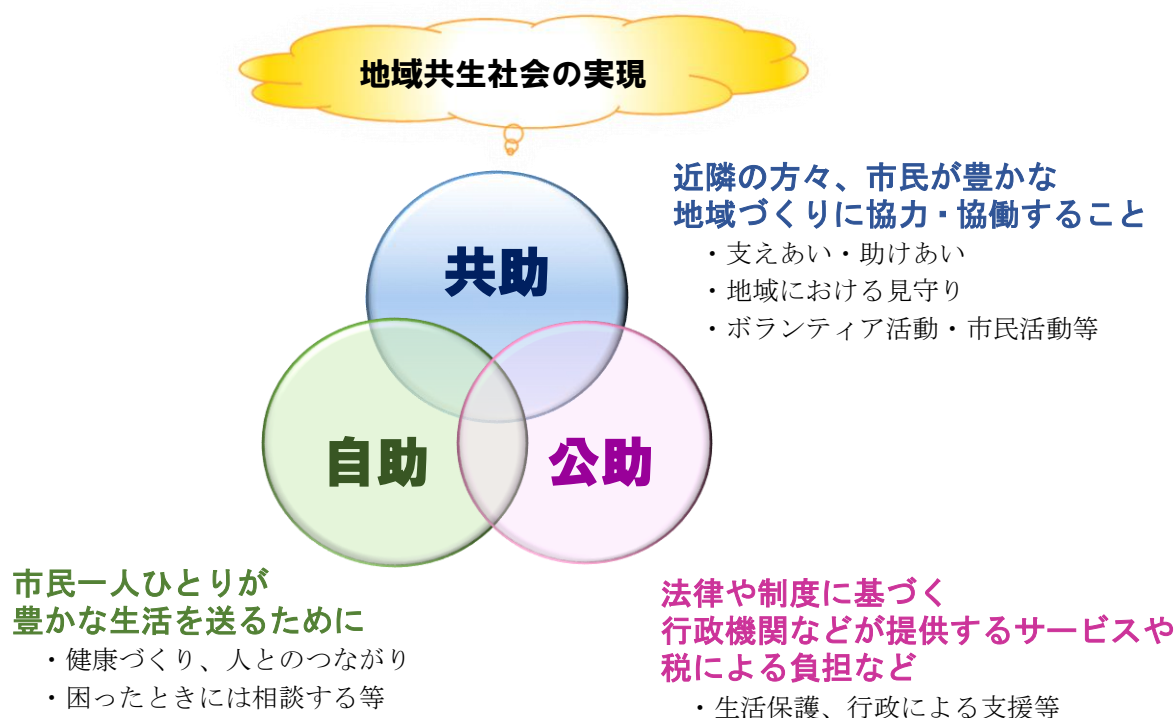
地域生活課題を抱える市民一人ひとりの支援を確実に行うことが期待されます。

1つの相談窓口だけでは解決が困難な複合課題には、分野横断的かつ包括的な支援を行う体制を推進します。市民・地域活動団体等が取り組む地域福祉活動が一層、有意義なものとなるよう、市の施策や地域との協議の場などを地域福祉の視点から推進し、地域生活課題の把握と解決に向けた連携の重要性を広く周知します。

地域への情報提供、活動支援、意識啓発、人材育成等を通じて、地域生活課題の早期発見・早期支援につなげます。

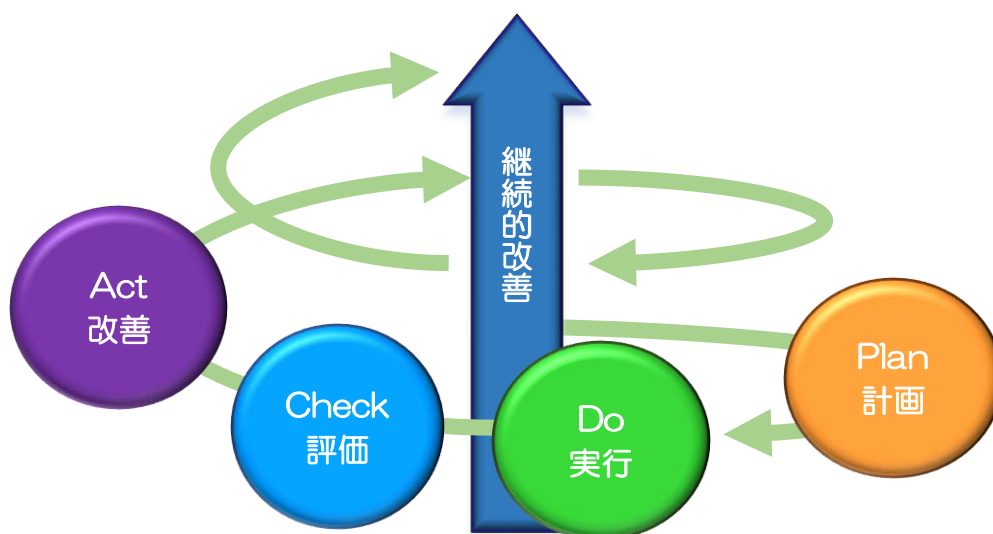
このような取組みを着実に推進することで、秦野市らしい支えあいの地域づくりに努めます。

【自助、共助、公助のイメージ】



4 進行管理

地域内でのきめ細やかな取組みが必要とされます。そこで、定期的に、計画の実施状況を点検、把握し、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図ります。



## 資料編

## 1 計画の策定経過

## (1) 説明会等

年度	開催日	名称等
令和元年度	2月10日～14日	秦野市自治会連合会説明会
	2月13日	第1回秦野市社会福祉協議会理事懇談会
	2月15日	秦野市障害者地域生活支援推進機構研修会
	2月25日	秦野市民生委員児童委員協議会常任理事会
	3月24日	地域高齢者支援センター管理者会議
令和2年度	6月9日	秦野伊勢原医師会総務委員会
	6月18日	第1回秦野市自治会連合会役員会
	6月23日	第3回地域高齢者支援センター連絡会
	7月2日	秦野市介護支援専門員協会事業者部会
	7月6日	秦野市子育て支援センター（ぼけっと21等）管理者会議
	8月13日	第1回秦野市社会福祉協議会理事懇談会
	9月2日	第2回秦野市高齢者保健福祉推進委員会
11月7日	秦野市手をつなぐ育成会役員会研修会	

## (2) 策定会議等

年度	開催日等	事業	主な内容
令和元年度	6月24日	第1回秦野市相談支援包括推進会議	今後の取り組み方針等の説明
	6月17日～8月7日	地域共生社会の実現に向けたアンケート・ヒアリング調査の実施	
	6月21日～27日	地域共生社会への取組みに関するWebアンケート調査の実施	
	7月1日	第1回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	成年後見制度利用促進計画の策定の説明
	7月29日	第2回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	成年後見制度利用促進計画の策定の説明
	9月6日	第2回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
	9月11日	第2回秦野市相談支援包括推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査等の報告</li> <li>地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討</li> </ul>

令和 元 年 度	10月16日	第1回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討
	10月28日	第3回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	成年後見制度利用促進及び後見人支援の機能の検討
	11月7日	第3回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	地域連携ネットワークのあり方(案)の検討
	11月29日	第3回秦野市相談支援包括推進会議	地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討
	12月9日	第2回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討
	1月20日	第4回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
	2月12日	「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」を策定	
	2月14日	第3回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	地域共生社会の実現に向けた基本方針の報告
	2月19日	第4回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
	2月19日	第5回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
令和 2 年 度	5月18日	第1回秦野市相談支援包括推進会議	計画の骨子、体系、スケジュールの検討
	6月30日	第1回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	計画の骨子、体系、概要の検討
	7月9日	第1回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	計画の骨子、体系、概要の検討
	7月31日	第2回秦野市相談支援包括推進会議	計画の素案の検討
	8月24日	第1回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	計画の骨子及び素案の検討
	8月24日	第2回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	計画の素案の検討
	10月15日	第1回秦野市社会福祉審議会	計画の素案の検討
	10月16日	第3回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	計画の素案の検討
	10月26日	第3回秦野市相談支援包括推進会議(書面開催)	計画の素案の検討
	11月4日	第2回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	計画の素案の検討
12月16日 ～1月15日	パブリック・コメント		
2～3月	第2回秦野市社会福祉審議会	パブリック・コメントの結果報告、計画案の諮問・答申	



## 2 計画策定の体制

### (1) 秦野市社会福祉審議会

役 職	職名・団体名	分 野
会 長	秦野市社会福祉協議会 会長	福祉全般
副会長	秦野伊勢原医師会 会長	健康・医療
	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター 保健福祉課長	健康・医療
	秦野市介護保険事業者連絡協議会 会長	高齢
	秦野市民生委員児童委員協議会 会長	福祉全般
	秦野市障害者支援委員会 副会長	障害
	秦野市私立保育園園長会	児童
	社会福祉法人かながわ共同会	障害
	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授	福祉全般
	神奈川県平塚児童相談所 所長	児童
	秦野市ボランティア連絡会 会長	ボランティア団体
	はだの市民活動団体連絡協議会 会長	ボランティア団体
	秦野市母子寡婦福祉会 会長	母子・女性団体
	秦野市人権擁護委員会 会長	権利擁護
	秦野市自治会連合会 副会長	地域団体
	NPO法人CLCA子どもと生活文化協会 顧問	生活困窮

### (2) 秦野市相談支援包括推進会議

構 成 課	
総務部	債権回収課
くらし安心部	市民相談人権課
福祉部	地域共生推進課、生活援護課、高齢介護課、障害福祉課、 国保年金課
こども健康部	子育て総務課、こども家庭支援課
環境産業部	産業振興課
教育部	学校教育課、教育指導課

**(3) 秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会**

区 分	職名・団体名
高齢	秦野市鶴巻地域高齢者支援センター
	秦野市介護支援専門員協会 会長
障害	秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」 常務理事
子育て	スマイルママ 代表
	特定非営利活動法人子育ての輪 L e i 理事
地域福祉	はだの地域総合相談センター「きゃっち。」
	おおねふれあい館
	秦野市更生保護女性会
オブザーバー	神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部長
	秦野市社会福祉協議会 会長

事務局：秦野市社会福祉協議会

**(4) 秦野市成年後見ネットワーク連絡会**

職名・団体名
公益社団法人成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部 副支部長
公益社団法人神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川 副委員長
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部 地区幹事
特定非営利活動法人総合福祉サポートセンターはだの 主任
秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの” 支援強化担当課長
秦野市障害者権利擁護センターライツはだの マネージャー
秦野市地域高齢者支援センター (7か所)
秦野市福祉部 (高齢介護課、障害福祉課、生活援護課、地域共生推進課)
秦野市社会福祉協議会 (秦野あんしんセンター)

事務局：はだの地域総合相談センター「きゃっち。」(秦野市社会福祉協議会)

**(5) 秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ**

職名・団体名
公益社団法人成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部 副支部長
公益社団法人神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川 副委員長
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部 地区幹事
特定非営利活動法人総合福祉サポートセンターはだの 主任
秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの” 支援強化担当課長
秦野市渋沢地域高齢者支援センター
秦野市介護支援専門員協会会長
秦野市福祉部（高齢介護課、障害福祉課、生活援護課、地域共生推進課）

事務局：はだの地域総合相談センター「きゃっち。」（秦野市社会福祉協議会）

### 3 秦野市社会福祉審議会諮問・答申

## 第4期秦野市地域福祉計画

令和3年（2021年）3月発行

編集発行 秦野市福祉部地域共生推進課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-7392（直通）